

第4次八百津町総合計画

みんなのやおつ 新時代プラン

「やさしさとみどりあふれる活気あるまち やおつ」

八百津町

～「やさしさとみどりあふれる 活気あるまち やおつ」を目指して～

私たちの町、八百津町が昭和30年代初頭の町村合併により新しく誕生して以来、およそ半世紀が過ぎました。

この間、3次におたる総合計画を指針として、町民の皆さんのご協力のもと、町政は着実に進展してまいりました。

しかし、近年、地方分権時代の到来、少子高齢化・人口減少の急速な進行、産業をめぐる経営環境の急速な変化など、社会・経済情勢が大きく変化するなか、わが国はあらゆる分野において歴史的な転換期を迎えており、それは八百津町においても例外ではありません。

こうした町を取り巻く厳しい状況に対応するためには、本町の特色・特性を伸ばす「プラス思考」のまちづくりが重要なことと考えます。

また、これからの地方分権時代のまちづくりにおいては、町民の皆さんと行政が地域の課題に共に取り組み、解決していく「協働」のまちづくりが欠かせない要素となっています。

このため、地域の連帯感を背景とした「やさしさ」を実感できる、豊かな「みどり」との共生を図り、人づくりや快適な住環境の整備、産業振興による「活気あるまち」を町民の皆さんと進め、子どもから高齢者、男女を問わず、ずっと住み続けたい・住みたくなる「やおつ」の実現への思いを込めて、「やさしさとみどりあふれる 活気あるまち やおつ」を将来像とする、第4次総合計画「みんなのやおつ 新時代プラン」を策定いたしました。

計画策定にあたっては、八百津町総合計画審議会の委員をはじめ、町議会、また、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様方に心からお礼を申し上げます。

これからの計画の推進につきましても、皆さんとともに、決意も新たに組みんでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご協力をお願いいたします。

平成19年3月

八百津町長 赤塚新吾

目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1部 | 序論 | 1 |
| 第1章 | 計画策定にあたって | 2 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の性格と役割 | 3 |
| 3 | 計画の構成と期間 | 4 |
| 第2章 | 八百津町の概要 | 5 |
| 1 | 位置と概要 | 5 |
| 2 | 人口の動向 | 6 |
| 第3章 | これからのまちづくりに向けて | 8 |
| 1 | まちづくりに生かすべき特性 | 8 |
| 2 | 八百津町を取り巻く社会・経済動向 | 10 |
| 3 | 新しいまちづくりへの住民意向 | 13 |
| 4 | 八百津町の発展課題 | 21 |
| 第2部 | 基本構想 | 23 |
| 第1章 | 八百津町の将来像 | 24 |
| 1 | まちづくりの基本視点 | 24 |
| 2 | まちづくりの将来像 | 25 |
| 3 | 将来像実現のための基本目標 | 26 |
| 4 | 人口の将来予測値 | 27 |
| 5 | 土地利用の基本方針 | 28 |
| 第2章 | 施策の大綱 | 29 |
| 1 | 共に支えあう健康・福祉のまちづくり | 30 |
| 2 | 安全で快適な定住と交流のまちづくり | 31 |
| 3 | 緑と水と共生する環境保全のまちづくり | 34 |
| 4 | 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり | 35 |
| 5 | 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり | 37 |
| 6 | 共につくる協働と参画のまちづくり | 39 |
| 第3部 | 基本計画 | 43 |
| 第1章 | 共に支えあう健康・福祉のまちづくり | 44 |
| 1 | 健康づくりの推進 | 44 |
| 2 | 地域福祉の充実 | 47 |
| 3 | 子育て支援の充実 | 49 |
| 4 | 高齢者施策の充実 | 52 |
| 5 | 障がい者施策の充実 | 54 |
| 6 | 社会保障の充実 | 56 |
| 第2章 | 安全で快適な定住と交流のまちづくり | 58 |
| 1 | 調和のとれた土地利用の推進 | 58 |

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 2 | 市街地整備と景観形成 | 60 |
| 3 | 道路・交通網の整備 | 62 |
| 4 | 住宅・宅地の整備 | 65 |
| 5 | 地域情報化の推進 | 67 |
| 6 | 河川の整備と治山・治水対策の推進 | 69 |
| 7 | 消防・防災体制の充実 | 71 |
| 8 | 交通安全・防犯体制の充実 | 73 |
| 9 | 新丸山ダム建設と周辺整備 | 75 |
| 第3章 | 緑と水と共生する環境保全のまちづくり | 77 |
| 1 | 環境保全の推進 | 77 |
| 2 | 水道の整備 | 79 |
| 3 | 下水・排水処理対策の推進 | 81 |
| 4 | 公園・緑地・水辺の整備 | 83 |
| 5 | ごみ処理等環境衛生対策の充実 | 84 |
| 第4章 | 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり | 86 |
| 1 | 教育の充実 | 86 |
| 2 | 青少年の健全育成 | 90 |
| 3 | 生涯学習の推進 | 92 |
| 4 | 生涯スポーツの振興 | 94 |
| 5 | 国際化への対応と交流活動の促進 | 98 |
| 6 | 地域文化の振興 | 100 |
| 第5章 | 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり | 105 |
| 1 | 農業の振興 | 105 |
| 2 | 林業の振興 | 109 |
| 3 | 商業の振興 | 111 |
| 4 | 工業の振興 | 113 |
| 5 | 観光・レクリエーションの振興 | 116 |
| 6 | 雇用・勤労者福祉の充実 | 118 |
| 7 | 消費者対策の充実 | 120 |
| 第6章 | 共につくる協働と参画のまちづくり | 121 |
| 1 | 人権尊重のまちづくり | 121 |
| 2 | 男女共同参画の推進 | 123 |
| 3 | コミュニティ活動の推進 | 125 |
| 4 | 協働のまちづくりの推進 | 127 |
| 5 | 時代に対応した自治体経営の推進 | 129 |
| 6 | 広域行政の推進 | 131 |

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 八百津町の概要

第3章 これからのまちづくりに向けて

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町は、木曾川の清流と豊かな自然に恵まれ、木曾川の舟運により栄えた歴史を有しており、農業をはじめ、工業団地の造成による工業の振興や商業の振興による田園文化都市として発展してきました。また、人道の丘「杉原千畝記念館」、五宝滝、勇壮なだんじりの八百津祭、糸切りからくりの久田見祭など特色ある観光・交流資源を有するまちです。

近年では、第3次八百津町総合計画に基づき、「水と緑と文化の調和した心豊かなまち・やおつ」という将来像の実現に向けた各種施策を計画的に推進し、着実に成果を上げてきました。

21世紀を迎え社会・経済情勢は大きく変化しており、経済の長期低迷、少子高齢化・人口減少社会の到来などにより厳しい財政状況の中、物質的な豊かさから心の豊かさへの価値観・生活様式の変化、高度情報化や国際化の進展、環境問題への関心の高まりなどを背景として、行政に対する住民ニーズは多様化・高度化しています。また、地方分権の推進に伴い、これからの地方自治体は、将来の地域のあり方を自ら決定し、その責任も自分で負う、自主的で自立的なまちづくりが一層求められています。

このような変革の時代において、本町は合併協議の破綻を受け、単独での行政運営を行うこととなり、今後、どのようなまちづくりを進めていくかが問われています。

このため、社会・経済情勢の変化や多様化・高度化する住民ニーズに対応し、住民と行政が協働して、新しいまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を明らかにすることを目的に、すべての住民にわかりやすく、また参画が得られやすいまちづくりの指針として、ここに「第4次八百津町総合計画」を策定します。

2 計画の性格と役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、住民に対して今後の本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

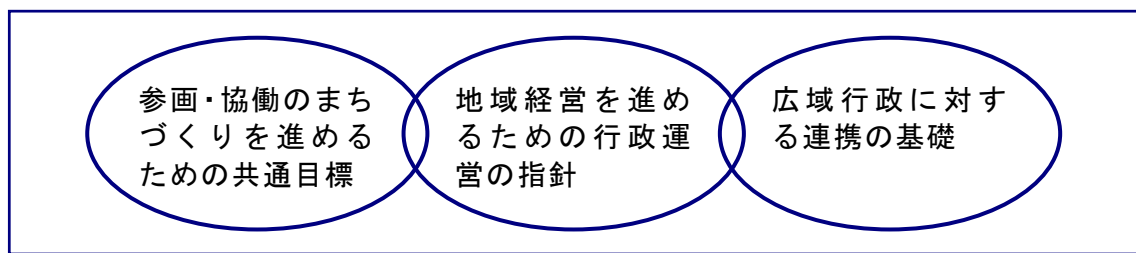
役割2 地域経営を進めるための行政運営の指針

本計画は、町行政において地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行政運営の総合指針となるものです。

役割3 広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や岐阜県、可茂広域行政事務組合等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

[総合計画の役割]



3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

基本構想

基本構想は、本町の特性や住民ニーズの動向、時代潮流等を総合的に勘案し、本町が目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示すものであり、平成19年度（西暦2007年度）を初年度とし、平成28年度（西暦2016年度）を目標年度とする10ヶ年の長期構想です。

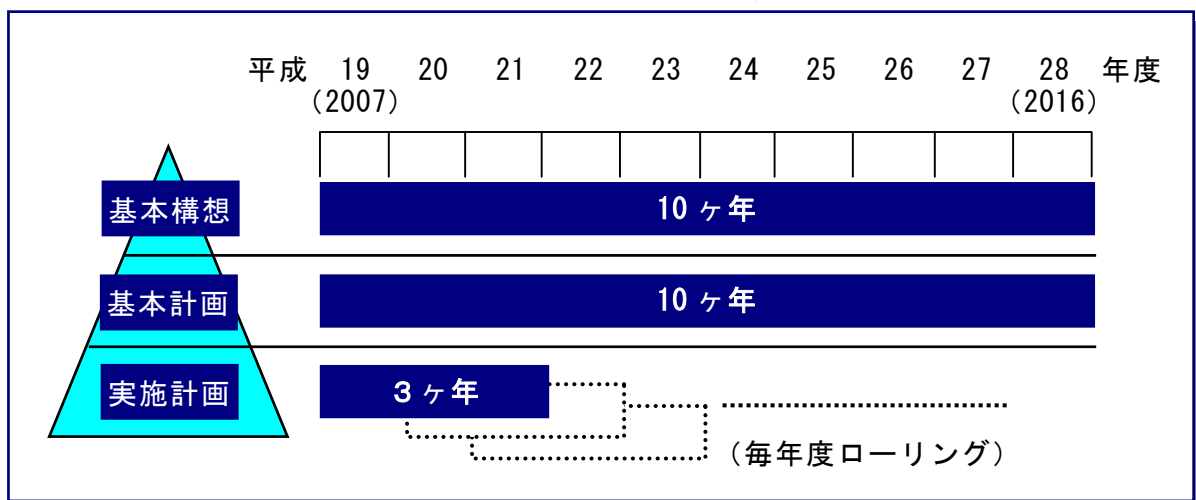
基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に定めるものです。計画期間は、基本構想と同じく10ヶ年としますが、急速に変化する社会・経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ることとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。3ヶ年計画として別途策定し、ローリング方式（毎年見直す方式）により毎年見直しを行い、本計画の進行管理を行います。

[第4次八百津町総合計画の構成と期間]



第2章 八百津町の概要

1 位置と概要

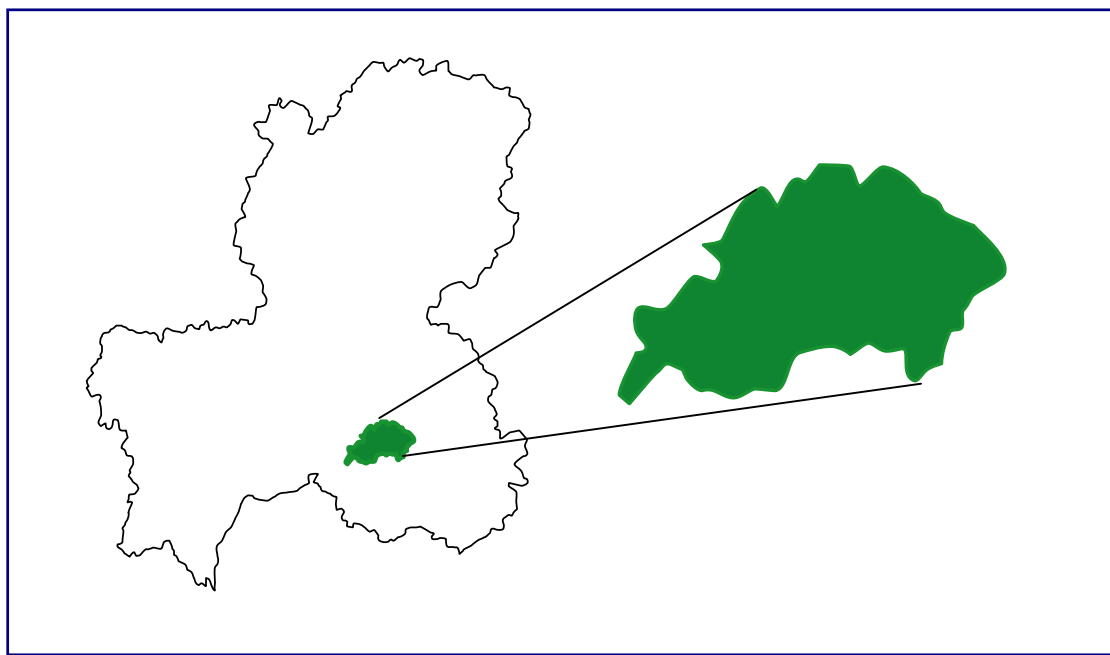
本町は、岐阜県の東南部、岐阜市から約40km、名古屋市から約45kmに位置し、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接しています。

広ぼうは東西19.8km、南北11.2km、総面積128.81km²となっており、地勢をみると町の北側に飛騨川、南には木曾川が流れ、町の西部は海拔120m前後の河岸段丘に沿って住宅、農地が広がり、東部は海拔500mから600mの高原に集落が点在しています。

本町は、縄文時代の遺跡・土器が発見され、中世、近世の貴重な仏像等が現存していることから古くからの歴史を有していることがうかがえます。また、江戸時代には木曾川の要衝として錦織材木奉行所が設置され、木曾川の舟運の起点河津として発展しました。

明治22年の町村制公布に伴い、細目村と称していた名前を八百津町に改め、昭和30年の町村合併促進法の施行を機に錦津村、和知村と合併、昭和31年潮南村、福地村、久田見村と合併して現在の八百津町となりました。

【八百津町の位置】



2 人口の動向

本町の総人口は、国勢調査結果より近年の推移をみると平成7年では14,323人、平成12年では13,632人、平成17年では12,935人と減少傾向にあります。その内訳をみると、平成7年から平成12年までの5年間の減少が691人、平成12年から平成17年までの5年間の減少が697人となっています。

また、年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成7年の2,261人（15.8%）から平成17年には1,600人（12.4%）へ、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成7年の8,693人（60.7%）から平成17年には7,448人（57.6%）へ、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）は平成7年の3,369人（23.5%）から平成17年の3,887人（30.1%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しています。

世帯数は、平成7年の4,018世帯から、平成12年では4,021世帯、平成17年では4,052世帯と微増傾向にあります。また、一世帯当り人数をみると、平成7年の3.56人から、平成12年では3.39人、平成17年では3.19人と減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

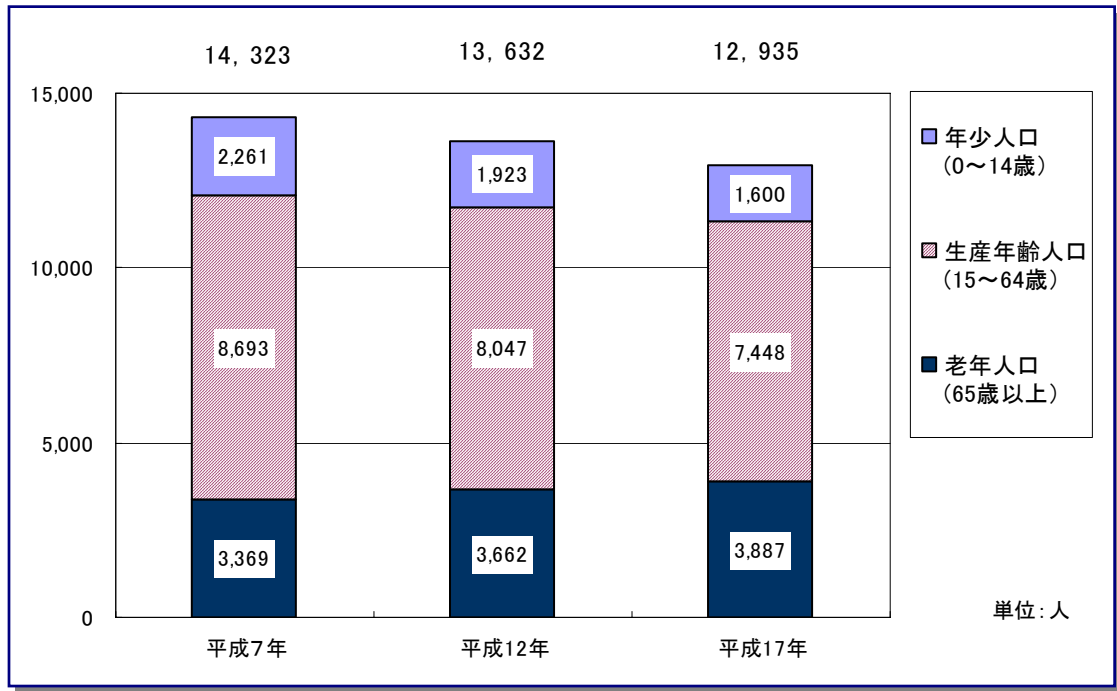
【人口等の推移】

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

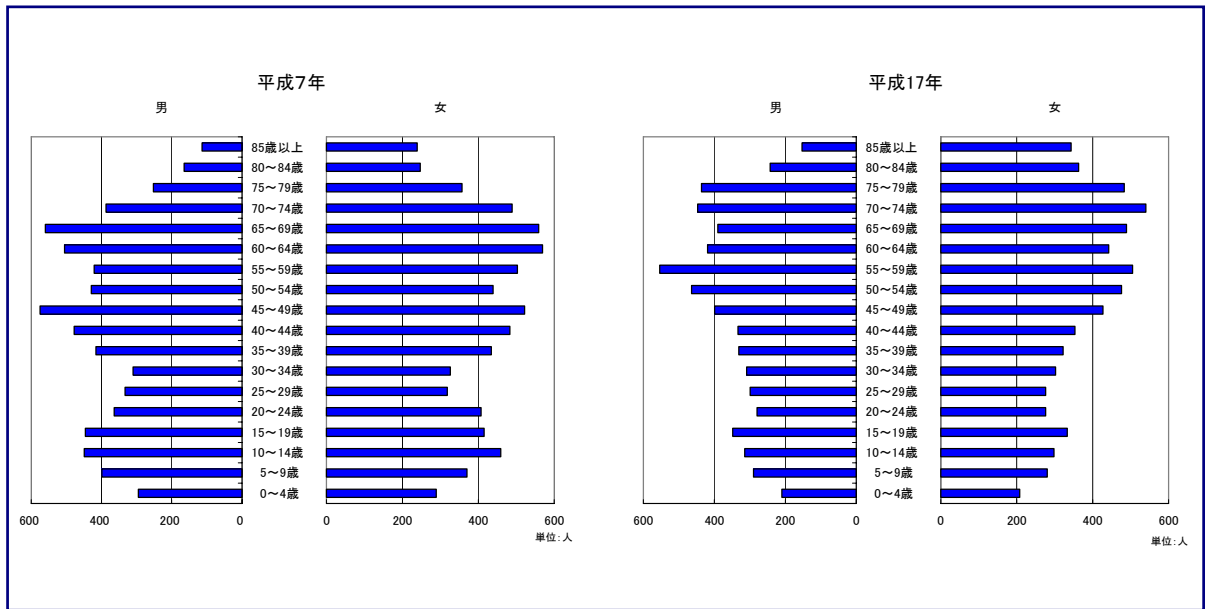
| 項目 \ 年 | 平成7年 (1995年) | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 年平均増減率 | |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|--------|---------|
| | | | | H7-H12 | H12-H17 |
| 総人口 | 14,323 | 13,632 | 12,935 | △0.96 | △1.02 |
| 年少人口 (14歳以下) | 2,261 (15.8%) | 1,923 (14.1%) | 1,600 (12.4%) | △2.99 | △3.36 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 8,693 (60.7%) | 8,047 (59.0%) | 7,448 (57.6%) | △1.49 | △1.49 |
| 老年人口 (65歳以上) | 3,369 (23.5%) | 3,662 (26.9%) | 3,887 (30.1%) | 1.74 | △1.23 |
| 世帯数 | 4,018 | 4,021 | 4,052 | 0.01 | 0.15 |
| 一世帯当人員 | 3.56 | 3.39 | 3.19 | — | — |

資料：国勢調査

[年齢階層別人口の推移]



[人口ピラミッドの比較 (国勢調査)]



第3章 これからのまちづくりに向けて

1 まちづくりに生かすべき特性

今後のまちづくりを進める上で、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、特色ある八百津町らしいまちづくりを進めることが重要です。こうした代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

[まちづくりに生かすべき特性]

- 特性1 水と緑の豊かな自然環境を誇るまち
- 特性2 杉原千畝氏を讃え世界に発信する人権教育推進のまち
- 特性3 特色ある産業が光るまち
- 特性4 優れた観光・交流資源を有するまち
- 特性5 地域への愛着と連帯感のあるまち

特性1 水と緑の豊かな自然環境を誇るまち

本町は、おおむね東部の山間・丘陵地と西部の平坦地に大別される地勢を持ち、東部一帯には緑輝く高原が広がるとともに、南を飛騨木曾川国定公園に指定される木曾川が雄大に流れ、木曾川に注ぐ旅足川をはじめとする清流、蘇水峡、五宝滝、丸山ダムなど豊かな水辺空間に包まれています。

また、「まちづくりアンケート調査」の結果をみると、町の各環境で満足度の最も高い項目に「自然環境の豊かさ」が挙げられており、住民にとっても「自然環境」が最も評価すべき地域資源であると認識されていることがうかがえます。

特性2 杉原千畝氏を讃え世界に発信する人権教育推進のまち

本町は、第2次世界大戦中にユダヤ人へのビザ発給により約6千人もの命をナチス・ドイツの迫害から救った外交官杉原千畝氏が生まれたまちです。この遺徳を讃え、人道の丘「杉原千畝記念館」を整備し、その生涯や「命のビザ」など様々な資料を展示しています。また、本記念館では、これら杉原千畝氏の偉業を継承するほかにも、地域文化の発展や青少年の教育に資することを目的とした多様な事業が行われ、本町の教育・文化・交流の拠点施設となっています。

特性3 特色ある産業が光るまち

本町では、稲作を中心に野菜や茶、花きなどの農業、八百津せんべい、栗きんとんなどの製菓業、こんにゃくなどの食品製造業、酒、味噌、酢の醸造業といった地場産業、精密ネジやプラスチック製品などの工業が展開されています。

特性4 優れた観光・交流資源を有するまち

本町は、これまでみてきた豊かな緑と水、その自然に育まれた特産品、杉原千畝記念館、旧八百津発電所など歴史的遺産、宿泊交流施設「ぷらら」といった滞在型宿泊施設、木曾川でのマリンスポーツなど観光・交流に活用できる地域資源を数多く有しています。

また、大学生を対象とした林業体験、棚田のオーナー制度など都市との特色ある交流が行われています。

特性5 地域への愛着と連帯感のあるまち

都市化の進展や価値観の多様化に伴い、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中で、豊かな自然環境や貴重な伝統文化に包まれ、これまでの歴史の中で時間をかけて住民・地域が育んできた人と人とのつながりの強さ、地域連帯感の強さ、そして地域への愛着心は次世代に引き継ぐべき本町の優れた特性です。

また、こうした地域での連帯感や住民性を背景に、伝統ある祭りをはじめ福祉活動、文化・芸術・スポーツ活動、防災活動、環境美化活動など、多様な分野における自主的な住民活動が各地域において展開されています。

2 八百津町を取り巻く社会・経済動向

本町を取り巻く社会・経済動向は大きく変化しています。新しいまちづくりを展開していくために踏まえるべき代表的な社会・経済の動向は以下のとおりとなっています。

[八百津町を取り巻く社会・経済動向]

- 動向 1 少子高齢化・人口減少の進行
- 動向 2 地方分権の進展
- 動向 3 産業構造の変化
- 動向 4 環境問題への意識の高まり
- 動向 5 安心・安全への意識の高まり
- 動向 6 高度情報化の進展
- 動向 7 価値観・生活様式の多様化
- 動向 8 住民と行政の協働

動向 1 少子高齢化・人口減少の進行

わが国の総人口は、出生率の低下などによる少子化を背景に減少傾向に転じ、これまでの人口増を前提とした社会から人口減少社会へと大きく転換しています。一方、生活環境の向上や医療技術の進歩等によって寿命は伸び高齢化が一層進行するものと見込まれています。また、1世帯当たり人員が減少し、核家族や高齢単身者、高齢夫婦世帯など小規模世帯が増加するなど世帯構成にも変化がみられ、家族のあり方や住まいの選択などにも多様性が生じています。こうした中、高齢者の介護や子育てを地域や社会全体で担おうとする動きが活発化しています。

動向 2 地方分権の進展

国と地方自治体を取り巻く厳しい社会・経済情勢の中で、三位一体の改革による税源移譲や補助金の見直しなど地方分権の推進が本格化し、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則により、責任を持って住民サービスを選択し、提供していくことが求められています。そのために、政策立案能力の向上、財源の確保など行政基盤の充実・強化が緊急かつ重要な課題となっています。また、住民と行政との協働、行政の活動に対する透明性や事業等を実施した結果に対する説明責任が重視されています。

動向3 産業構造の変化

農林業をめぐっては、担い手の減少や高齢化、後継者不足、農地や森林の荒廃等が進む一方、輸入産物との競争の激化や消費者ニーズの変化、安全・安心な食と「地産地消」への意識の高まり、農業分野における企業参入の進展など、構造的な変化が急速に進んでいます。また、商工業においても、民間企業における経済活動は厳しい競争の流れにあり、規制緩和や生産拠点の海外進出、消費者ニーズの変化などを背景に、企業立地や企業活動の停滞、大型店舗への購買力の流出などにより、既存商店街の衰退などが進んでいます。

動向4 環境問題への意識の高まり

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などといった地球規模での環境問題から、省エネルギーやごみ処理などの身近な問題にいたるまで、環境問題への人々の関心は一層高まりをみせています。環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

動向5 安心・安全への意識の高まり

国内において地震災害や台風等による水害が多発しており、自然災害からの安全性確保に対する人々の意識が急速に高まっています。特に、本町は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、近い将来には東海・東南海・南海地震の発生が懸念されている中、住民の防災対策への関心が高くなっています。また、犯罪に対する不安感の増大、青少年犯罪の増加などを背景として、防犯に対する意識も強くなっています。さらに、BSE（牛海綿状脳症）や鶏インフルエンザの発生、食品や原材料に関する不正表示など食の安全への関心が高まっています。

動向6 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話に代表される情報通信技術の急速な発展は、社会経済、人々のコミュニケーションに大きな影響を与えており、地方自治体においても各種の行政サービスをインターネット経由で提供・利用する「電子自治体」の構築が進められてきました。今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。一方で、地域や人によって、情報通信環境や操作能力などの面で情報へのアクセス格差（デジタルデバイド）が生じています。

動向7 価値観・生活様式の多様化

高度情報化や国際化、都市化の急速な進展等に伴い、社会は着実に成熟化社会へと移行しています。このような中、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへ、量の拡大から質の向上へと大きく変化しています。また、自己実現や健康、ゆとりや癒し、自然との共生などを重視する新しい生活様式を志向する人も増えつつあります。

今後は、生活環境や基盤の整備にあたって、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動や交流活動、社会貢献活動など自己実現の場や機会を増やしていくことが求められます。

動向8 住民と行政の協働

地方自治体の自立に向けて、行政の担うべき役割を明確化し、住民とともに自己決定・自己責任の原則に基づく、地方分権時代にふさわしい新たなまちづくりの仕組みを確立していくことが求められています。また、住民においても、自分たちが主体となって地域づくりに取り組む気運が高まりつつあります。このような中、様々な地域課題の解決に向けた住民活動、住民と行政との協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアやNPO（民間非営利組織）の活動に代表されるように、全国各地で成果を上げています。

3 新しいまちづくりへの住民意向

本計画の策定にあたって、住民の意見を幅広く反映させるため、平成 18 年 7 月に「まちづくりアンケート調査」（町内に居住する 20 歳以上住民から無作為抽出した 1,000 人を対象、郵送法、有効回収数 550 票、有効回収率 55.0%）を実施しました。その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、以下のとおりとなります。

【新しいまちづくりへの住民意向（アンケート調査結果）】

- ほぼ 9 割の人が八百津町に愛着を感じている。同様にほぼ 9 割の人が住み続けたいと回答している。
- 満足度評価が最も高い項目は「自然環境の豊かさ」。一方、満足度評価が最も低い項目は「交通機関の便利さ」。
- 重要度評価が最も高い項目は「火災や災害からの安全性」。次いで「防犯・交通安全施設整備の状況」、「保健・医療サービスや施設整備の状況」の順。
- 今後のまちづくりの特色は「健康・福祉のまち」が他を大きく引き離して第 1 位。次いで「快適住環境のまち」、「環境保全・創造のまち」の順。
- 今後の重点施策要望は「高齢者施策の充実」が第 1 位。次いで「道路網の整備」、「交通安全・防犯体制の充実」、「子育て支援の充実」の順。

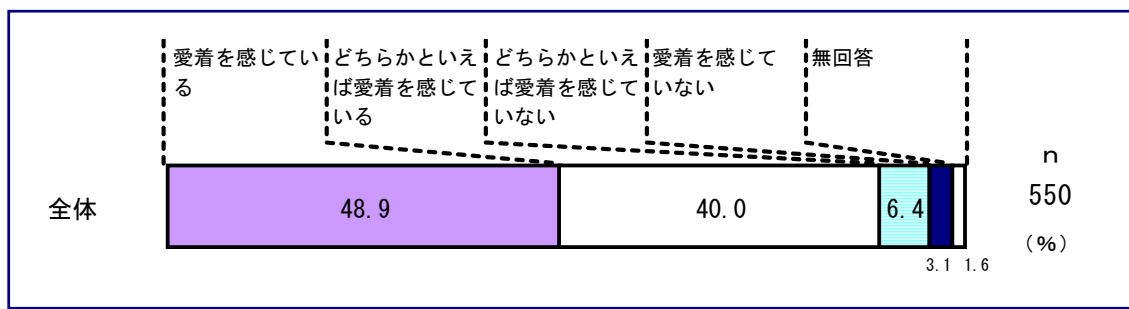
(1) まちへの愛着度と今後の定住意向

- 八百津町に“愛着を感じている”という人が 88.9%、“住み続けたい”という人が 89.1%となっており、愛着度、定住意向ともに高い。

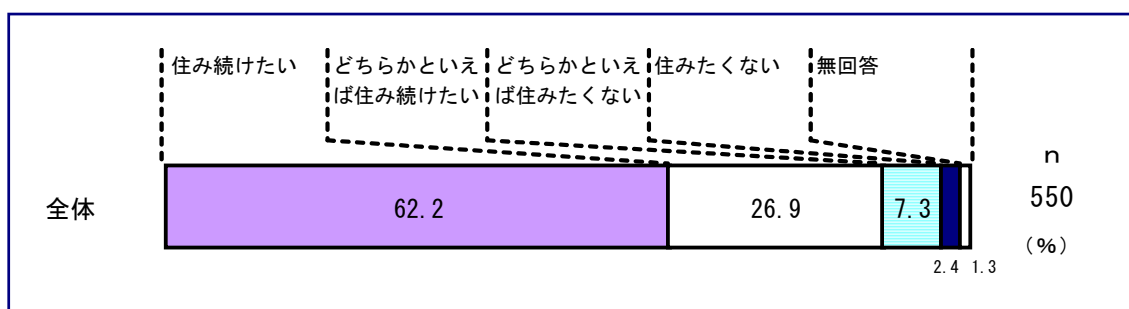
町に対する愛着度についてたずねたところ「愛着を感じている」と回答した人が 48.9%で最も多く、次いで「どちらかといえば愛着を感じている」という人が 40.0%で続き、これらをあわせた“愛着を感じている”という人が 88.9%に上ります。これに対して、“愛着を感じていない”（「どちらかといえば愛着を感じていない」6.4%及び「愛着を感じていない」3.1%の合計）は 9.5%にとどまり、町への愛着度は高いといえます。

また、今後の定住意向について「住み続けたい」（62.2%）と「どちらかといえば住み続けたい」（26.9%）をあわせた“住み続けたい”という人が 89.1%に上ります。一方、“住みたくない”（「どちらかといえば住みたくない」7.3%及び「住みたくない」2.4%の合計）は 9.7%にとどまり、愛着度と同様に定住意向も高い結果となっています。

[まちへの愛着度]



[今後の定住意向]



(2) まちの現状評価について

- 満足度が最も高い項目は「自然環境の豊かさ」。一方、満足度が最も低い項目は「交通機関の便利さ」。
- 重要度が最も高い項目は「火災や災害からの安全性」。
- 満足度と重要度の分析から優先的な対応が求められる項目は「交通機関の便利さ」、「保健・医療サービスや施設整備の状況」、「日常の買物の便利さ」など。

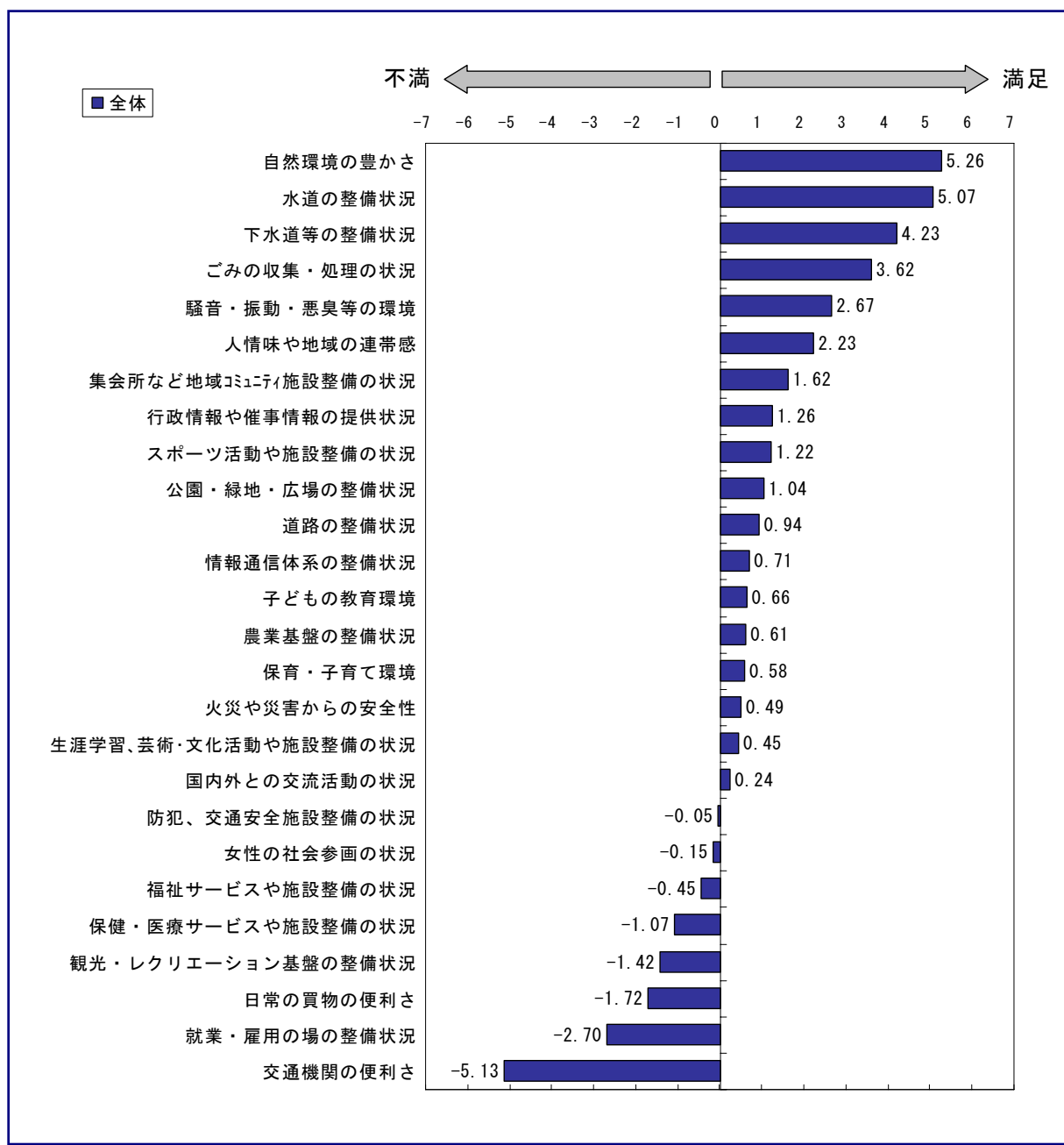
まちの各環境について、どの程度満足しているかを把握するため、生活環境、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ、産業、基盤、住民参画・コミュニティなど各分野にわたる 26 項目を設定し、どの程度満足しているか（満足度）をたずねました。

その結果、「自然環境の豊かさ」（5.26 点）が最も高く、次いで「水道の整備状況」（5.07 点）、「下水道等の整備状況」（4.23 点）と続き、以下、「ごみの収集・処理の状況」（3.62 点）、「騒音・振動・悪臭等の環境」（2.67 点）、「人情味や地域の連帯感」（2.23 点）などの順となっている。また、満足度評価の低い方からみると、「交通機関の便利さ」（-5.13 点）が最も低く、次いで「就業・雇用の場の整備状況」（-2.70 点）、「日常の買物の便利さ」（-1.72 点）、「観光・レクリエーション基盤の整備状況」（-1.42 点）、「保健・医療サービスや施設整備の状況」（-1.07 点）と続いています。

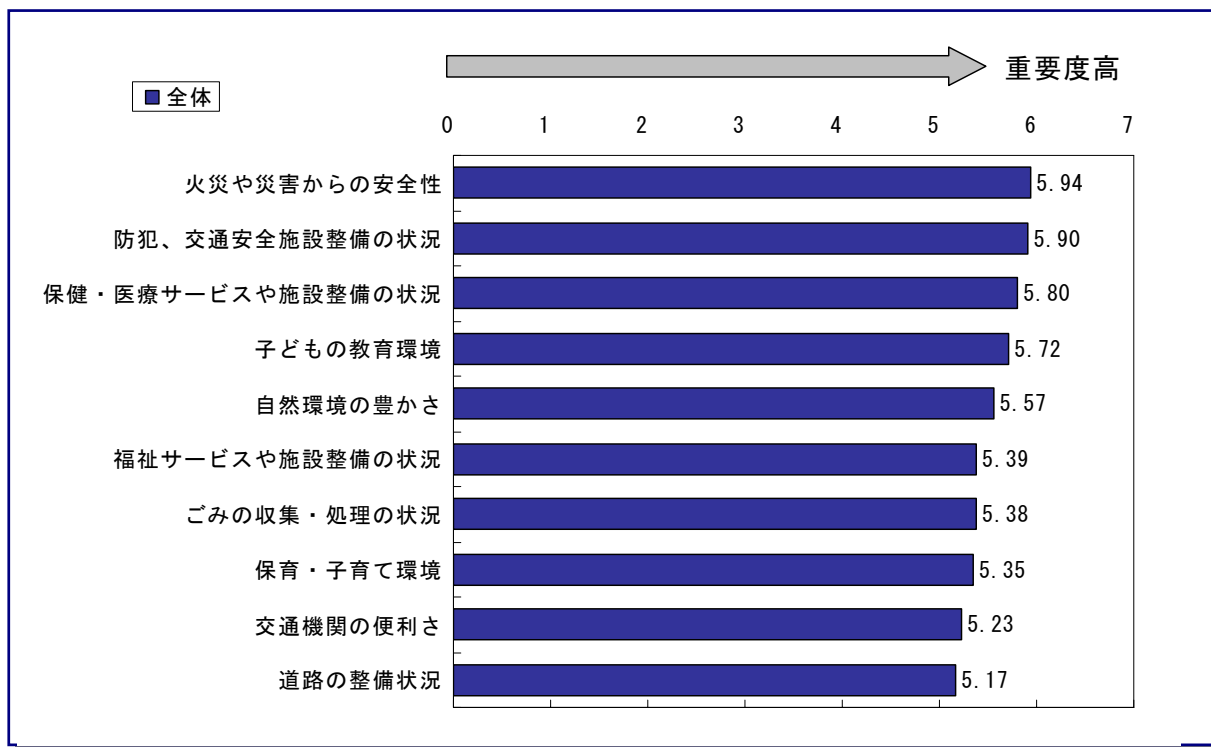
次に同じ項目について、どの程度重視しているか（重要度）をたずねました。その結果、「火災や災害からの安全性」（5.94 点）が最も高く、次いで「防犯、交通安全施設整備の状況」（5.90 点）、「保健・医療サービスや施設整備の状況」（5.80 点）と続き、以下、「子どもの教育環境」（5.72 点）、「自然環境の豊かさ」（5.57 点）などの順となっています。

さらに、これら重要度と満足度の相関から優先度を算出し、今後重点的な対応が求められる項目をみると、「交通機関の便利さ」（17.97 点）が最も高く、次いで「保健・医療サービスや施設整備の状況」（12.21 点）、「日常の買物の便利さ」（9.11 点）と続き、以下、「福祉サービスや施設整備の状況」（8.47 点）、「防犯、交通安全施設整備の状況」（8.26 点）などの順となっています。

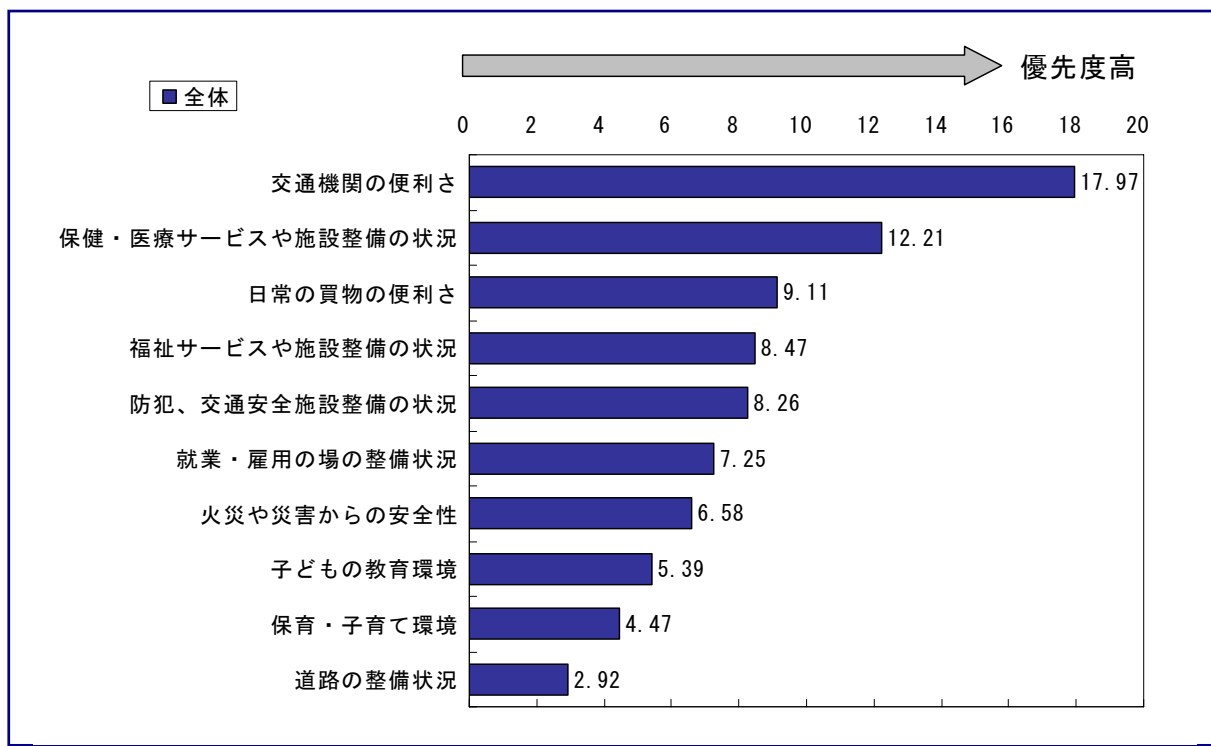
[まちの現状評価について（満足度）]



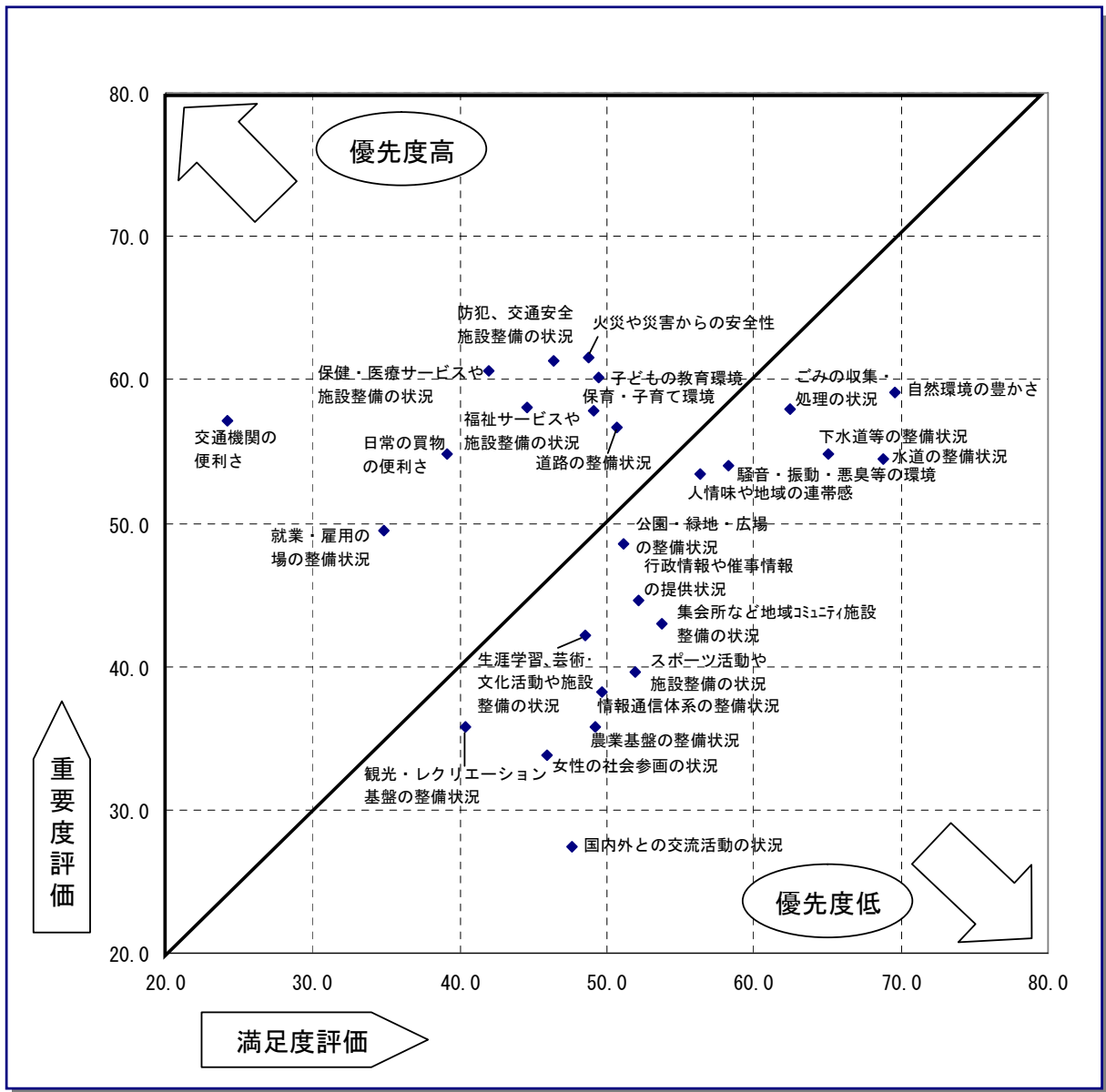
[まちの現状評価について（重要度、上位 10 位）]



[まちの現状評価について（優先度、上位 10 位）]



[まちの現状評価について（満足度と重要度の相関、全体）]



※満足度、重要度の評価点のばらつきを標準化するため偏差値化を行い、グラフを作成した。ここでは最小値を20.0、最大値を80.0に設定している。

※このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高、重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなる。

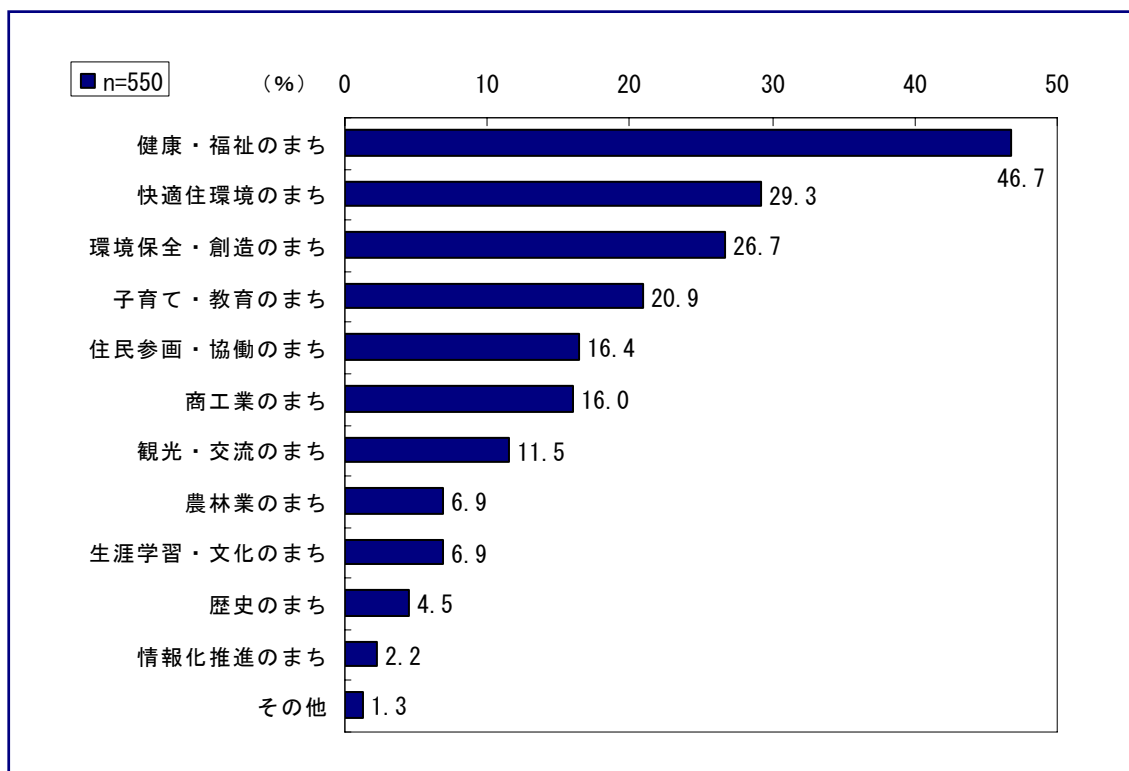
(3) 今後のまちづくりの特色

- 「健康・福祉のまち」が他を大きく引き離して第1位。次いで「快適住環境のまち」、「環境保全・創造のまち」が続く。

今後のまちづくりの特色についてたずねたところ、「健康・福祉のまち」(46.7%)が第1位となっています。次いで「快適住環境のまち」(29.3%)、「環境保全・創造のまち」(26.7%)が続き、“保健・医療・福祉”の充実を中心に暮らしやすい居住環境を重視したまちづくりが求められていることがうかがえます。その他では「子育て・教育のまち」(20.9%)、「住民参画・協働のまち」(16.4%)、「商工業のまち」(16.0%)、「観光・交流のまち」(11.5%)などの順となっています。

これを年齢別でみると、20代では「環境保全・創造のまち」(41.5%)、30代では「子育て・教育のまち」(50.0%)、40代では「快適住環境のまち」(42.2%)、50代・60代・70歳以上では「健康・福祉のまち」(39.8%・52.4%・57.1%)がそれぞれ第1位となっており、世代により今後のまちづくりの特色に違いがみられました。

[今後のまちづくりの特色]

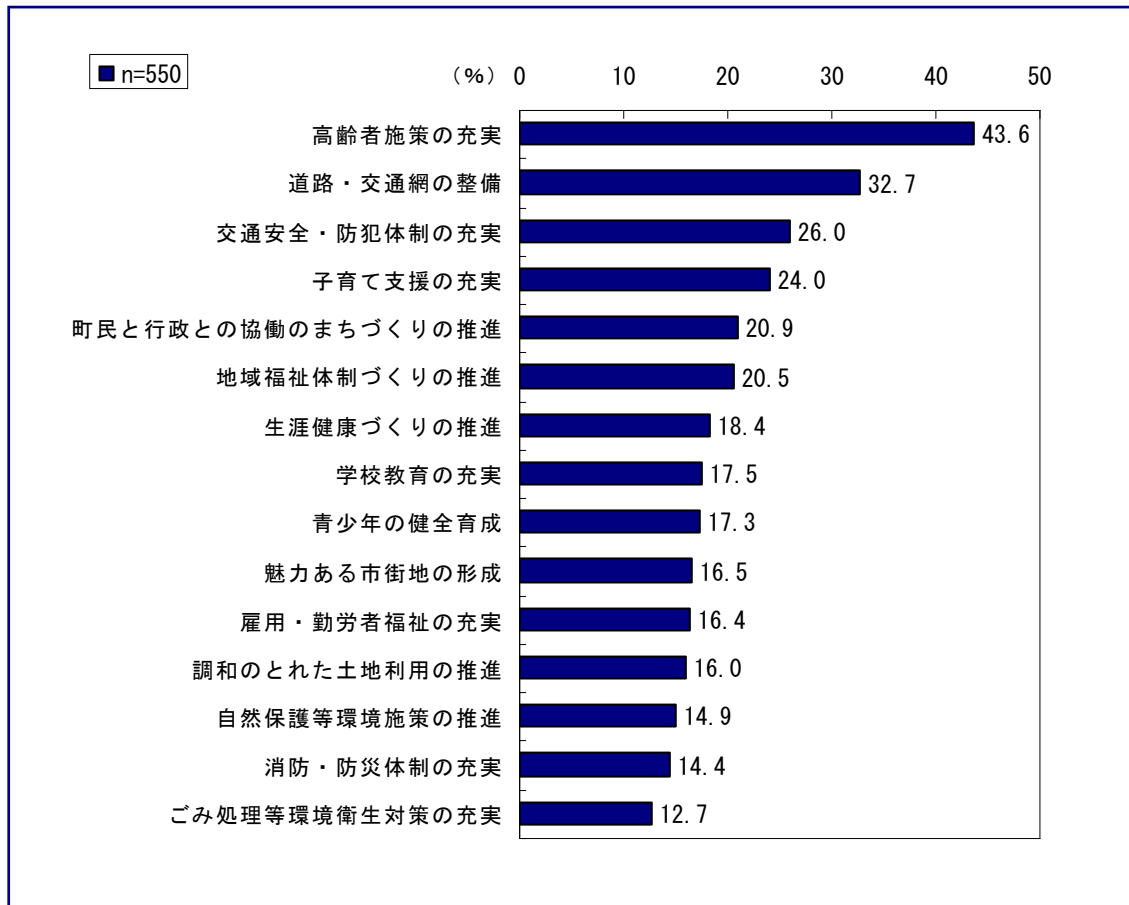


(4) 重点的に取り組むべき施策

- 「高齢者施策の充実」が他を引き離して第1位。次いで「道路・交通網の整備」、「交通安全・防犯体制の充実」、「子育て支援の充実」が続く。

重点的に取り組むべき施策をたずねたところ、「高齢者施策の充実」(43.6%)、
が他を大きく引き離して第1位に挙げられており、次いで「道路・交通網の整備」
(32.7%)、「交通安全・防犯体制の充実」(26.0%)、「子育て支援の充実」
(24.0%)の順となっており、これら上位回答をみると、高齢化の進行が見込ま
れる本町において、“高齢化対策”を中心に、“道路・交通網”、“交通安全・防
犯”、“子育て”に関する施策への関心が強い傾向がみられます。以下、「町民と
行政との協働のまちづくりの推進」(20.9%)、「地域福祉体制づくりの推進」
(20.5%)、「生涯健康づくりの推進」(18.4%)、「学校教育の充実」(17.5%)、
「青少年の健全育成」(17.3%)などが僅差で続いています。

[重点的に取り組むべき施策（上位15位まで）]



4 八百津町の発展課題

これまでみてきた本町の特性や住民意向、社会・経済の動向を踏まえ、八百津町の発展課題をまとめると以下のとおりとなります。

【八百津町の発展課題】

- 課題 1 少子高齢化・人口減少への対応と安心できる暮らし
- 課題 2 定住・交流を支える自然と共生した快適な生活基盤づくり
- 課題 3 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上
- 課題 4 「八百津ブランド」の確立と地域産業の振興
- 課題 5 協働による魅力ある地域づくり
- 課題 6 厳しい財政状況への対応

課題 1 少子高齢化・人口減少への対応と安心できる暮らし

本町の高齢化率はすでに 30.1%（平成 17 年国勢調査）と、住民の約 3 割が 65 歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化・人口減少が一層進行することが予想されます。このため、これまで築いてきた保健・医療・福祉環境を活用し、地域における相互支援に基づく地域福祉体制づくりをはじめ、安心できる子育て環境づくりや高齢者、障がい者の介護・自立支援の総合的環境づくりを進め、すべての世代が生きがいをもって安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

課題 2 定住・交流を支える自然と共生した快適な生活基盤づくり

本町の地域活力の維持に向け、定住促進と交流人口の増加を図ることが求められています。このため、自然環境との共生を基本に、計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、魅力ある市街地の形成、定住基盤となる住宅・宅地の整備、安全で利便性の高い道路・交通網の整備、高度情報化社会に対応した情報基盤の整備、災害に強い安全なまちづくりなど、定住・交流を支える快適な生活基盤づくりを進めていく必要があります。

課題 3 将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上

少子高齢化や国際化、情報化の一層の進展など時代が大きく変化する中、新

たな時代を切り拓く創造性豊かな人材がますます不可欠となっています。また、心豊かに送りたいという住民の欲求は強まり、学習活動やスポーツ活動、文化活動に対する関心も高まっています。このため、次代の町を担う人を育む幼児教育・学校教育の充実や生涯学習環境の整備とともに、文化・芸術活動の振興や交流活動の促進に努めるなど、人づくりへの取り組みや地域文化の一層の向上を進めていく必要があります。

課題4 「八百津ブランド」の確立と地域産業の振興

地域間競争の激化や規制緩和等を背景に、第1次産業従事者の減少や高齢化、企業立地の停滞、既存商店街の衰退等が進み、本町の地域産業を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想されます。このため、観光・交流を軸として農林業、商工業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、総合的な産業支援施策を推進し、「八百津ブランド」の確立と地域産業の振興を推進していく必要があります。

課題5 協働による魅力ある地域づくり

魅力ある地域づくりの基本はコミュニティ単位で行う行動であるといえますが、少子高齢化や生活様式の多様化等に伴い、本町においても地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。このため、地域の実情に応じた個性豊かな地域づくりが一層進められるよう、住民と行政との協働を進め、地域コミュニティの支援や地域ごとの住民組織への支援等を推進し、魅力ある地域づくりを一体となって進めていく必要があります。

課題6 厳しい財政状況への対応

本町の財政構造は、地方交付税、国県支出金といった財源に大きく依存した財政運営が行われており、今後の地方財政制度の動向等に大きく影響を受けることが予想されます。このため、地方行政を取り巻く環境が厳しい中で住民サービスの維持・向上を図るため、自立に向けた行政改革を行うとともに、経費の節減や合理化に努め、効率的な財政運営を進めていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 八百津町の将来像

第2章 施策の大綱

第1章 八百津町の将来像

1 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1 「協働～共にとりくむ～」の視点

地方分権時代のまちづくりには、住民の意志が反映され、そして、住民がまちづくりに主体的に参画することが必要です。そのため、住民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、住民と行政の「協働」によるまちづくりを進めます。

視点2 「共生～共に生きる～」の視点

緑と水と共に生きるやすらぎのある暮らしを実現するには、自然と調和した生活環境を整備するとともに、様々な物理的・社会的障壁が解消され、すべての人が暮らしやすい生活・社会環境の形成を目指す必要があります。そのため、人と自然、人と人が「共生」するまちづくりを進めます。

視点3 「創造～共につくる～」の視点

活力ある地域社会を構築するには、緑と水に恵まれた自然環境をはじめ、特色ある歴史・文化資源、特産品、これまでのまちづくりの取り組みを最大限に活用し、新たな産業や交流を育むことが必要です。そのため、新しいまちの魅力を「創造」するまちづくりを進めます。

2 まちづくりの将来像

本町の現況や住民の意向、社会・経済の動向、発展課題、そして基本視点である「協働・共生・創造」を踏まえ、目指す将来像を以下のとおりに設定します。

やさしさとみどりあふれる
活気あるまち やおつ

誰もが健康で安心して暮らせる「やさしさ」を実感できる地域づくりと「みどり」あふれる自然との共生を図り、心豊かな人づくりをはじめ、都市基盤及び生活基盤の整備、産業の振興による「活気あるまち」を共に創り、子どもから高齢者、男女を問わず、ずっと住み続けたい・住みたくなる「やおつ」の実現を目指します。

また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの住民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を、

「みんなのやおつ 新時代プラン」

と定めます。

3 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 共に支えあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての住民が世代を超えて支えあいながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「共に支えあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標2 安全で快適な定住と交流のまちづくり

定住・交流の促進と町の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「安全で快適な定住と交流のまちづくり」を進めます。

基本目標3 緑と水と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、住民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「緑と水と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本目標4 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもが共に学ぶことのできる、八百津町らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本目標5 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、定住促進と地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本目標6 共につくる協働と参画のまちづくり

住民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに、地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「共につくる協働と参画のまちづくり」を進めます。

4 人口の将来予測値

国勢調査の結果から、本町のこれまでの人口推移をみると、平成7年14,323人、平成12年13,632人、平成17年12,935人と減少傾向にあり、平成7年から平成17年の10年間に1,388人の減少を示しています。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果によると、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、**平成28年には11,030人程度**になることが予測されます。

また、年齢階層別人口の推計結果をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の1,600人（12.4%）から平成28年には1,260人（11.4%）へ、生産年齢人口（15～64歳）についても平成17年の7,448人（57.6%）から平成28年には5,950人（53.9%）へ、人数、構成比率ともに減少することが予測されます。一方、老年人口（65歳以上）は平成17年の3,887人（30.1%）から平成28年には3,820人（34.6%）へ、構成比が上昇することが予測されます。

世帯数は、平成17年の4,052世帯から平成28年には3,790世帯と減少し、一世帯当人数をみると、平成17年の3.19人から平成28年では2.91人と減少することが予測されます。

【人口の将来予測値】

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

| 項目 | 年 | 平成17年 (2005年) | 平成23年 (2011年) | 平成28年 (2016年) | 年平均増減率 | |
|--------------------|---|------------------|------------------|------------------|---------|---------|
| | | | | | H17-H23 | H23-H28 |
| 総人口 | | 12,935 | 11,920 | 11,030 | △1.31 | △1.49 |
| 年少人口 (14歳以下) | | 1,600 (12.4) | 1,410 (11.8) | 1,260 (11.4) | △1.98 | △2.13 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | | 7,448 (57.6) | 6,700 (56.2) | 5,950 (53.9) | △1.67 | △2.24 |
| 老年人口 (65歳以上) | | 3,887 (30.1) | 3,810 (32.0) | 3,820 (34.6) | △0.33 | 0.05 |
| 世帯数 | | 4,052 | 3,910 | 3,790 | △0.58 | △0.61 |
| 一世帯当人員 | | 3.19 | 3.05 | 2.91 | — | — |

※平成17年は実績値。予測値はコーホートセンサス変化率法による推計をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。

5 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、住民の生活や産業経済活動等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や住民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、基本的な土地利用の考え方を踏まえ、国土利用計画及び都市計画マスタープランなど土地利用関連計画を策定し、合理的、計画的な土地利用を推進します。

○市街地

公共施設や商店、住宅等が集積する人口集中区域については、道路網の整備充実をはじめ、公園等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、商業サービス機能や人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

○住宅地

生活道路の整備など生活基盤の整備を総合的に進め、快適でゆとりある安全な居住環境の整備に努めます。

○農用地

農業生産基盤の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用など生産性の高い農業生産地として長期的な活用に努めます。

○森林

国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全、治山対策の促進、森林空間の総合的利用に努めます。

○河川

治水機能の強化に努めるとともに、うるおいあふれる親水空間の保全と創造を図り、人々のいこいの場、交流の場の活用に努めます。

第2章 施策の大綱

1 共に支えあう健康・福祉のまちづくり

(1) 健康づくりの推進

住民一人ひとりの健康寿命（健康で自立して暮らせる期間）の延伸を図るため、保健センターを拠点に、総合的な健康教育・健康相談体制を確立し、地区組織活動の育成・支援による住民の自主的な健康づくり活動や地域ぐるみでの健康活動を促進します。

また、少子高齢化が進む中、子どもの健全な発達に向けた母子保健事業の充実、生活習慣病予防、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実、精神保健の推進、難病・感染症対策の推進など保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化します。

さらに、住民の医療サービスに対するニーズの増大、高度化に対応できるよう、民間医療機関との連携と広域的連携を強化し、医療体制の充実を図ります。

(2) 地域福祉の充実

少子高齢化が急速に進行する中、すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、総合（地域）福祉計画に基づき、総合的福祉施設として整備した福祉センターを拠点に地域福祉の充実を図ります。

また、ノーマライゼーション（すべての人が等しく生きる社会の実現）の理念の啓発・広報活動を推進し、住民の福祉意識の高揚を図ります。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体、地域組織など各種団体の福祉活動を育成・支援します。

(3) 子育て支援の充実

少子化対策が大きな課題となっている中、次代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、そして育成される地域社会の形成に向け、次世代育成支援行動計画・児童育成計画に基づき、福祉センターを拠点とした相談・教育・情報提供体制の充実、保育サービスの充実、老朽化した施設整備の検討、子育て支援のネットワークづくり、学童保育（放課後児童クラブ）の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを図ります。

また、乳幼児健診の充実、育児教室の開催、子育てサークル活動支援など、母性と乳幼児等の健康の確保・増進に向けた施策の展開、保育料の負担軽減や乳幼児医療費助成など子育て家庭の経済的負担の軽減、子どもを持つ親が働き

やすい環境づくり、交通事故や犯罪等からの安全の確保に向けた地域見守り体制の確立、ひとり親家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待への対応など多面的な施策の展開を図ります。

(4) 高齢者施策の充実

本町は65歳以上の高齢者が30.1%（平成17年国勢調査）を占め、本格的な高齢社会が到来している中、地域で支えあいながら生きがいを持って高齢者が暮らせるまちづくりに向け、老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、在宅福祉等の各種保健福祉サービスの充実を図るとともに要介護・要支援の高齢者に対し、各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、改正介護保険法に基づき、総合相談事業、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等の機能を備えた地域包括支援センターを拠点に地域支援事業の推進を図ります。

さらに、シルバー人材センターの活用、老人クラブ活動等への支援を行い、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

(5) 障がい者施策の充実

障がい者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりに向け、障がい者計画（障がい者基本計画・障がい福祉計画）に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保など総合的な自立支援を図るとともに、障がい者団体への支援、近隣の障がい者関連施設との連携・活用、グループホーム・ケアホームの設置支援、就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進に努めます。

(6) 社会保障の充実

急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。

本町においても、高齢化の進展等に伴う医療費の増大により、国民健康保険事業の財政は今後ますます厳しくなると予想され、国の制度改革に沿った医療費適正化対策や新たな高齢者の医療保険制度の創設などに取り組みます。

また、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携により、生活保護制度の適正な運用を図ります。

さらに、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透、普及に努めます。

2 安全で快適な定住と交流のまちづくり

(1) 調和のとれた土地利用の推進

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、国土利用計画（八百津町計画）の策定のもと、農業振興地域整備計画等土地利用関連法との総合的な調整を図りながら、計画的かつ弾力的な土地利用計画を推進します。

また、土地の適正かつ有効な活用を図るため、地籍調査の計画的な推進に努めます。

(2) 市街地整備と景観形成

住民ニーズに対応した魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランの策定のもと、住民及び事業者、行政が一体となり、産業、交流、居住環境など都市機能の計画的な整備配置に努めます。

また、景観法に対応した景観条例の制定検討を行うなど、良好な都市景観の形成と保全を図ります。

(3) 道路・交通網の整備

住民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の整備に向け、国道418号をはじめ、東海環状自動車道へのアクセス道路など国・県道の整備を促進していくとともに、これら幹線道路との連携や機能分担、町内地域の連携強化等に留意しながら、町道の整備を計画的、効率的に進めます。

また、道路整備にあたっては、災害時の対応をはじめ、安全性の確保、バリアフリー化、環境・景観面に配慮した道路づくりを進めます。

さらに、住民の身近な移動手段確保のため、関係機関と連携し、YAOバス、コミュニティバスの住民ニーズに即した効率的な運行を図るとともに、路線バスの維持・確保を促進します。

(4) 住宅・宅地の整備

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、将来的な需要に応じた町営住宅の計画的な建て替え・整備を進め、快適でゆとりある良質な住宅供給を検討していくとともに、適地に定住につながる魅力的な住宅用地の確保・供給を推進します。

また、高齢者や障がい者等が地域で住み続けられる住宅環境づくりを促進します。

(5) 地域情報化の推進

情報通信技術を活用した住民生活の質的向上と地域社会の活性化に向けて、町内に整備されたケーブルテレビ網を活用し、「地域コミュニケーションシステム（仮称）」の構築による暮らしに密着した様々な情報提供サービスの充実をはじめ、多様な分野における情報ネットワークの整備など電子自治体の構築及び町全体の情報化を推進します。

また、情報セキュリティ（安全性）対策の強化や情報化に関する教育・研修を推進します。

(6) 河川の整備と治山・治水対策の推進

土砂災害や水害を未然に防ぐため、総合的な治山・治水整備計画の策定のもと、木曾川をはじめとする河川整備の促進をはじめ、普通河川や排水路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を図るとともに、住民との協働による河川・排水路の維持管理及び保全、砂防ハザードマップの更新など住民の土砂災害への意識の高揚、森林や農地の保水機能の向上など一体的な治山・治水対策の推進を図ります。

また、河川整備にあたっては、親水性や自然との調和、水質汚濁防止など周辺環境に配慮した河川整備を図ります。

(7) 消防・防災体制の充実

地震、水害などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、可茂消防事務組合と連携のもと、常備消防・救急体制の充実、消防団の組織再編、消防ポンプ車等の更新、防火水槽の設置など消防施設の計画的整備を図るとともに、地域防災計画に基づき、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、避難路・避難場所の周知徹底、防災センターの整備を推進し、防災無線のデジタル化など緊急時の安定した情報伝達体制の充実を図ります。

また、国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等への対処措置などの体制整備を図ります。

(8) 交通安全・防犯体制の充実

道路改良や交通安全施設の整備促進、警察や関係団体等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努め、交通事故のない安全な地域社会づくりを推進します。

また、街路灯の設置など防犯環境等の整備や警察や関係団体等と連携した防犯体制を強化するとともに、住民の防犯意識の高揚に努め、犯罪のない安全な

地域社会づくりを推進します。

(9) 新丸山ダム建設と周辺整備

新丸山ダム建設及び周辺整備に向けて、ダム本体の早期着手をはじめ、国道418号、県道井尻・八百津線の早期開通、五月橋架替を国・県に要望するとともに、ダムサイト周辺地域の住環境整備、観光拠点として期待される丸山公園整備計画などを推進します。

3 緑と水と共生する環境保全のまちづくり

(1) 環境保全の推進

自然と共生するまちとして、自然環境の保全をはじめ、公害や環境汚染防止に向けた取り組み、地球温暖化防止に向けた取り組みの推進、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進、環境負荷の少ない生活様式の定着など住民・事業所・行政が協働して環境保全に向けた取り組みを推進します。

(2) 水道の整備

安全で良質な水の安定供給を図るため、住民の生活様式及び生活環境の変化に伴う水需要増大への対応、災害への対応、施設の老朽化等を見据え、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。また、水道未給水地区については、住民の要望を踏まえながら解消に努めます。

(3) 下水・排水処理対策の推進

豊かな水辺を誇るまちとして、中小河川の水質保全と生活環境の向上のため、地域の実情に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置事業の推進に努めます。また、設置された浄化槽の適正な維持管理に向け、法定検査・保守点検・清掃の啓発など、住民の理解と協力のもと下水・排水対策を推進します。

(4) 公園・緑地・水辺の整備

生活に潤いを与える憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場の確保や都市の防災機能の強化等に向け、身近な公園の整備、河川周辺等を活用した特色ある親水・親緑空間の整備を進めるとともに、地域住民による公園・緑地等の維持管理を促進する仕組みづくりを進めます。

また、森林の保全、住民主体の緑化運動の促進など緑の保全に努めます。

(5) ごみ処理等環境衛生対策の充実

循環型社会の形成に向けて、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の推進、啓発活動、ごみ分別の徹底、ごみ収集体制やリサイクル体制の充実など住民と一体となったごみの適正処理の向上に努めます。

また、不法投棄などの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

4 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

(1) 教育の充実

子どもたちが生きる力を身につけ、個性や創造性を伸ばし、社会に貢献できる人間として成長することができるよう、八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づいた事業を展開します。

幼児教育においては、家庭での教育力の向上、保育園と連携した幼児教育機能の充実とともに家庭・地域の連携強化に努めます。

義務教育については、「人道プラン」に基づく人権教育の推進や県立八百津高校との連携型中高一貫教育の実施など地域性を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりに努めるほか、基礎的・基本的な学力の向上、高度情報化や国際化など時代変化に対応した教育内容の一層の充実を図ります。

また、学校施設の耐震化をはじめ、老朽施設の対応、教材備品の充実に努めるとともに余裕教室の有効活用を図ります。

さらに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携、学校給食における食育や地産地消の推進、教職員の資質の向上など、総合的な教育環境の向上に努めます。

(2) 青少年の健全育成

青少年を取り巻く状況が著しく変容する中、次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年健全育成町民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら、地域活動への参加促進、体験学習の充実に努めます。

(3) 生涯学習の推進

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代がだれもがいつでも学べる生涯学習の環境づくりを進めます。

施設整備については、住民の学習ニーズに対応し、中央公民館、地区公民館等の充実、図書館機能の充実などに努めます。

また、指導・相談体制の充実、地域特性を生かした講座や世代に応じた講座など学習プログラムの充実、各関係団体の自立的活動の支援、生涯学習活動に関する情報提供などに努めます。

さらに、学習活動で得た技能や知識など生涯学習の成果を社会に還元する役割を担えるような生涯学習社会の実現に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

余暇時間の増大と高齢化が進む一方、住民の健康に対する意識が高まっています。「町民1スポーツ」をテーマに、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、「チャレンジクラブ802」(総合型地域スポーツクラブ:地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体)の活動支援をはじめ、体育協会や各種スポーツ団体・クラブの育成・支援、指導者の育成・確保、スポーツ大会の充実などに努めます。

また、海洋センターや蘇水公園などのスポーツ施設の整備充実及び有効活用を図ります。

(5) 国際化への対応と交流活動の促進

国際化が一層進展する中、ALTによる外国語教育、生涯学習における国際理解教育の充実や中学生の海外派遣事業、国際交流員(CIR)による国際交流を継続して行い、語学力の向上、異文化の理解と国際化に向けた意識の高揚を図るとともに、杉原千畝氏に因んだ国際交流活動の推進を図ります。

また、本町の特性や地域資源を活用し、インターネット等多様な媒体を活用した情報発信機能の強化を図り、町内外及び県外の人々との多様な地域間交流活動を促進します。

(6) 地域文化の振興

先人の残した貴重な文化遺産については、有形、無形を問わず調査・保存を進めるとともに、その価値を伝え、文化財保護意識の高揚を促進します。

また、地域の歴史や伝統芸能の継承と振興に向け、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実に努めます。

さらに、文化協会等の文化・芸術団体の育成・支援を行い、住民の芸術・文化活動の振興に努めるとともに、旧八百津発電所資料館など文化施設の充実・活用に努めます。

5 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

(1) 農業の振興

伝統的基幹産業である農業を将来にわたり維持発展させていくため、生産者、農業関係機関・団体、行政の連携を強化し、品目横断的経営安定対策の導入に対応し、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、優良農地の保全及び有効活用、用排水施設やため池、農道の整備と維持管理による農業生産基盤の充実、鳥獣被害対策の強化に努めます。

また、農業関連廃棄物の適正な処理など環境保全に配慮した農業の促進に努めるとともに、農産物等の直売や学校給食との連携による地産地消への取り組みを推進します。

(2) 林業の振興

町域の8割を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、林道網の整備など生産基盤の整備を進め、林業施業者の確保・育成を図り、森林組合を核として計画的な育林等の森林施業を促すとともに、間伐材の利用推進や特用林産物の生産振興を図ります。

また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、住民との協働のもと、里山の保全・利用をはじめ、レクリエーション、いこいの場としての活用など森林の保全と総合的利用に努めます。

(3) 商業の振興

住民への豊かな消費生活の提供とともに、定住を促進する活気に満ちた快適なまちづくりに向け、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進します。

また、住民及び事業者との協働のもと、にぎわいのある空間づくりに向けて商店街空き屋対策など既存商店街の再生に向けた環境整備を推進します。

(4) 工業の振興

活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、工業用地の確保とともに企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業等の立地促進に努めます。

また、商工会等関係団体と連携し、既存企業の体質強化を支援していくとと

もに、「八百津ブランド」開発のための組織・戦略づくりなど産業支援・研究開発体制の整備を図り、起業化や新産業の創出を促進します。

さらに、八百津せんべいや栗きんとんなどの製菓、こんにやく製品、酒、味噌、醸造酢などの地域ブランドとしての確立と商品PRを促進し、販売拡大に努めます。

(5) 観光・レクリエーションの振興

観光はこれからのまちづくりや産業振興をけん引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興策と連携を図りながら、自然と歴史と地域産業が結びついたコラボレーション的な観光開発に向け、人道の丘「杉原千畝記念館」、旧八百津発電所などの特色ある施設、飛騨木曾川国定公園に指定されている雄大な木曾川の流れ、五宝滝、めい想の森やフレンドリーパークおおひらなど水と緑に親しめる空間などの地域資源を最大限に生かした観光開発をはじめ、観光・交流施設のネットワーク化、イベントや祭りの充実、観光PR活動の強化など、多面的な取り組みを推進し、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

(6) 雇用・勤労者福祉の充実

雇用をめぐる情勢が依然として厳しい状況にある中、企業誘致や産業振興、町内企業への地元雇用の要請など雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の充実、職業訓練等の各種施策を展開し、若年労働者の地元就職、女性の雇用促進、シルバー人材センター事業への支援による高齢者の就労促進に努めます。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障がい者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

(7) 消費者対策の充実

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、契約、販売方法などに関する消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、県民生活相談センターをはじめとした関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう自立する消費者の育成に努めます。

6 共につくる協働と参画のまちづくり

(1) 人権尊重のまちづくり

人権は住民一人ひとりの意識によって守られ、尊重されるべきものであり、「世界に発信する人権教育推進の町」として、様々な人権問題の解消に向け、行政・学校・事業所などと連携しながら様々な場を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、住民への意識啓発を推進するとともに、政策・方針決定の場への女性の登用、家庭、学校、地域、職場等における男女平等、女性が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、DV（配偶者等からの暴力）など異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備、防災・環境・まちづくり分野などでの女性の参画の拡大を図り、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

(3) コミュニティ活動の推進

地域社会をとりまく環境が大きく変化し、若年層の流出や急速な高齢化による基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されている中、自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向け、交通安全・防犯や防災、地域福祉など様々な課題に対応する住民主体のコミュニティ活動の支援、コミュニティ活動に必要な情報の提供などを図ります。

また、活動の拠点となる集会所等の施設整備・充実を図るとともに地域住民による自主管理の促進を図ります。

(4) 協働のまちづくりの推進

住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント制度（政策を計画決定する過程で、原案を公表し、住民の意見を求め、それに考慮して決定する制度）の導入など住民が政策の形成過程に参画するとともに、「広報やおつ」や町ホームページの充実・活用、ケーブルテレビの活用など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく情報公開の推進など協働に向けた住民と行政の情報共有を図ります。

さらに、多様な住民団体やボランティア、NPO（民間非営利組織）の育成・支援に努めます。

（５）時代に対応した自治体経営の推進

厳しい財政状況の下、少子・高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し、多様化・高度化する住民ニーズに的確に応えることのできる行政運営の推進が求められている中、行政改革大綱に基づき、行政評価システムの導入による目標管理型の行政運営体制の確立、事務事業の改善、人事評価システムの充実、職員の定員管理と適正配置、研修等による職員の能力向上などを図るとともに、公共サービスをより効率的に提供するため電子自治体の構築を推進します。

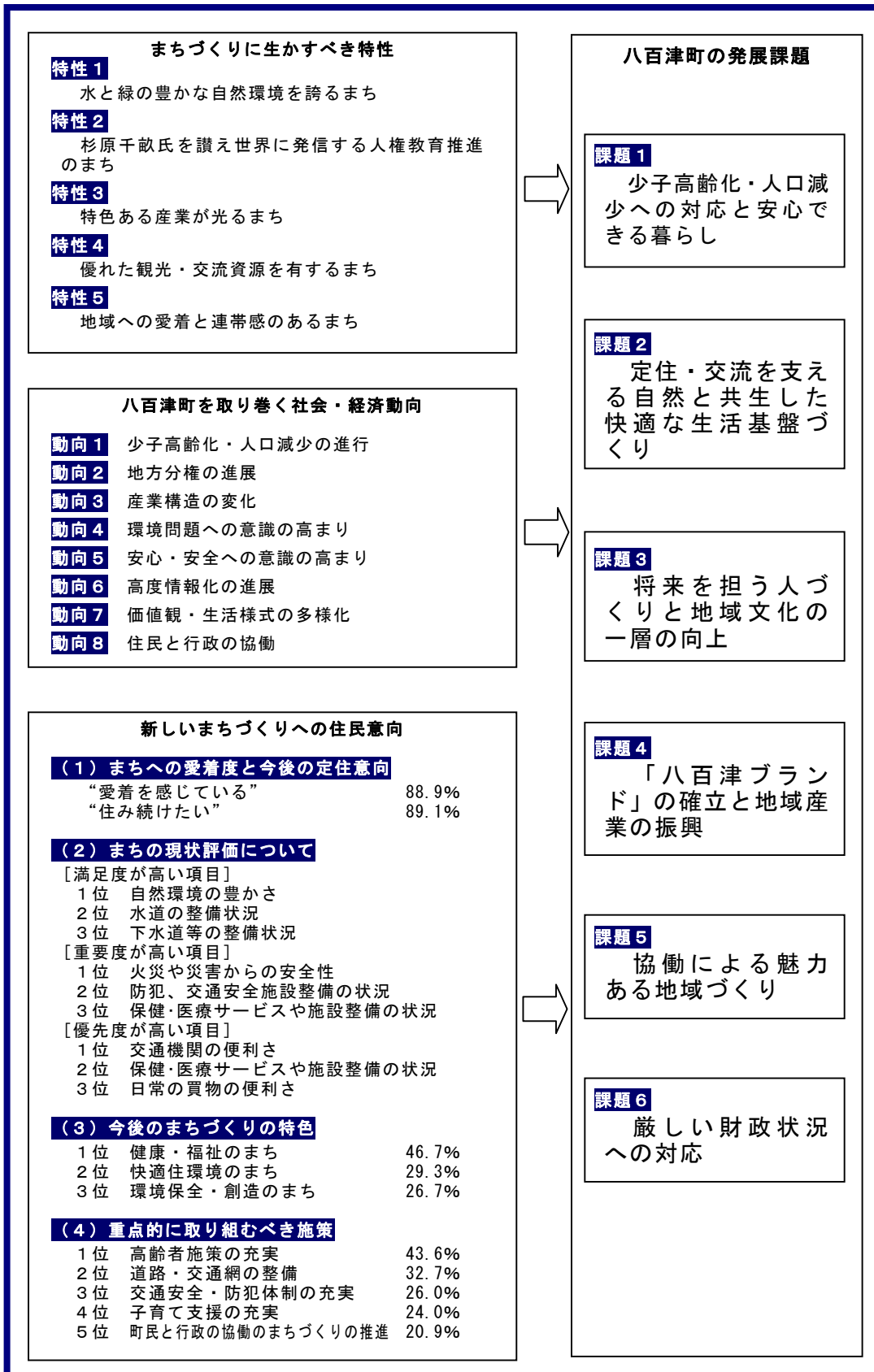
また、厳しい財政状況を十分に踏まえ、あらゆる分野にわたる経費の節減・合理化や自主財源の確保を図るとともに、連結バランスシート（貸借対照表）の作成など財政状況の分析・公表を行いながら、限られた財源の重点配分を図ります。

（６）広域行政の推進

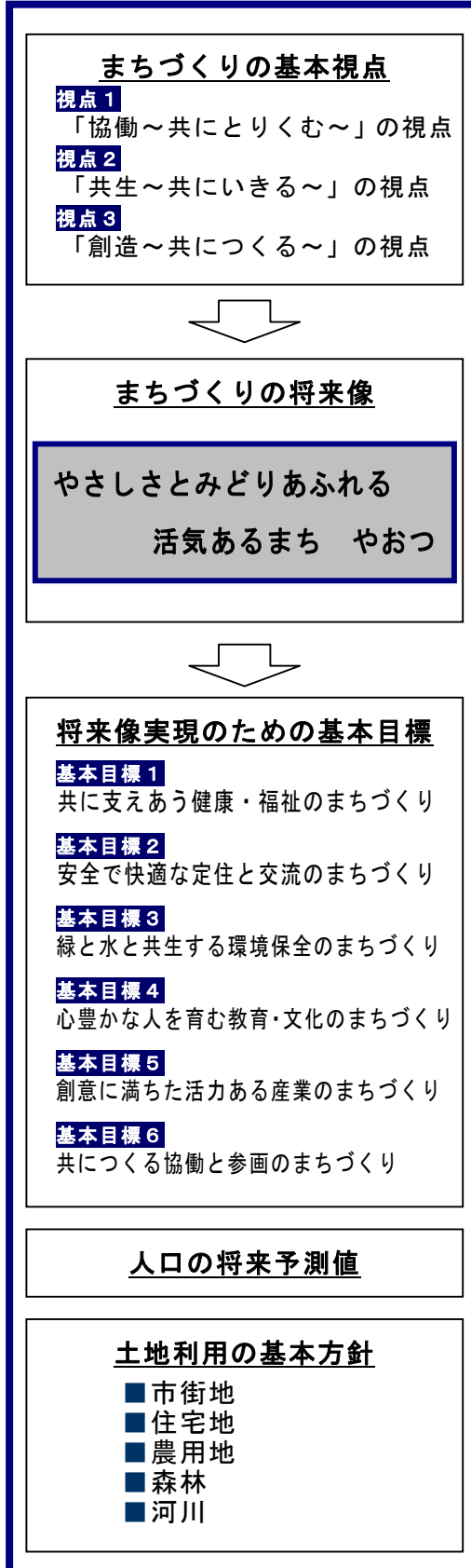
行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応するため、可茂広域行政事務組合など周辺自治体と連携し、広域連合制度の導入検討も含め幅広い広域行政を推進します。

第4次八百津町総合計画基本構想の構成

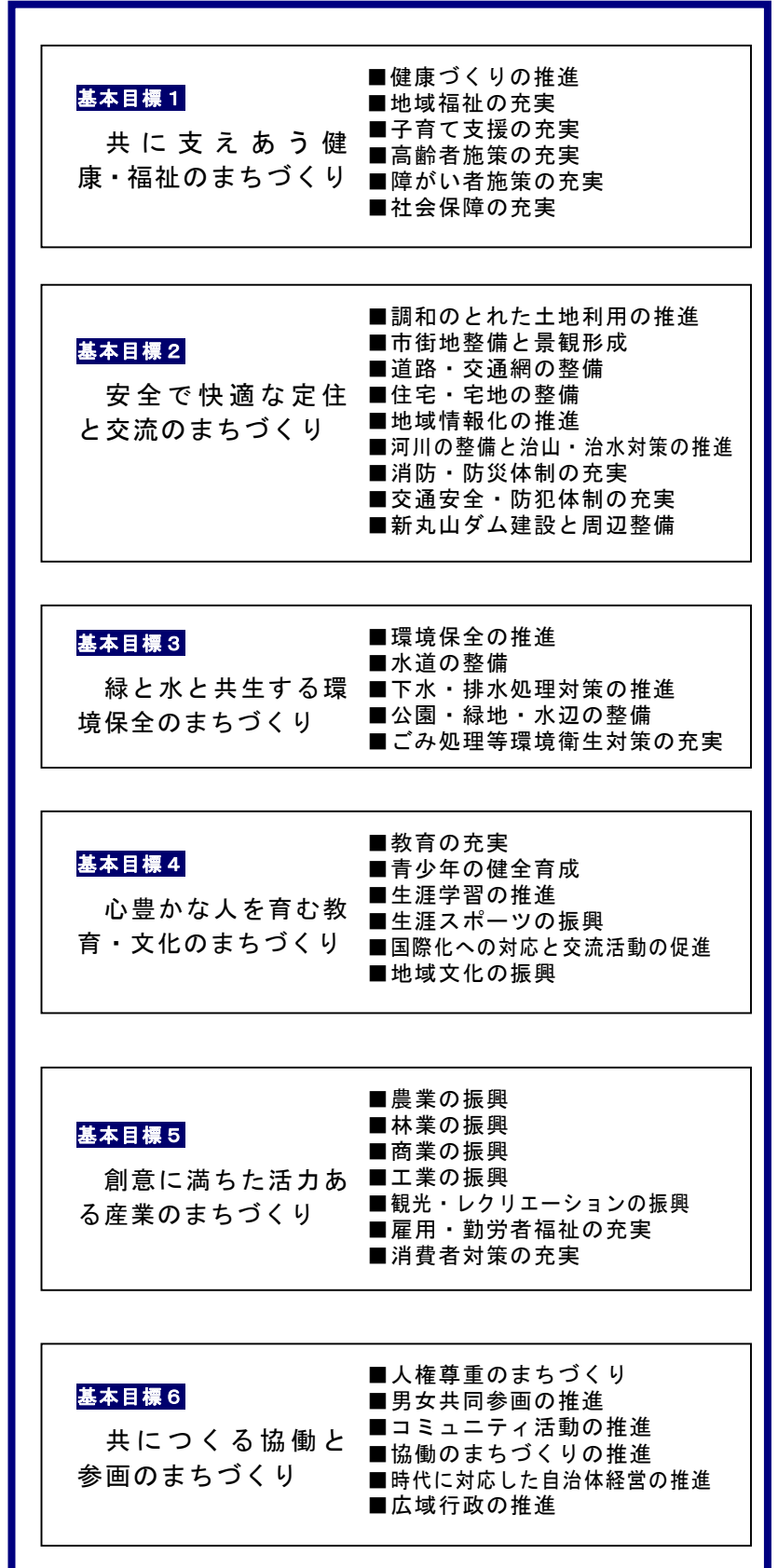
これからのまちづくりに向けて



八百津町の将来像



施策の大綱



第3部 基本計画

- 第1章 共に支えあう健康・福祉のまちづくり
- 第2章 安全で快適な定住と交流のまちづくり
- 第3章 緑と水と共生する環境保全のまちづくり
- 第4章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
- 第5章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
- 第6章 共につくる協働と参画のまちづくり

第1章 共に支えあう健康・福祉のまちづくり

1 健康づくりの推進

現状と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。

本町では、保健センターを拠点として、住民一人ひとりの自主的な健康づくりの促進を基本に、母子保健や成人・老人保健をはじめとする生涯の各期に応じた各種の保健サービスを提供し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、急速な高齢化とともに生活習慣病及びこれに起因する認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加が懸念されており、一次予防の強化や健康寿命の延伸を見据えた各種保健事業の充実が課題となっています。

また、少子化が急速に進む中で、子どもの健全な発達に向けた母子保健の充実や、社会の複雑化に伴う精神保健福祉に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。

このため、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

本町の医療機関をみると、病院は1ヶ所、診療所は10ヶ所ありますが、今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されることから、広域的な連携や町内外の医療機関との連携を強化して医療体制を確保していく必要があります。

[主要死因別死亡者数の状況]

(単位：人)

| | 悪性疾患 | 脳血管疾患 | 心疾患 | 肺炎 | 自殺 | 事故 | 腎疾患 | 肝疾患 | 老衰 | その他 | 計 |
|-------|------|-------|-----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 平成12年 | 36 | 20 | 46 | 12 | 3 | 4 | 4 | 0 | 26 | 2 | 153 |
| 平成13年 | 35 | 18 | 58 | 16 | 7 | 5 | 3 | 1 | 30 | 2 | 175 |
| 平成14年 | 36 | 20 | 54 | 6 | 4 | 5 | 1 | 1 | 18 | 3 | 148 |
| 平成15年 | 33 | 16 | 48 | 8 | 2 | 6 | 3 | 1 | 20 | 5 | 142 |
| 平成16年 | 46 | 22 | 49 | 6 | 8 | 6 | 2 | 2 | 20 | 3 | 164 |
| 平成17年 | 38 | 10 | 28 | 33 | 0 | 7 | 4 | 3 | 24 | 16 | 163 |

資料：衛生統計

[老人保健法による健康診査の実施状況]

(単位：人、%)

| 種類 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 |
|--------|-------|-------|------|
| 基本健康診査 | 3,746 | 1,986 | 53.0 |
| 胃がん検診 | 2,646 | 802 | 30.3 |
| 大腸がん検診 | 3,165 | 1,258 | 39.7 |
| 乳がん検診 | 3,008 | 253 | 8.4 |
| 子宮がん検診 | 3,590 | 239 | 6.7 |
| 肺がん検診 | 1,435 | 329 | 22.9 |
| 結核検診 | 2,335 | 1,895 | 81.2 |

※平成 17 年度。

資料：衛生統計

[医療施設数の状況（公・民すべてを含む）]

(単位：ヶ所、人、%)

| | | |
|-----------|---------|------|
| 医療施設総数 | 病院 | 14 |
| | 診療所 | 10 |
| | 歯科診療所 | 3 |
| 人口10万人当たり | 病院・診療所数 | 81.8 |
| | 歯科診療所数 | 22.3 |
| 医師数（人） | | 7 |
| 歯科医師数（人） | | 4 |
| 人口10万人当たり | 医師数 | 52.1 |
| | 歯科医師数 | 29.8 |

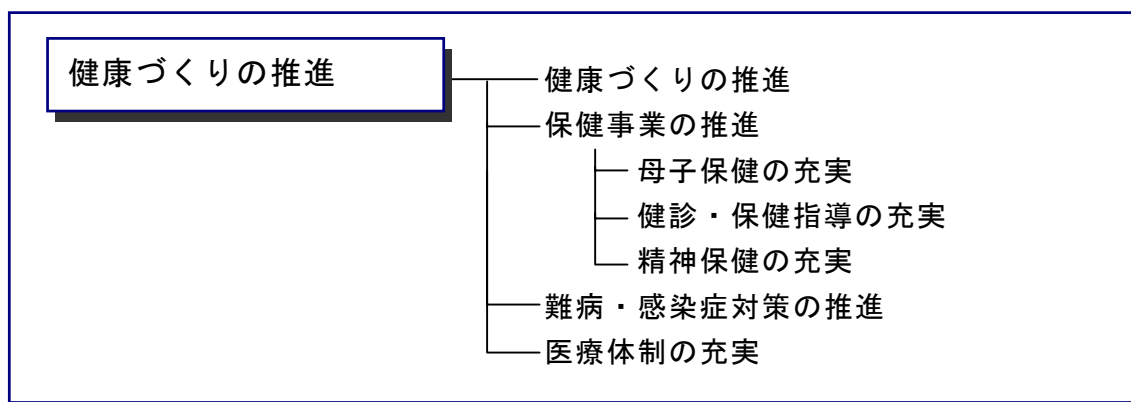
※平成 17 年 12 月 31 日現在。

資料：衛生統計

基本方針

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯各期にわたる保健事業の充実に努めるとともに、町内外の医療機関との連携のもと、医療体制の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 健康づくりの推進

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催など、あらゆる機会を通じて住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を図ります。

(2) 保健事業の推進

①母子保健の充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、各段階における教育・健診・相談・訪問指導・予防接種などの各事業の充実に努めます。

②健診・保健指導の充実

基本健康診査やがん健診の充実、健(検)診後のフォロー体制の充実など、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療対策の強化に努めるとともに、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防に関する施策を推進します。

③精神保健の充実

精神科疾患についての正しい知識の普及や社会復帰・自立のための支援に努めます。

(3) 難病・感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、エイズなどの感染症や難病に関する正しい知識の普及に努めます。

(4) 医療体制の充実

医療サービスに対するニーズの高まりや救急・休日・夜間等の医療ニーズに応えられるよう、診療所の維持・確保に努めるとともに、町内外の医療機関との協力体制を一層強化し、医療体制の充実に努めます。

2 地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、地域社会においても共同体としての意識や支えあいの機能が希薄になっています。このように家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、総合（地域）福祉計画に基づき、社会福祉協議会と連携して、地域の高齢者や障がい者、母子家庭等に対する幅広いサービスや事業を行っています。また、総合的福祉施設として福祉センターを平成 18 年度に整備しています。

また、社会福祉協議会と民生・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、ノーマライゼーション（すべての人が等しく生きる社会の実現）の理念の啓発・広報活動を推進し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域で支え合う福祉体制をつくり上げていく必要があります。

[主な保健・福祉関連施設の状況]

(単位：ヶ所)

| | 公 | 民・法人 |
|--------------|---|------|
| 在宅介護支援センター | 2 | |
| 養護老人ホーム | 1 | |
| 介護老人福祉施設 | | 1 |
| デイサービスセンター | 2 | |
| 老人憩いの家 | | 27 |
| 保健センター | 1 | |
| 知的障がい者更正施設 | | 1 |
| 知的障がい者通所授産施設 | | 1 |
| 保育園 | 4 | 1 |
| 地域包括支援センター | 1 | |

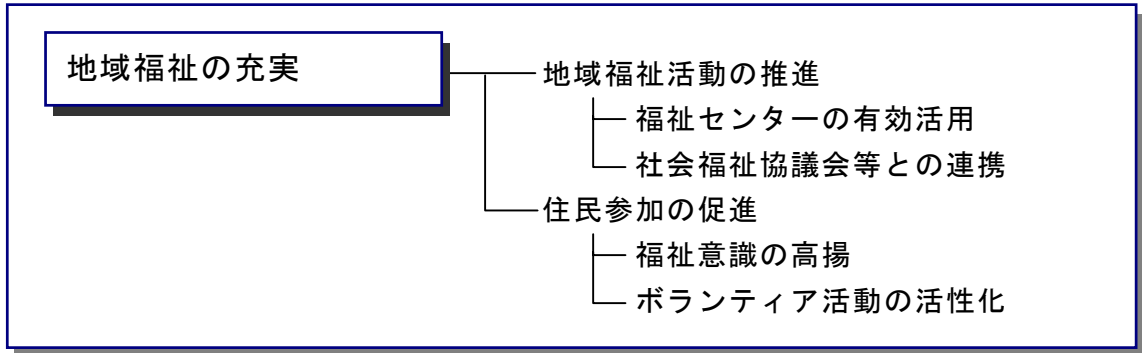
※平成 18 年 4 月 1 日現在。

資料：健康福祉課

基本方針

すべての住民が住み慣れた地域で支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉センターを拠点に、社会福祉協議会や関係団体等の活動を支援しながら、住民一人ひとりの福祉意識の高揚やボランティア活動の活性化を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域福祉活動の推進

①福祉センターの有効活用

総合的福祉施設として整備した福祉センターの有効活用を図ります。

②社会福祉協議会等との連携

地域に密着した各種福祉活動を展開するため、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体との連携を強化します。

(2) 住民参加の促進

①福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障がい者等と地域住民との交流などを図り、住民の福祉意識の高揚に努めます。

②ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターを中心に福祉ボランティアの育成及びネットワーク化を支援します。

3 子育て支援の充実

現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、近年では、少子化の主な原因と考えられていた晩婚化、非婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、少子化がさらに加速することが懸念されています。

平成18年4月現在、本町には保育園が5ヶ所あり、ニーズに即した延長保育や一時保育など特別保育事業の充実を進めてきたほか、放課後児童対策、母子保健事業の充実、ひとり親家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、本町の少子化は国や県の水準を上回る勢いで進行しており、児童数の減少に伴う保育園の再編、施設の老朽化への対応、また、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など、従来の取り組みに加えさらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援行動計画・児童育成計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

[保育園の状況]

(単位：ヶ所、人)

| | 園数 | | | | 定員 | | | | 在園児 | | | |
|--------|----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| | 総数 | 公立 | | 私立 | 総数 | 公立 | | 私立 | 総数 | 3歳児未満 | 3歳児 | 4歳児以上 |
| | | 一般 | へき地 | | | 一般 | へき地 | | | | | |
| 平成13年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 375 | 225 | 30 | 120 | 324 | 28 | 92 | 204 |
| 平成14年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 375 | 225 | 30 | 120 | 335 | 27 | 105 | 203 |
| 平成15年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 395 | 245 | 30 | 120 | 332 | 26 | 107 | 199 |
| 平成16年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 405 | 255 | 30 | 120 | 345 | 34 | 89 | 222 |
| 平成17年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 375 | 255 | 30 | 90 | 319 | 31 | 85 | 203 |
| 平成18年度 | 5 | 3 | 1 | 1 | 395 | 275 | 30 | 90 | 302 | 33 | 85 | 184 |

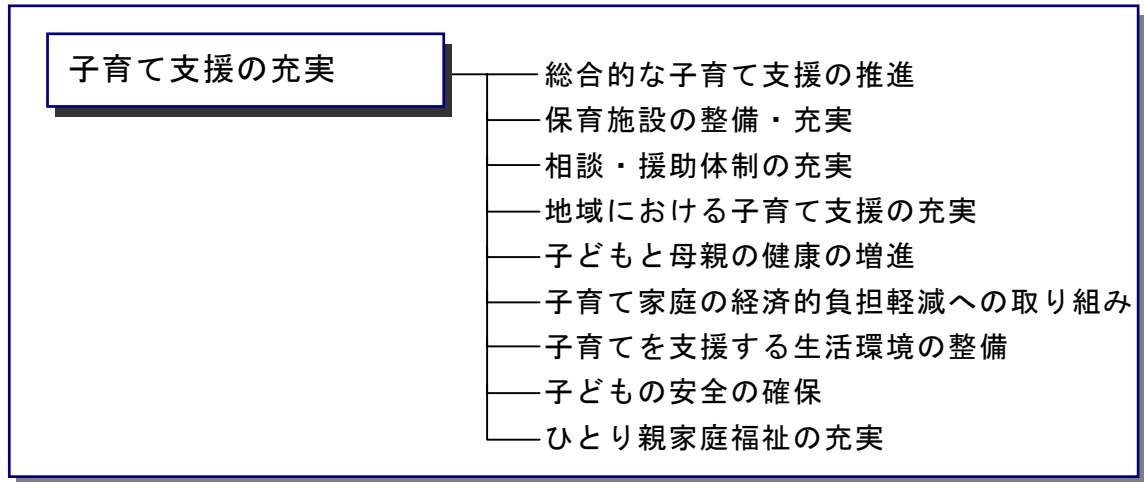
※各年度4月1日現在。

資料：健康福祉課

基本方針

少子化が急速に進む中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境づくりに向け、次世代育成支援行動計画・児童育成計画に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 総合的な子育て支援の推進

次世代育成支援行動計画・児童育成計画に基づき各種の施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進していきます。

(2) 保育施設の整備・充実

老朽化した保育園の改修や保育施設の適正配置を検討するとともに、その整備を図ります。

(3) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制としての子育て支援センターの充実を図ります。

(4) 地域における子育て支援の充実

学童保育や一時保育の実施、親同士の交流の場づくり、多様なニーズに応じた保育サービスの提供など、地域における多様な子育て支援の充実に努めます。

(5) 子どもと母親の健康の増進

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化するとともに、育児教室の開催、食育の推進や思春期保健対策の充実に努めます。

(6) 子育て家庭の経済的負担軽減への取り組み

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減を図ります。また、現在就学前までの児童を対象として行っている乳幼児医療費助成の対象拡大を図ります。

(7) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した公営住宅の整備や、安全な道路交通環境の整備、子育て家庭にやさしい公共施設の整備など、町をあげて子育てを支援する生活環境整備を進めます。

(8) 子どもの安全の確保

関係機関との連携や地域での防犯・見守りネットワーク確立のもと、交通安全施策や子どもを犯罪・事故等の被害から守るための活動を推進し、子どもの安全確保に努めます。また、児童虐待に対する早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を充実し、児童虐待防止に努めます。

(9) ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めていきます。また、関係団体を支援します。

4 高齢者施策の充実

現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成 27 年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会を迎えることが予想されています。

特に本町では、65 歳以上の高齢者が 30.1%（平成 17 年国勢調査）と国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進んでおり、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下などが進んでおり、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

このような中、これまでの介護保険制度の持続可能性を高め、明るく活力のある超高齢社会を構築するため、介護予防を重視した制度への転換を柱に、介護保険法が平成 17 年 6 月に改正されました。

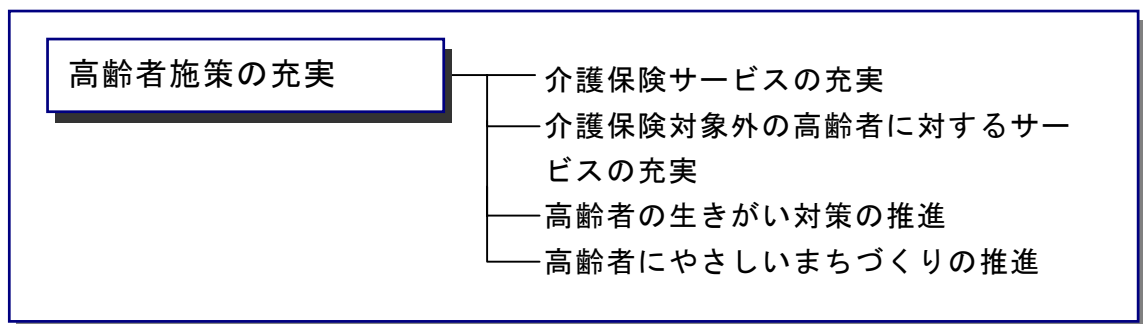
これを受け、本町においても、大幅な制度改正を踏まえた高齢者施策を総合的、計画的に進めるため、その指針となる新たな老人保健福祉計画・介護保険事業計画を平成 17 年度に策定しました。

今後は、この計画に基づき、高齢者保健福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいをもち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス及び保健福祉サービスの充実を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 介護保険サービスの充実

各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における「総合相談・支援」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」を実施し、介護予防サービス及び地域支援事業の円滑な提供・実施を図ります。

(2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実

介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援に向けた各種保健福祉サービスの充実に努めます。

(3) 高齢者の生きがい対策の推進

高齢者の生きがいづくり、社会参加・就労の促進に向け、老人クラブ活動の充実支援や高齢者の生涯学習機会の拡充等に努めるとともに、シルバー人材センターの充実支援及び有効活用を図ります。

(4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

5 障がい者施策の充実

現状と課題

障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化してきています。

本町の心身障がい者手帳交付者は748人（内訳：身体障がい者手帳交付者595人、療育手帳（知的）交付者115人、精神障がい者保健福祉手帳交付者38人）となっています。

本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度等による福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、多様な施策を推進しています。

しかし、障がい者数は増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、障がい者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえて平成18年度に策定した障がい者基本計画・障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー（無障壁）のまちづくりなど、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

【身体障がい者の状況】

（単位：人）

| | 視覚障がい | 聴覚平衡 機能障がい | 音声言語 機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 |
|--------|-------|---------------|---------------|-------|-------|-----|
| 平成13年度 | 51 | 58 | 7 | 331 | 141 | 588 |
| 平成14年度 | 46 | 51 | 6 | 319 | 132 | 554 |
| 平成15年度 | 49 | 53 | 8 | 325 | 137 | 572 |
| 平成16年度 | 49 | 49 | 7 | 334 | 140 | 579 |
| 平成17年度 | 52 | 50 | 7 | 338 | 148 | 595 |

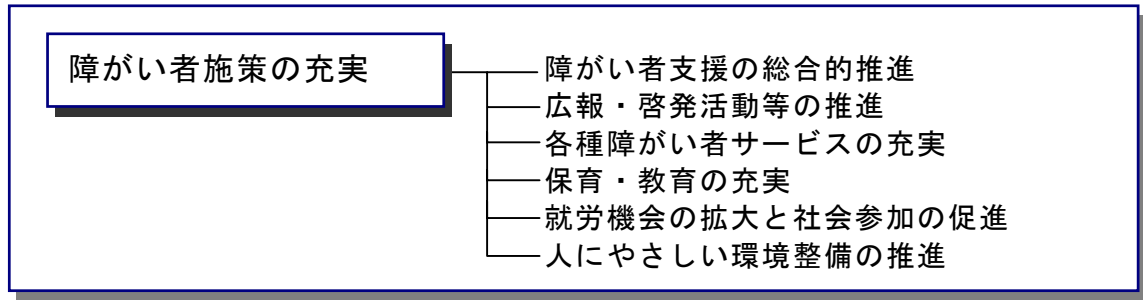
※各年度末現在。

資料：健康福祉課

基本方針

すべての障がい者が主体性と自立性を発揮し、地域社会の一員として元気に暮らせるよう、各種施策を総合的、計画的に進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 障がい者支援の総合的推進

障がい者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正、住民ニーズの動向等を勘案し、障がい者計画（障がい者基本計画・障がい福祉計画）に基づき、総合的、計画的な施策の展開に努めます。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者団体の活動支援に努めます。

(3) 各種障がい者サービスの充実

各種制度の改正等を踏まえ、関係機関や民間事業者との連携及び広域的連携のもと、障がいの予防と早期発見、早期治療・療育の充実、在宅サービス・施設サービスの充実、相談・情報提供体制の充実、さらには各種手当や助成制度の周知及び利用促進など、障がい者を対象とした各種のサービスの充実に努めます。

(4) 保育・教育の充実

障がい児保育・教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(5) 就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実やグループホーム・ケアホームの設置支援など地域での生活の場の確保に努めます。

(6) 人にやさしい環境整備の推進

障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン（初めからだれにとっても使いやすい設計）のまちづくりを推進します。

6 社会保障の充実

現状と課題

急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、住民の疾病や負傷等に対して必要な保険給付を行う医療保険として、住民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしてきました。

平成 18 年 3 月末現在の加入状況をみると、世帯数が 2,795 世帯、被保険者数が 5,755 人となっています。近年は、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い財政は大変厳しい状況にあり、国の制度改革に沿った医療費適正化対策や保険税率の見直し、生活習慣病対策等の保健事業と併せた医療費の抑制を積極的に進め、保険財政の健全化に努めていく必要があります。

国民年金については、平成 18 年 3 月末現在の被保険者数は 2,907 人となっています。平成 14 年度から、保険料の収納先が市町村から国へと変更になりましたが、少子高齢化が進む中、老後の生活において国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきていることから、今後とも国民年金制度についての正しい知識の普及を図り、未加入者の解消に努める必要があります。

また、本町の生活保護世帯は、平成 18 年 4 月 1 日現在、9 世帯となっていますが、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、増加していくことも考えられます。このため、今後とも関係機関や民生・児童委員との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があります。

[生活保護の状況]

(単位：人、世帯、‰)

| | 人口 | 被保護世帯 | 被保護者 | 保護率 |
|--------|--------|-------|------|------|
| 平成13年度 | 14,062 | 10 | 10 | 0.07 |
| 平成14年度 | 13,896 | 12 | 12 | 0.09 |
| 平成15年度 | 13,718 | 9 | 9 | 0.07 |
| 平成16年度 | 13,606 | 10 | 10 | 0.07 |
| 平成17年度 | 13,487 | 10 | 10 | 0.07 |
| 平成18年度 | 13,318 | 9 | 9 | 0.07 |

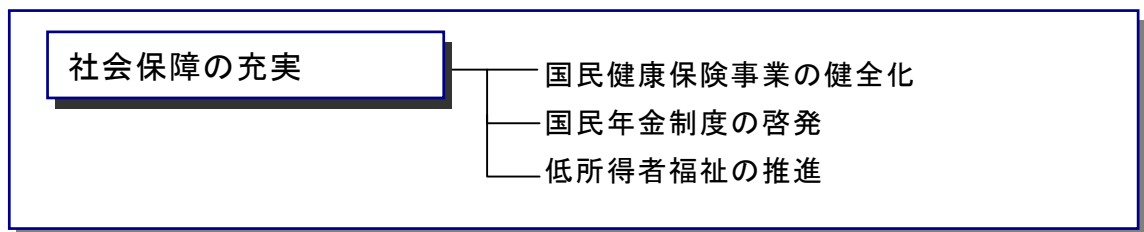
※各年度 4 月 1 日現在。

資料：健康福祉課

基本方針

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、低所得者福祉の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 国民健康保険事業の健全化

国の制度改革に沿った給付内容や範囲の見直し、適正な保険税率の設定、新たな高齢者の保険制度の創設に取り組みます。また、糖尿病等生活習慣病に対する健診や保健指導など疾病予防による医療費の抑制に努めます。

(2) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談の充実に図り、制度についての正しい理解を深めていきます。

(3) 低所得者福祉の推進

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適正な運用に努めます。

第2章 安全で快適な定住と交流のまちづくり

1 調和のとれた土地利用の推進

現状と課題

土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、まちづくりの最も基本的な要素です。従って、まちの発展や住民生活の向上のためには、土地の高度かつ有効な活用が求められます。

本町の土地利用は、西部地域と東部地域に大きく2区分され、西部地域は主に住宅地等が木曾川の河岸段丘上にあり、南北を森林が占めています。平坦地には農用地が広がり、国道418号沿いを中心に住宅地や商業地としての利用がみられ、町並みを形成しています。一方、東部地域は森林がほとんど占め、集落と農地が点在しています。

このように大きく土地利用が2区分される本町では、人口の減少と高齢化が進む中、東部地域を中心に耕地放棄地や管理の行き届かない山林が増加する一方で、西部地域では住宅地など都市的な土地利用の需要は高まっています。

こうした土地利用の状況を受け、町土を保全しながら住宅・宅地の整備や魅力ある市街地環境の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等を目指した都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このため、地域構造の変化や、社会・経済情勢の変化、住民ニーズの動向等を総合的に勘案し、土地利用関連計画の策定及び見直し・総合調整を一体的に推進し、計画的な土地利用を進めていく必要があります。

また、本町では、土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を行っています。本事業は、土地利用をはじめ、まちづくりの基礎となるものであり、今後とも計画的に事業を推進し、早期完了を目指す必要があります。

【土地利用の状況】

(単位：ha、%)

| | 農地 | 一般山林 | 原野 | 宅地 | その他 | 合計 |
|-------|---------------|------------------|---------------|---------------|------------------|--------------------|
| 平成14年 | 902 (7.0%) | 6,538 (50.7%) | 100 (0.8%) | 286 (2.2%) | 5,059 (39.3%) | 12,885 (100.0%) |
| 平成15年 | 898 (7.0%) | 6,536 (50.7%) | 104 (0.8%) | 287 (2.2%) | 5,056 (39.3%) | 12,881 (100.0%) |
| 平成16年 | 895 (6.9%) | 6,501 (50.5%) | 104 (0.8%) | 290 (2.3%) | 5,091 (39.5%) | 12,881 (100.0%) |
| 平成17年 | 890 (6.9%) | 6,506 (50.5%) | 102 (0.8%) | 292 (2.3%) | 5,091 (39.5%) | 12,881 (100.0%) |
| 平成18年 | 887 (6.9%) | 6,509 (50.5%) | 102 (0.8%) | 292 (2.3%) | 5,091 (39.5%) | 12,881 (100.0%) |

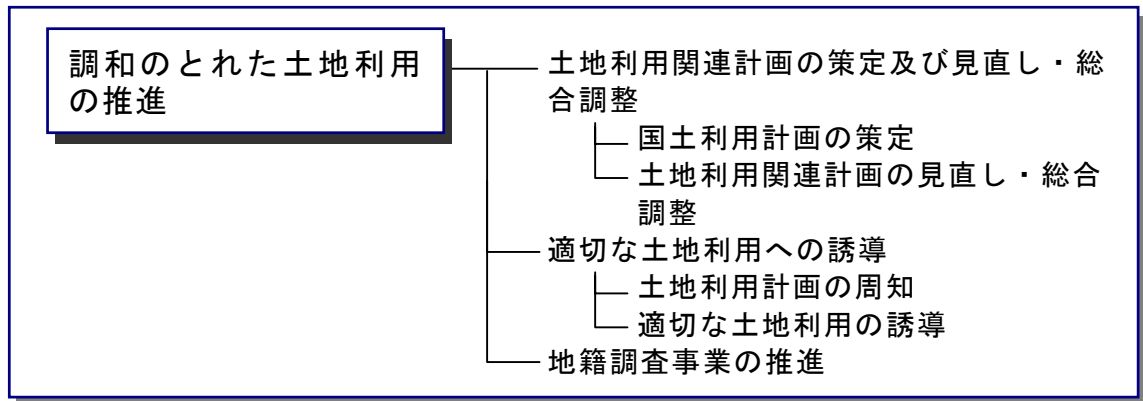
※各年1月1日現在。

資料：固定資産概要調査

基本方針

豊かな自然環境と都市的環境とが調和した町の均衡ある発展に向け、国土利用計画の策定のもと、土地利用関連計画の見直し・総合調整を図り、これに基づく計画的な土地利用を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 土地利用関連計画の策定及び見直し・総合調整

① 国土利用計画の策定

住民及び事業者との協働のもと、基本構想「土地利用の基本方向」に基づき、国土利用計画を策定します。

② 土地利用関連計画の見直し・総合調整

国土利用計画の策定にあわせ、農業振興地域整備計画等土地利用計画の見直し・総合調整を実施します。

(2) 適正な土地利用への誘導

① 土地利用計画の周知

広報・啓発活動の推進等を通じ、土地利用関連計画や関連法、条例等についての周知に努めます。

② 適切な土地利用の誘導

一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用への誘導を図ります。

(3) 地籍調査事業の推進

土地の有効かつ適正な利用を図るため、地籍調査事業を引き続き円滑かつ効率的に推進し、早期完了を目指します。

2 市街地整備と景観形成

現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境と産業や文化の集積を生み出すものであり、人々の定住と交流を促す重要な条件の一つです。

本町では、昭和 34 年に 1,230ha が都市計画区域に指定され、その後昭和 49 年に見直しを行い現在、4,737ha となっています。

本町ではこれまで、良好な市街地環境づくりに努めてきましたが、用途地域が未指定であること等から、全体的に整備が遅れており、土地利用の混在化、にぎわいのある中心市街地の未形成などの状況がみられ、計画的な整備が必要となっています。

このため、住民との協働のもと、土地の高度利用や都市施設の整備を進め、人々が集う魅力ある市街地環境の創造を図っていく必要があります。

また、まちの景観は、人々の暮らし、地域の歴史、自然環境などにより形成され、生活環境を左右する大きな要素です。優れた景観は地域に暮らす人々に安らぎや充足感をもたらし、生活に潤いを与えてくれます。

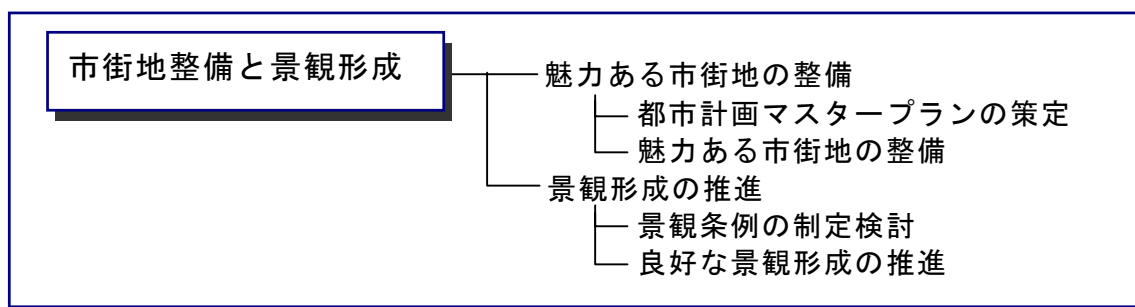
このため、計画的な都市機能の整備にあたっては、景観に十分配慮して整備を進める必要があります。

基本方針

魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランの策定のもと、住民及び事業者、行政が一体となり、都市機能の計画的な整備配置に努めます。

また、景観法に対応した景観条例の制定検討を行うなど、良好な景観の形成と保全を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 魅力ある市街地の整備

①都市計画マスタープランの策定

住民及び事業者との協働のもと、基本構想「土地利用の基本方向」に基づき、都市計画マスタープランを策定します。

②魅力ある市街地の整備

都市計画マスタープランに基づき、商業サービス機能や行政拠点機能、教育・文化機能などの多様な都市拠点機能の充実を進め、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

(2) 景観形成の推進

①景観条例の制定検討

景観法や県の景観基本条例を踏まえ、良好な景観形成に向けて景観条例の制定を検討します。

②良好な景観形成の推進

地域の特色ある良好な景観づくりに向け、住民と行政が一体となった景観形成を推進します。

3 道路・交通網の整備

現状と課題

本町の道路網は、木曾川を挟み並行して走る国道 418 号、県道野上・古井線、県道多治見・八百津線を東西軸として、中心部から北部へ走る主要地方道多治見・白川線により南北軸が形成されています。これらを中心とした国道 2 路線、主要地方道 1 路線、県道 9 路線により町の道路網の骨格が形成されています。さらに、そこから延びる町道が 1,006 路線（1 級 8 路線、2 級 22 路線、その他 976 路線）382.68km に及んでいます。

これまで、国、県と連携して道路網の整備を進めており、今後は、新丸山ダム建設に伴う国道 418 号の整備により西部地域と東部地域を結ぶ東西軸が強化されるとともに、東海環状自動車道の開通に伴い、近接の各インターチェンジまでのアクセス道路の整備が進められており、完成後の町内外の交通アクセスの向上が見込まれます。

しかし、新丸山ダム建設に伴う交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。

また、広域交流基盤の強化のため、南北方向の道路網の充実、中心市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備が課題となっているほか、環境・景観面に配慮した道づくりが課題となっています。

一方、本町の公共交通機関としては、民間バス会社による路線バス、Y A O バス、コミュニティバスが運行されています。

しかし、車社会の進展による利用者の減少傾向がみられる中、住民生活における重要な足として、これらの維持・確保、利便性向上が課題となっています。

[道路の整備状況]

(単位：km、%)

| | 路線数 | 実延長 | 改良延長 | 改良率 | 舗装延長 | 舗装率 |
|----|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 総数 | 1,018 | 477.41 | 201.29 | 42.16 | 364.56 | 76.36 |
| 国道 | 2 | 28.85 | 21.18 | 73.41 | 21.72 | 75.29 |
| 県道 | 10 | 65.88 | 36.22 | 54.98 | 59.38 | 90.13 |
| 町道 | 1,006 | 382.68 | 143.89 | 37.60 | 283.46 | 74.07 |

※平成 18 年 4 月 1 日現在。

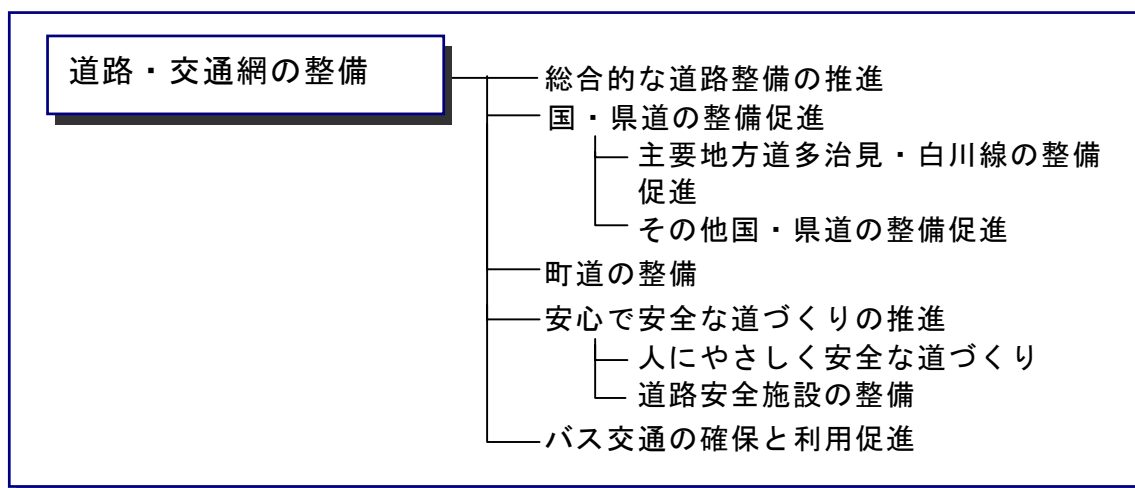
資料：建設課

基本方針

住民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の充実に向け、関連機関と連携し、計画的な整備を推進します。

また、住民の身近な移動手段としてのバス交通の維持・確保に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 総合的な道路整備の推進

東海環状自動車道（東ルート）の開通により、中濃・東濃地域が大きく変化している中、高速交通網へのアクセス向上による地域基盤の強化・発展に向け、町全体の道路ネットワークを考えた道路整備を推進します。

(2) 国・県道の整備促進

① 主要地方道多治見・白川線の整備促進

高速交通網へのアクセス道路である主要地方道多治見・白川線の早期完成を要請します。

② その他国・県道の整備促進

国道 418 号をはじめとする町内の国・県道の整備を関係機関に要請していきます。

(3) 町道の整備

国・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮しながら、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

(4) 安心して安全な道づくりの推進

①人にやさしく安全な道づくり

道路整備にあたっては、バリアフリー化、環境・景観に配慮した人にやさしく安全な道づくりを進めます。

②道路安全施設の整備

少子高齢化に配慮した、交差点改良、自歩道の設置、防護柵の設置など道路安全施設の整備を計画的、効率的に推進します。

(5) バス交通の確保と利用促進

住民の身近な移動手段確保のため、関係機関と連携し、YAOバス、コミュニティバスの住民ニーズに即した効率的な運行による利用促進を図るとともに、路線バスの維持・確保を促進します。

4 住宅・宅地の整備

現状と課題

住宅は、住民の健康で文化的な生活を営むための基盤であるとともに、地域のコミュニティを形成する場所であります。住宅やその周辺の住環境は、日常生活に大きく関わることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。

また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町は、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い、人口は減少を続けており、新たな住宅地の形成など、定住・移住の促進に向けた住宅施策の推進が求められています。

公営住宅の現状をみると、平成 17 年 4 月現在、16 ヶ所 264 戸の町営住宅を管理していますが、老朽化が進んでいる住宅が多く、維持補修に多額の費用を要しており、管理上の問題が大きくなっています。

今後は、本格的な高齢社会や団塊の世代の大量退職を見据え、増加が見込まれる高齢単身世帯や高齢世帯を対象とした住宅供給をはじめ、団塊の世代を始めとした県外在住者の受け入れ態勢の整備の必要性が高まっています。

このため、高齢者などが安心して快適に暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給やU I J ターンに対応した定住促進住宅用地の供給など、多様な居住ニーズに応じられる住宅・宅地供給を、民間開発も含め総合的に検討することが必要となっています。

[町営住宅一覧]

| 団地名 | 建設年度 | 管理戸数 (戸) | 構造 (戸) | | | | 敷地面積 (㎡) |
|--------|--------------|-------------|--------|----|----|----|-------------|
| | | | 木造 | 簡平 | 簡二 | 中耐 | |
| 菅原 | S 34, 35 | 9 | 9 | | | | 1, 185. 00 |
| 鯉居 | S 36, 37 | 16 | 16 | | | | 2, 020. 00 |
| 久田見 | S 36 | 4 | 4 | | | | 635. 30 |
| 解脱 | S 37 | 12 | 12 | | | | 1, 470. 00 |
| 東野 | S 43, 48 | 19 | | 19 | | | 2, 200. 00 |
| 鯉居東 | S 45, 47 | 36 | 18 | 18 | | | 4, 730. 00 |
| 中山 | S 46, 47 | 29 | | 29 | | | 3, 282. 90 |
| 須賀第二 | S 47 | 4 | | 4 | | | 355. 00 |
| 東英 | S 48 | 8 | | 8 | | | 950. 00 |
| 錦織 | S 51, 53, 55 | 41 | | 18 | 23 | | 5, 040. 00 |
| 小草 | S 56, H 3, 4 | 10 | 10 | | | | 2, 335. 20 |
| コーポやおつ | H 元 | 32 | | | | 32 | 2, 370. 00 |
| 潮見 | H 6 | 2 | 2 | | | | 289. 70 |

| 団地名 | 建設年度 | 管理戸数 (戸) | 構造 (戸) | | | | 敷地面積 (㎡) |
|---------|------|-------------|--------|----|----|----|-------------|
| 福地 | H7 | 2 | 2 | | | | 394.50 |
| コーポささゆり | H9 | 24 | | | | 24 | 1,873.00 |
| 丸根 | H14 | 16 | | | | 16 | 1,599.00 |
| 計 | | 264 | 73 | 96 | 23 | 72 | 30,729.60 |

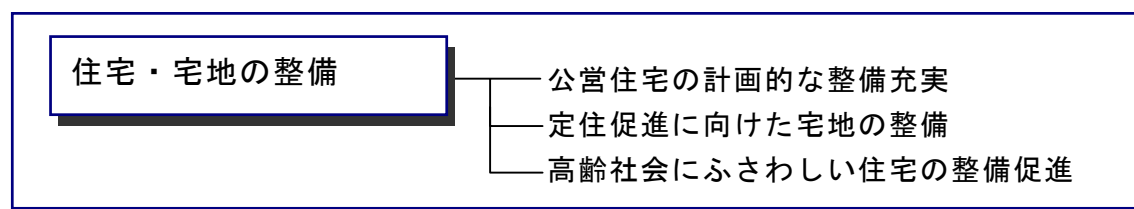
※平成18年4月1日現在。

資料：建設課

基本方針

快適で安全な居住環境づくりと定住人口の増加に向け、公営住宅の建て替え・改善等に努めます。また、宅地の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公営住宅の計画的な整備充実

建設時以降の住居の向上、構造・設備の老朽化への対応など、既存の公営住宅について、公営住宅ストック総合活用計画のもとに事業の実施に努めます。また、若年層などの居住ニーズに応えられるよう、良質な住宅供給を検討していきます。

(2) 定住促進に向けた宅地の整備

高速交通網へのアクセス道路の整備等にあわせ、新たな分譲宅地の計画を検討します。また、PR活動など販売促進活動を展開し、分譲地の未分譲区画の早期販売完了を目指します。

(3) 高齢社会にふさわしい住宅の整備促進

本格的な高齢社会を見据え、高齢者などが安心して暮らせるバリアフリーの視点に立った住宅の供給に向け、福祉施策との連携を図りながら取り組みます。また、高齢者などが暮らしやすいよう住宅に関する指導・相談体制の充実、関連制度の活用促進に努めます。

5 地域情報化の推進

現状と課題

パソコンや携帯情報端末などの家庭への浸透、世界的規模でのインターネットやデジタル放送の普及、電子商取引の実用化などにみられるように、今後も情報通信技術の進化が見込まれ、いつでも、どこでも、だれでも情報ネットワークに自由に接続し、必要な情報の入手や発信ができるユビキタスネット社会の到来も展望されています。

また、自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築が進められています。

本町においても、町内全域に光ファイバー網を敷設したケーブルテレビが平成17年に開局したことから、地域の情報通信基盤は整備されています。

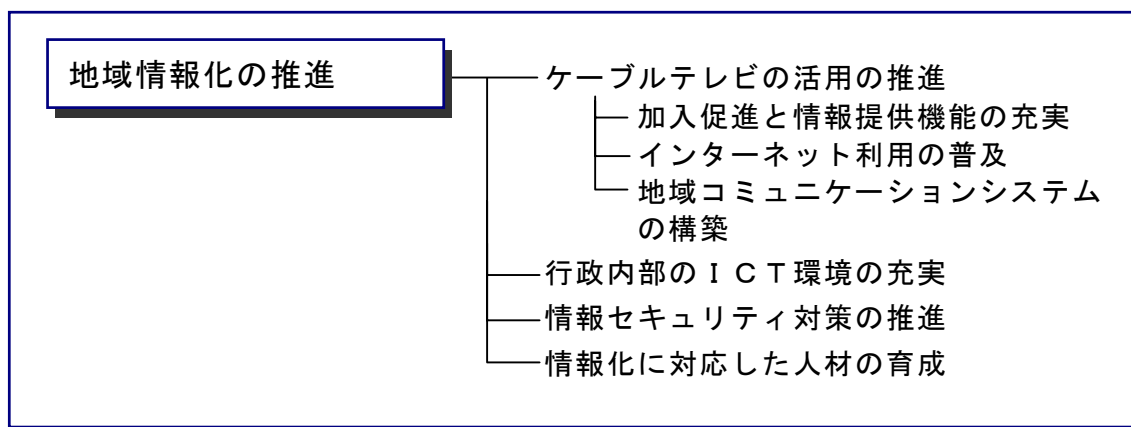
また、行政サービスの効率化を図るため、各種システムの導入や更新など、行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいます。

今後、情報化はまちづくりや自治体経営の戦略として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、ケーブルテレビへの加入促進とその活用、行政内部のICT（情報通信技術）環境の一層の充実を図り、電子自治体の構築及び町全体の情報化を進めていく必要があります。

基本方針

住民生活の質的向上と町全体の活性化に向け、ケーブルテレビの活用と電子自治体の構築を進め、高度化、多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) ケーブルテレビの活用の推進

①加入促進と情報提供機能の充実

住民のケーブルテレビへの加入を促進するとともに地域情報等を提供する自主放送番組の内容充実を図ります。

②インターネット利用の普及

町ホームページでの情報発信の充実や電子申請の推進など、利用者の利便性向上によるインターネットの利用普及を図ります。

③地域コミュニケーションシステムの構築

災害緊急情報の発信をはじめ、各分野における情報提供など町からの情報発信、インターネットを活用したパブリックコメント（住民意向の聴取）での活用、住民同士や各種団体での情報共有などケーブルテレビ網を活用した総合的な地域コミュニケーションシステムの構築を図ります。

(2) 行政内部のICT環境の充実

各種申請・届出等のオンライン化や電子決裁の導入など、電子自治体の構築に向けた行政内部のICT環境の一層の充実を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ（安全・保護）対策を推進します。

(4) 情報化に対応した人材の育成

住民へのIT基礎技術習得の機会提供を図るとともに、職員へのICTに関する教育・研修を推進し、情報化に対応した人材の育成を図ります。

6 河川の整備と治山・治水対策の推進

現状と課題

本町は、町域の約8割を森林が占めていますが、適正に管理されている山林の減少など森林の保水機能の低下により、土砂の崩壊や流出の危険性が増すとともに、短時間の豪雨でも急激な増水や水害の危険が生じるようになったといわれています。

山地の荒廃は、流域に災害をもたらす原因となるため、今後も森林の保水及び山地災害防止機能を高める治山事業や森林保育などを推進する必要があります。

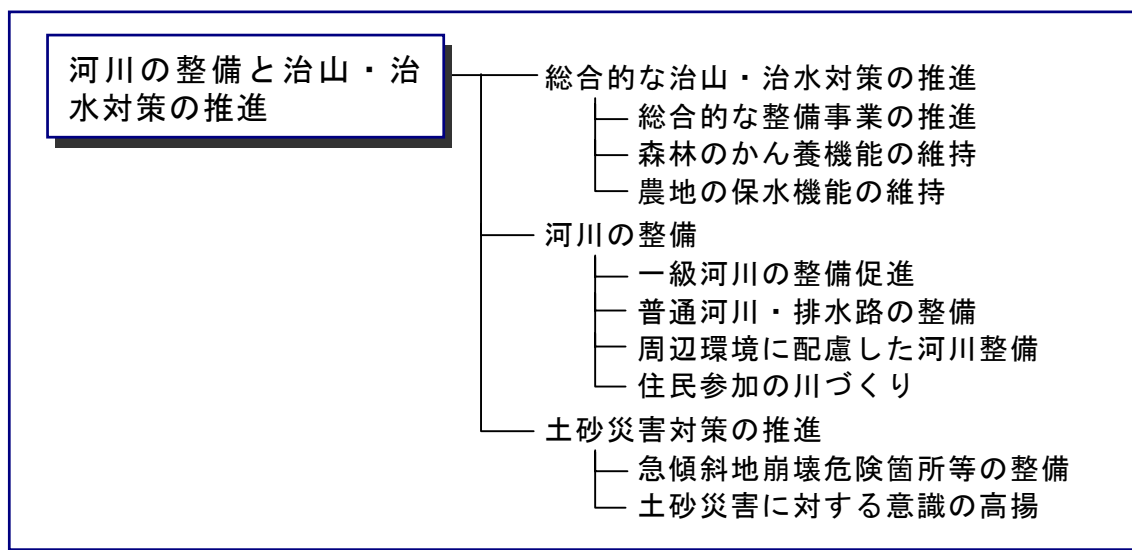
また、本町には一級河川木曾川、飯田川の2河川と砂防指定河川・区域が15水系に及び、多くの普通河川が散在しています。

今後も、各河川管理者と連携しながら、親水性や自然との調和、水質汚濁防止など周辺環境の保護・保全対策に留意した河川整備を進めることが必要になっています。

基本方針

土砂災害や水害による災害を未然に防止するため、治山・治水整備計画の策定のもと、自然環境に配慮しながら、治山・治水対策を総合的に進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 総合的な治山・治水対策の推進

①総合的な整備事業の推進

本町の流域全体を考慮した総合的な治山・治水整備計画の策定のもと、関係機関及び住民と連携した一体的な治山、農地、河川などの整備事業を推進します。

②森林のかん養機能の維持

関係機関と連携した治山事業を推進し、植林地の複層林化など森林のかん養機能の維持に努めます。

③農地の保水機能の維持

関係機関と連携し、耕作放棄地等の管理など農地の保水機能や遊水機能の維持に努めます。

(2) 河川の整備

①一級河川の整備促進

関係機関との連携のもと、木曾川・飯田川の護岸改修など一級河川の整備を促進します。

②普通河川・排水路の整備

急激な増水に対応できる排水能力の増強に向けて、河川・排水路の整備に努めます。

③周辺環境に配慮した河川整備

各地域の河川の状況を把握して、従来のコンクリート構造物中心の河川整備だけでなく、周辺環境に配慮した改修方法による河川整備を推進します。

④住民参加の川づくり

ボランティアによる護岸の草刈りや堆積土砂の除去など住民との協働による川づくりを促進します。

(3) 土砂災害対策の推進

①急傾斜地崩壊危険箇所等の整備

関係機関と連携のもと、危険度の高い地域や居住地域を優先して砂防及び急傾斜地の整備を推進します。

②土砂災害に対する意識の高揚

砂防ハザードマップの更新と配布など、住民の土砂災害に対する意識の高揚と避難態勢の向上に努めます。

7 消防・防災体制の充実

現状と課題

安心・安全・快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

本町の消防体制は、可茂消防事務組合による常備消防と、消防団（6分団12部制、団員365人）による非常備消防とで構成され、これまで互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしてきました。

しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、火災発生要因は複雑・多様化していると同時に、消防団機能の低下などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

このため、消防団の活性化をはじめ、広域的連携による常備消防・救急体制の充実、消防施設の整備充実、さらには予防消防にかかわる広報・啓発活動の一層の推進が必要となっています。

また、防災面については、東海・東南海・南海地震の発生が予想される中、防災体制の強化が求められており、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設の充実、緊急時の情報通信体制の充実等を進めていく必要があります。

さらに、世界各地でテロや有事が多発する中、これからの自治体にとって、こうした武力攻撃等の緊急事態への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。

[火災発生件数と救急業務の状況]

(単位：件)

| | 出火件数 | | | | | 救急出動 |
|-------|------|----|----|----|-----|------|
| | 総数 | 建物 | 林野 | 車両 | その他 | 回数 |
| 平成13年 | 9 | 6 | 1 | 1 | 1 | 304 |
| 平成14年 | 6 | 4 | 0 | 1 | 1 | 257 |
| 平成15年 | 9 | 6 | 0 | 2 | 1 | 299 |
| 平成16年 | 10 | 7 | 0 | 1 | 2 | 325 |
| 平成17年 | 10 | 2 | 1 | 2 | 5 | 343 |

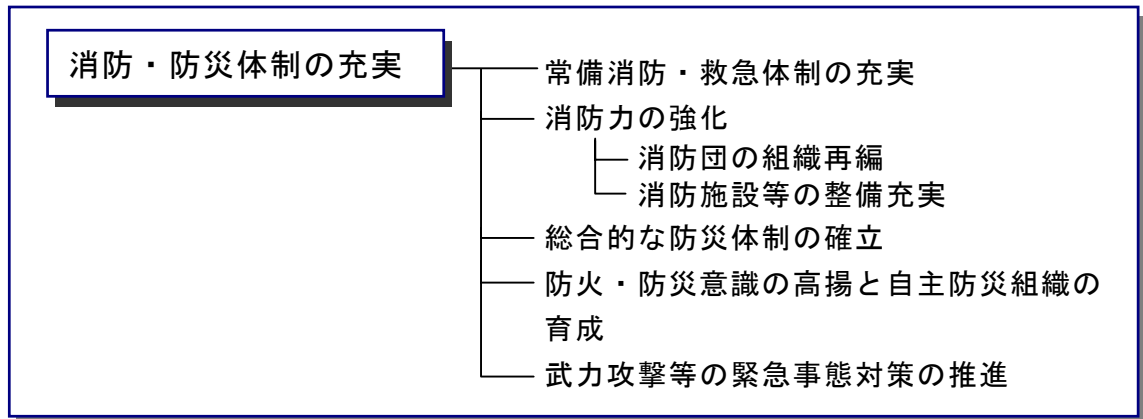
資料：可茂消防事務組合八百津出張所

基本方針

災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域消防力の一層の強化に努めるとともに、地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。

また、国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等への対処措置などの体制整備を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、施設・設備の充実等を図り、可茂消防事務組合による常備消防・救急体制の一層の充実に努めます。

(2) 消防力の強化

①消防団の組織再編

消防団の充実強化に向け、新入団員や協力団員の確保を図りつつ、消防団組織を再編します。

②消防施設等の整備充実

消防ポンプ車、防火水槽など消防施設・設備・資機材等の計画的更新を図ります。

(3) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、避難路・避難場所の周知、防災センターの整備、避難建物の耐震化を推進し、防災無線のデジタル化をはじめ緊急時の情報通信体制の充実など総合的な防災体制の確立を進めます。

(4) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

広報紙や防災マップ等による啓発・情報提供の充実や、防火・防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成を図り、住民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

(5) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対応するため、国民保護計画の策定のもと、これに基づく施策を計画的に推進します。

8 交通安全・防犯体制の充実

現状と課題

全国的に交通事故が絶えず、特に子どもや高齢者などの交通弱者の事故の増加が懸念されています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めてきました。

今後も、住民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、引き続き、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

また、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

本町では、警察など関係機関・団体と連携し、防犯意識の啓発や各種の防犯活動の促進に努めていますが、少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識の高揚や地域での防犯体制の強化を進めていく必要があります。

【交通事故の状況】

(単位：件)

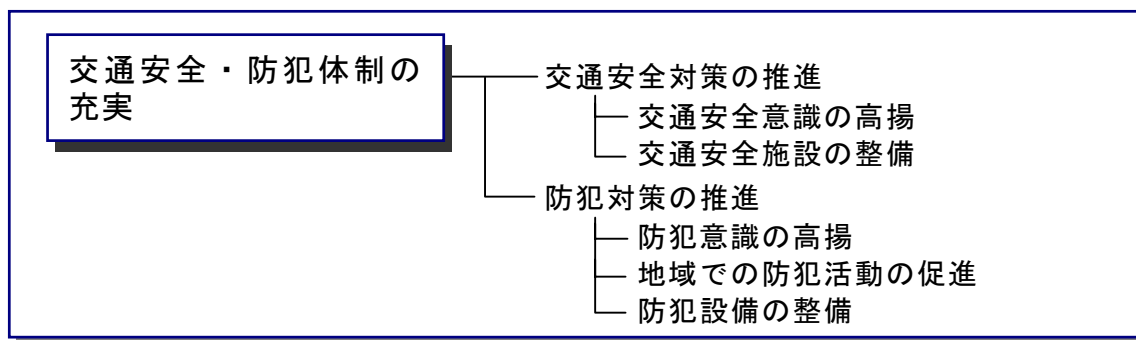
| | 人身事故 | | | | 物損事故 |
|-------|------|----|----|----|------|
| | 総数 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | |
| 平成13年 | 25 | 0 | 7 | 24 | 285 |
| 平成14年 | 28 | 1 | 5 | 33 | 227 |
| 平成15年 | 37 | 2 | 3 | 63 | 259 |
| 平成16年 | 24 | 2 | 5 | 24 | 246 |
| 平成17年 | 29 | 0 | 5 | 29 | 243 |

資料：八百津警部補交番

基本方針

住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。また、安全・安心な暮らしの確保に向け、住民の防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の促進に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全対策の推進

①交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関との連携により、交通安全運動を展開するなど交通安全意識の高揚を図ります。

②交通安全施設の整備

交通の安全を確保するため、交通安全施設整備計画の策定のもと、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。

(2) 防犯対策の推進

①防犯意識の高揚

警察など関係機関と連携して、防犯に対する意識の高揚を図ります。

②地域での防犯活動の促進

地域や関係団体と連携して、防犯パトロールの実施など地域での防犯活動を促進します。

③防犯設備の整備

犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、自治会や住民と連携して、街路灯などの防犯設備の整備を進めます。

9 新丸山ダム建設と周辺整備

現状と課題

本町では、現在の丸山ダムの治水、発電などの多目的機能を維持したまま嵩上げを行う、新丸山ダム建設が進められています。

現在の丸山ダムは、国内の洪水調節を行うダムの中で国内最大規模の流域面積を持つダムとして昭和31年に完成し、その後名古屋を中心とする中部経済圏の発展に伴って、木曾川の重要性はますます高まってきました。しかし、現在の丸山ダム完成後においても度重なる出水により、多大な被害が発生しています。また、一方では平成6年、7年、8年等渇水が発生しています。このような状況から、河川改修事業の推進と併せて上流ダム群による洪水調節と既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量の確保が急務となっています。

新丸山ダム建設事業は、その治水及び利水事業の一環として行われるとともに、現在の丸山・新丸山発電所の発電出力を増強する目的で、昭和55年度から実施計画調査に入り、昭和61年度に建設省直轄の多目的ダム事業として建設に着手しました。その後、平成6年1月に水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備基本計画が決定され、平成17年6月には新丸山ダム基本計画が変更されて、ダム完成工期が平成28年度まで延長されました。

新丸山ダム建設事業は、本町の活性化及び経済波及効果が期待されるとともに、周辺環境への影響が大きいことが予想されることから、関係機関と連携して、その対策を図る必要があります。

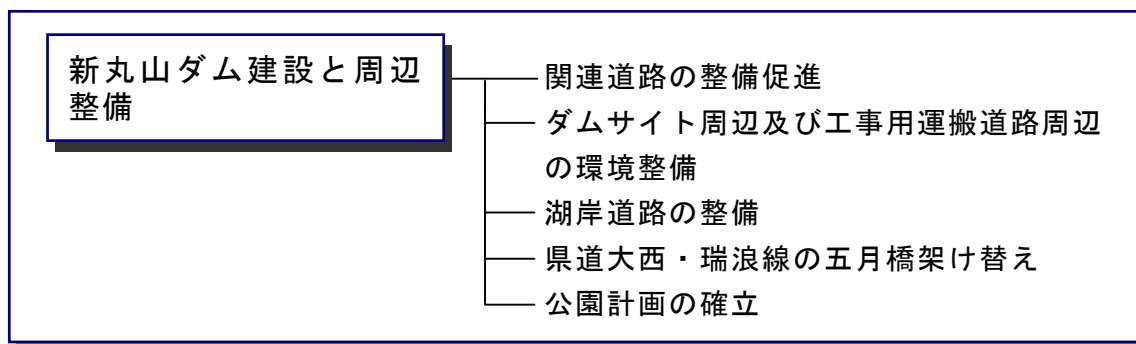
今後は、新丸山ダム本体の早期着工に向けて、付随した道路建設事業、特に国道418号の早期開通と原石山線（町道八百津・久田見線）、資材運搬線（県道井尻・八百津線）及び湖岸道路の整備が急務となっています。

また、ダム本体の工事着手による周辺地域の生活環境等の急激な変化が懸念されることから、住環境整備についても国及び県など関係機関とともに整備を推進する必要があります。

基本方針

新丸山ダムの本体工事の早期着工を関係機関に要望するとともに、道路整備や住環境整備などの周辺対策を推進していきます。

施策の体系



主要施策

(1) 関連道路の整備促進

早期にダム本体の工事着手に係るためには、国道418号、資材運搬線（県道井尻・八百津線）、原石山線（町道八百津・久田見線）の早期開通が急務であるため、関係機関に早期整備を要望します。

(2) ダムサイト周辺及び工事用運搬道路周辺の環境整備

ダム本体の工事着手により最も影響を受ける周辺地域及び道路沿線の住環境整備に努めます。

(3) 湖岸道路の整備

現国道418号は、湖岸沿いの山林等の管理道路としても重要な路線であるため、国及び県など関係機関とともに整備を推進します。

(4) 県道大西・瑞浪線の五月橋架け替え

ダム完成と同時に水没する五月橋は、瑞浪市日吉町と八百津町潮見を結ぶ重要な路線であるため、町道十日神楽線の道路改良を含めた整備を国及び県など関係機関とともに推進します。

(5) 公園計画の確立

ダム建設残土処理地（16.2ha）を新丸山ダムも含めた観光拠点として、住民の意向を踏まえた都市公園に整備する計画を確立します。

第3章 緑と水と共生する環境保全のまちづくり

1 環境保全の推進

現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

本町は、東部一帯に緑輝く高原が広がるとともに、南を飛騨木曾川国定公園に指定される木曾川が雄大に流れ、木曾川に注ぐ旅足川をはじめとする清流など水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。

本町ではこれまで、これら豊かな自然の保護をはじめ、環境美化運動の促進、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。このような中、住民の環境保全への関心も徐々に高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

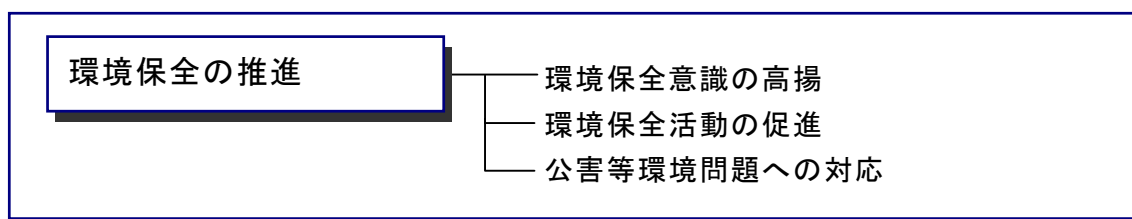
今後は、優れた自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境負荷の少ない循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

さらに、快適な住みやすい環境の保全に向けた、水質汚濁や騒音・振動・悪臭など公害対策を推進する必要があります。

基本方針

住民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、自然環境の保全に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境教育・環境学習を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

環境美化運動をはじめ、投棄ごみ収集ボランティア活動など、住民の自主的な環境保全活動を支援・促進します。

(3) 公害等環境問題への対応

関係機関との連携のもと、水質調査の定期的実施など、公害等環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

2 水道の整備

現状と課題

水道は、住民が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。本町の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業、専用水道によって行っており、平成18年3月31日現在の普及率は96.0%となっています。水道供給区域外では飲料水供給施設等により飲料水を確保しています。

本町では、これまで水需要に対応し、配水管、配水池など各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきましたが、施設の老朽化のほか、災害に強い施設の充実、生活様式の変化等に伴う水需要増大への対応、未給水地域の解消などが課題となっています。

このため、各種水道施設の計画的な整備及び拡張等を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全な水の安定供給に努める必要があります。

[水道の状況]

(単位：人、箇所、%)

| | 行政 区域内 人口 (A) | 上水道 | | 簡易水道 | | 専用水道 | | 合計 | | 普及率 B/A ×100 (%) |
|--------|------------------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|-----------------------|---------------------------|
| | | 箇所 数 | 現在 給水 人口 | 箇所 数 | 現在 給水 人口 | 箇所 数 | 現在 給水 人口 | 箇所 数 | 現在 給水 人口 (B) | |
| 平成12年度 | 14,086 | 1 | 10,206 | 3 | 2,944 | | | 4 | 13,150 | 93.4% |
| 平成13年度 | 13,929 | 1 | 10,122 | 3 | 2,909 | | | 4 | 13,031 | 93.6% |
| 平成14年度 | 13,753 | 1 | 10,268 | 3 | 2,849 | | | 4 | 13,117 | 95.4% |
| 平成15年度 | 13,647 | 1 | 10,225 | 3 | 2,787 | 1 | 69 | 5 | 13,081 | 95.9% |
| 平成16年度 | 13,528 | 1 | 10,175 | 3 | 2,736 | 1 | 79 | 5 | 12,990 | 96.0% |
| 平成17年度 | 13,379 | 1 | 10,109 | 3 | 2,659 | 1 | 79 | 5 | 12,847 | 96.0% |

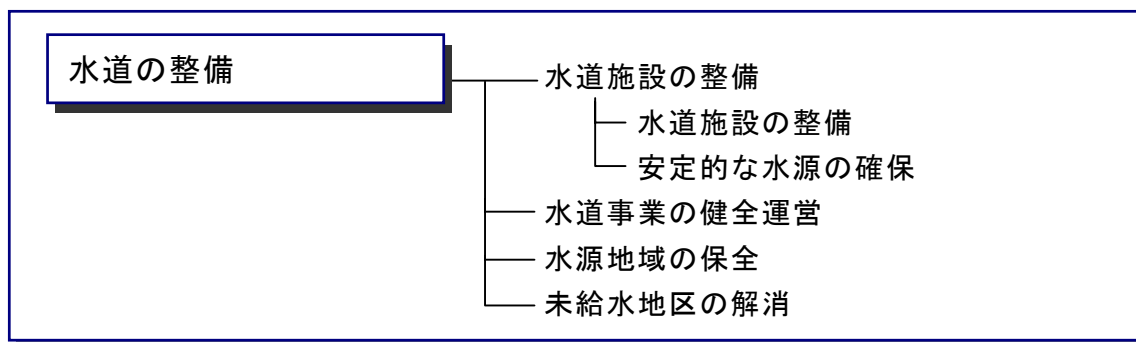
※各年度末現在。行政区域内人口においても年度末現在住基人口+外国人登録人口。

資料：水道環境課

基本方針

安心で安全な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実を図ります。また、水道事業の健全経営に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 水道施設の整備

①水道施設の整備

配水管、配水池などの施設の老朽化や災害時への対応、生活様式の変化に伴う水需要の増大への対応、水質検査の強化など総合的に勘案し、各種水道施設の整備を計画的に推進します。

②安定的な水源の確保

長期的な水需要の予測により、安定的な水源の確保を図るため、未使用水利権の有効利用を推進します。

(2) 水道事業の健全運営

給水区域の統合による費用の削減、事務事業の合理化、効率化や経費の節減等を通じ、水道事業の健全運営に努めます。

(3) 水源地域の保全

良質な水の供給に向け、水源地周辺の環境保全に努めます。

(4) 未給水地区の解消

未給水地区については、地域住民の要望を踏まえながら、その解消に努めます。

3 下水・排水処理対策の推進

現状と課題

河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。

木曽川をはじめとする豊かな水辺環境を誇る本町では、水質の保全と生活環境の向上のため、地域の実情に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業の推進に取り組むとともに、合併処理浄化槽の適正管理を図り、住民の理解と協力のもと町全域における下水・排水処理施設の整備を進めてきました。

平成17年度末現在、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業を含めた下水道普及率は88.0%となっており、今後も、美しい自然環境の保全と質の高い居住環境づくりのため、効果的な整備手法による事業の推進を図り、全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

〔下水道等の状況〕

(単位：人、%)

| | 行政区域内人口 (A) | 下水道等 | | | | 普及率 B/A ×100 (%) |
|--------|----------------|-------|----------|---------|--------|---------------------------|
| | | 公共下水道 | 農業集落排水施設 | 合併処理浄化槽 | 計(B) | |
| 平成12年度 | 14,086 | 6,080 | 423 | 552 | 7,055 | 50.1% |
| 平成13年度 | 13,929 | 7,131 | 417 | 634 | 8,182 | 58.7% |
| 平成14年度 | 13,753 | 8,422 | 1,264 | 702 | 10,388 | 75.5% |
| 平成15年度 | 13,647 | 9,907 | 1,206 | 805 | 11,918 | 87.3% |
| 平成16年度 | 13,528 | 9,692 | 1,178 | 902 | 11,772 | 87.0% |
| 平成17年度 | 13,379 | 9,651 | 1,164 | 957 | 11,772 | 88.0% |

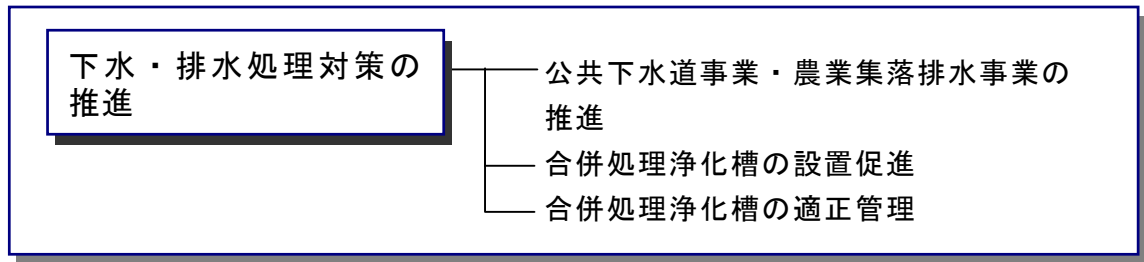
※各年度末現在。行政区域内人口においても年度末現在住基人口+外国人登録人口。

資料：水道環境課

基本方針

住民の理解と協力のもと、地域の実情に応じた事業による町全域における下水・排水処理施設の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公共下水道事業・農業集落排水事業の推進

広報・啓発活動等を推進し、供用開始地区における接続促進に努めるとともに、処理計画区域内で下水道未敷設地区については、地区特性に即した効率の良い最善の方法を検討し、事業を計画的に推進します。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業・農業集落排水事業等の集合処理に適さない地区等については、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

(3) 合併処理浄化槽の適正管理

設置された浄化槽の適正管理に向け、管理者に対し、法定検査・保守点検・清掃の3つの義務の啓発活動を推進します。

4 公園・緑地・水辺の整備

現状と課題

公園・緑地・水辺は、スポーツ・レクリエーションや防災・コミュニティの場として地域の良好な環境を維持する上で大きな役割を果たしています。

本町では、人道の丘公園をはじめ、五宝滝公園、蘇水公園やフレンドリーパークおおひらなど水と緑に親しめる公園が整備されています。

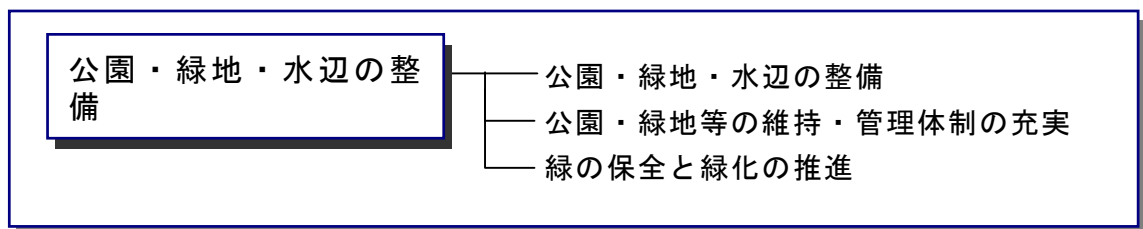
しかし、町なかにおいては、身近に憩い、安らげる空間が少なく、住民が憩える場所を創出すべく公園整備が求められています。

このため、住宅地や集落内における身近な公園の整備に努めるとともに、河川周辺や森林等を生かした特色ある親水・親緑空間の整備、さらには森林の保全、住民との協働による緑化を推進し、水と緑につつまれた快適でうらおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

身近な公園の整備を進めるとともに、公園等の維持管理体制の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公園・緑地・水辺の整備

公園・緑地について、街角や集落の小スペースを活用し、ふれあい公園や地域住民の憩いの場として小公園の整備を進めます。また、気軽に親しめる親水公園の整備を推進し、住民に身近で潤いのある水辺空間の提供に努めます。

(2) 公園・緑地等の維持・管理体制の充実

地域住民と連携した身近な公園・緑地等の維持・管理体制の確立を図ります。

(3) 緑の保全と緑化の推進

森林の保全を図るとともに、住民主体の緑化運動の促進など緑の保全に努めます。

5 ごみ処理等環境衛生対策の充実

現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれる中、従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環型社会を形成していくことが求められています。

本町におけるごみは、可茂衛生施設利用組合において広域的に収集・処理しており、広報・啓発活動等を通じてごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めるとともに、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も進めてきました。今後のごみの一層の減量化・リサイクル等の促進が求められるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、広域的なごみ処理体制の充実に努めるとともに、住民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、し尿についても、可茂衛生施設利用組合において広域的に収集・処理していますが、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

基本方針

循環型社会の形成に向け、広域的連携のもと、ごみ・し尿の収集・処理体制の充実に努めます。

施策の体系

ごみ処理等環境衛生対策の充実

- ごみ収集・処理体制の充実
- ごみ減量化・3R運動の促進
- ごみの不法投棄の防止
- し尿収集・処理体制の充実

主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

(2) ごみ減量化・3R運動の促進

広報・啓発活動の推進を通じて、住民や事業者の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。

(3) ごみの不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進を通じて、住民意識の高揚に努めるとともに、関係機関と連携し、不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。

(4) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、し尿収集・処理体制の充実を進めます。

第4章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

1 教育の充実

現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

平成18年5月現在、本町には小学校が6校、中学校が2校あり、小学校児童数は702人、中学校生徒数は353人となっています。

本町はこれまで、八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づき、人権教育の推進をはじめ、家庭の教育力の強化、県立八百津高校との連携型中高一貫教育の実施など地域性を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりに努めてきました。

しかし、児童・生徒数は年々減少するなど少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実、学校施設の耐震化などが課題となっています。

このため、学校施設・設備の整備を計画的に推進するとともに、特色ある教育活動の推進、地域との連携、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実、学校給食の充実など、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

【児童・生徒数の推移】

| | | | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 |
|-----|-----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 学校数 | 校 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 学級数 | 学級 | 39 | 41 | 42 | 41 | 40 | 40 |
| | 児童数 | 人 | 773 | 765 | 725 | 714 | 693 | 702 |
| 中学校 | 学校数 | 校 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 学級数 | 学級 | 16 | 14 | 15 | 14 | 15 | 15 |
| | 生徒数 | 人 | 485 | 455 | 447 | 375 | 382 | 353 |

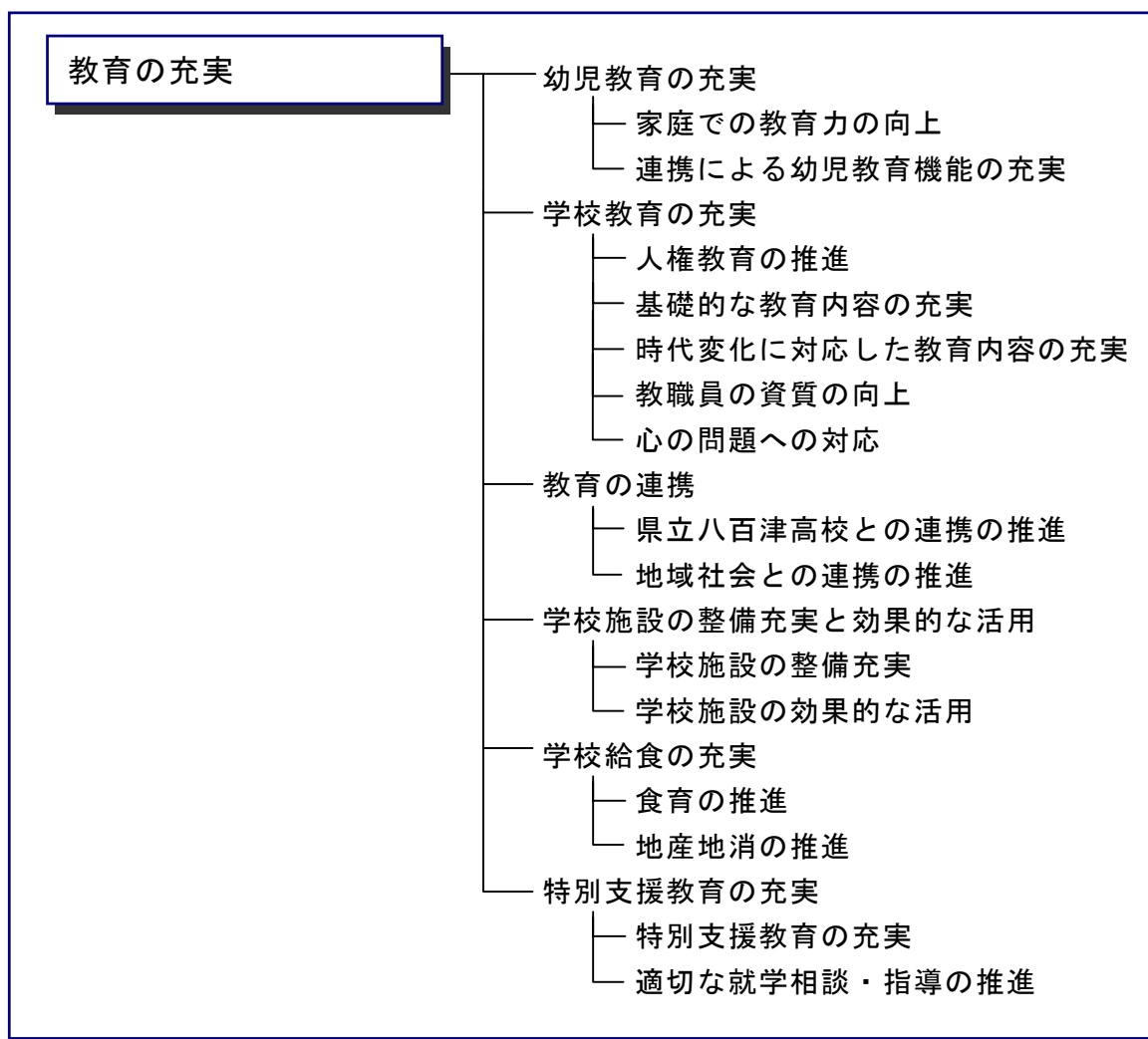
※各年5月1日現在。

資料：学校基本調査

基本方針

施設・設備をはじめとする総合的な教育環境の充実を図り、将来を担う子どもたちが生きる力を育み、人権感覚を培うことを柱としながら豊かな心を育てる教育と個性を伸ばす教育を実践します。

施策の体系



主要施策

(1) 幼児教育の充実

①家庭での教育力の向上

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるよう、家庭教育学級などを通じた家庭での教育力の向上を図ります。

②連携による幼児教育機能の充実

保育園をはじめ、保健センターや福祉センター、教育委員会の連携を強化し、幼児教育機能の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

①人権教育の推進

人道プランに基づき、子どもたちが命の大切さを共有し、生きる力を育み、豊かな人権感覚を培う人権教育を推進します。

②基礎的な教育内容の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、指導方法の工夫改善に努めながら、学習指導要領に沿った教育内容の充実を図ります。

③時代変化に対応した教育内容の充実

情報化や国際化、環境問題への取り組みなど時代変化に対応した教育の充実に努めます。

④教職員の資質の向上

教職員が使命感をもち、時代の要請に基づく効果的な教育が実践できるように、教職員の自己研鑽の奨励と各種研修の充実を計画的に進め、教職員の資質の向上を図ります。

⑤心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、相談員の配置等を通じて相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(3) 教育の連携

①県立八百津高校との連携の推進

校種間の連携を推進するとともに、県立八百津高校との連携型中高一貫教育の充実を図ります。

②地域社会との連携の推進

地域での支援・協力体制を整え、子どもたちが地域の中で生まれ、地域社会の一員として有用感がもてるよう地域社会との連携を推進します。

(4) 学校施設の整備充実と効果的な活用

①学校施設の整備充実

学校施設の耐震化やセキュリティ設備の導入など安全でゆとりある教育環境を確保し、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設

備の整備を図ります。

②学校施設の効果的な活用

余裕教室について、学校内での活用とともに、地域への施設開放など多面的な活用を検討します。また、教育効果を一層高めるため、学校規模の適正化について検討を進めます。

(5) 学校給食の充実

①食育の推進

食は「いのち」を育む基本であることから、養護教諭や学校栄養士等の専門的な知識を活用しながら、「食」に関する指導を推進します。

②地産地消の推進

地場産品を通じた地域への理解を深めるため、行政や学校、生産者の連携のもと、学校給食における地産地消を推進します。

(6) 特別支援教育の充実

①特別支援教育の充実

各学校における施設の充実、教育内容の改善を図るとともに特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実を図ります。

②適切な就学相談・指導の推進

障がいのある児童・生徒について、その障がいに応じ、本人の能力を最大限生かせるよう、就学指導委員会による適切な就学相談・指導を推進します。

2 青少年の健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など社会情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

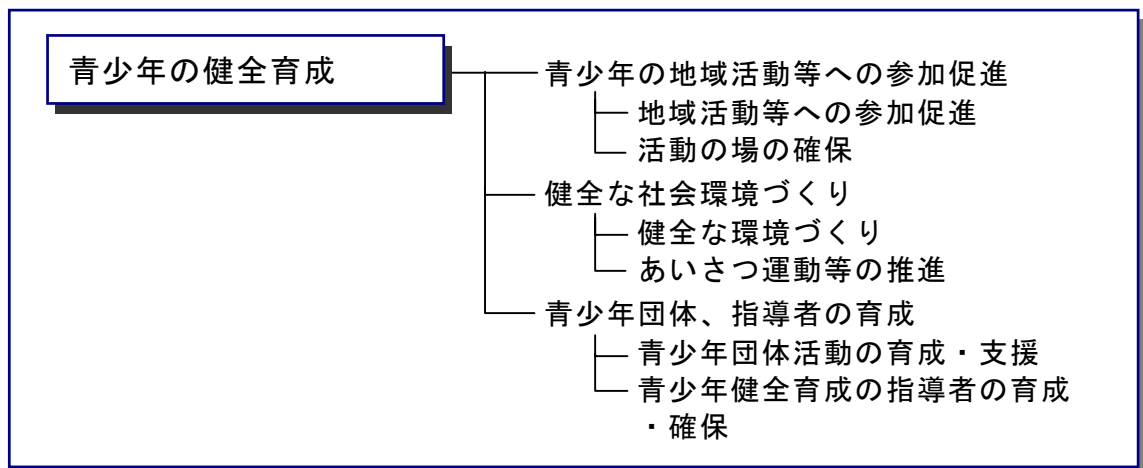
本町においては、青少年健全育成町民会議を中心に、防犯パトロールなど健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参加機会の提供や子ども会などの育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後とも、青少年の健全育成は本町の重要課題であるという認識に立ち、町ぐるみで各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

基本方針

青少年が本町の将来の担い手として健全に育成されるよう、関係機関・団体、関係部門が一体となった「大人が変われば子どもも変わる町民運動」を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 青少年の地域活動等への参加促進

①地域活動等への参加促進

青少年の地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。

②活動の場の確保

公民館活動を推進し、青少年の地域活動等の場として活用します。

(2) 健全な社会環境づくり

①健全な環境づくり

関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。

②あいさつ運動等の推進

広報・啓発活動の推進等を通じてあいさつ運動、声かけ運動を促進します。

(3) 青少年団体、指導者の育成

①青少年団体活動の育成・支援

子ども会など青少年団体の活動を育成・支援します。

②青少年健全育成の指導者の育成・確保

教室・学級の開催等を通じて青少年健全育成の指導者の育成・確保に努めます。

3 生涯学習の推進

現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな住民生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて行うことができる生涯学習の実現が求められています。

本町では、住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館を拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。

しかし、社会・経済情勢が急速に変化する中で、住民の学習ニーズはますます多様化、高度化している一方、各種教室・学級等への参加者の固定化などの問題もみられます。住民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会に還元される学習環境づくりが求められています。

このため、公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館機能の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

[社会教育施設一覧表]

| 施設名 | 面積 (m ²) | 摘 要 |
|-----------|-------------------------|--|
| 中央公民館 | 3,986 | 会議室4 研修室8 調理室1 視聴覚室1 講義室1 大ホール 図書室1 展示場 2 管理人室 談話室1 館長室 事務室 和室2 |
| 福地公民館 | 927 | 会議室2 調理室1 図書室1 和室1 事務室 集会室 520m ² (室内運動場 バレーボール2 卓球2 バドミントン2 バスケットボール1) |
| 錦津公民館 | 812 | 会議室4 調理室1 開架式図書1 相談室2 多目的ホール 事務室 和室2 |
| 和知研修センター | 956 | 研修室1 和室2 保健室1 営農相談室1 調理室1 多目的ホール 事務室 トレーニングルーム1 |
| 久田見農村センター | 574 | 会議室1 営農相談室1 健康相談室1 和室2 研修室1 |
| 潮南農村センター | 695 | 会議室1 和室2 調理室1 研修室1 図書室1 営農相談室1 健康相談室1 多目的ホール 事務室 テニスコート |

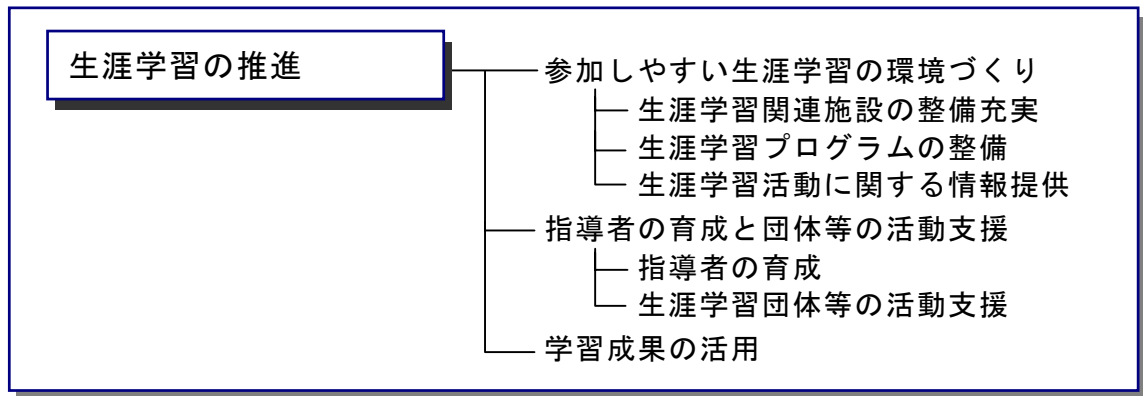
※平成18年度。

資料：教育委員会

基本方針

すべての住民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本町のまちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境づくりを進め、生涯学習社会の確立に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 参加しやすい生涯学習の環境づくり

①生涯学習関連施設の整備充実

拠点施設である中央公民館をはじめ、各施設の整備充実・利用促進に努めます。

②生涯学習プログラムの整備

各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。

③生涯学習活動に関する情報提供

広報紙、ケーブルテレビや町ホームページ等を活用し、各種大会や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。

(2) 指導者の育成と団体等の活動支援

①指導者の育成

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。

②生涯学習団体等の活動支援

各種の社会教育団体や学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。

(3) 学習成果の活用

個人的・社会的生活の充実のため、学習活動で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。

4 生涯スポーツの振興

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、「町民1スポーツ」をテーマに生涯スポーツに取り組んでおり、数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。

町ではこれらスポーツ団体の自主的な活動の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ振興に関する多様な取り組みを展開しています。

また、海洋センター艇庫では、町内外から青少年を中心に多数の参加者がヨット・カヌーなどのマリンスポーツを楽しんでおり、体験交流の場としても活用されています。さらに、海洋センター温水プールでは、乳幼児から高齢者まで年間を通じて各教室に多数参加し、健康づくりに大きく寄与しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、住民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての住民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

【学校開放施設】

| 施設名 | | 面積 (m ²) | 照明施設 (kw) | 摘 要 |
|-------------|--------|-------------------------|--------------|---|
| 体 育 館 | 八百津小学校 | 2,053 | 16.0 | バレーボール2 卓球 バスケットボール2 バドミントン6 会議室 更衣室 |
| | 和知小学校 | 900 | 13.0 | バレーボール2 卓球 バスケットボール2 バドミントン1 |
| | 錦津小学校 | 749 | 11.6 | バレーボール2 卓球 バスケットボール1 バドミントン2 |
| | 久田見小学校 | 900 | 3.8 | バレーボール2 卓球 バスケットボール1 バドミントン3 |
| | 福地小学校 | 655 | 11.4 | バレーボール1 バスケットボール1 バドミントン3 |
| | 潮見小学校 | 780 | 10.8 | バレーボール1 卓球 バスケットボール1 バドミントン3 |
| | 東部中学校 | 1,081 | 16.8 | バレーボール2 卓球 バスケットボール2 バドミントン4 クラブハウス |
| | 旧潮南中学校 | 528 | 4.5 | バレーボール1 卓球 バスケットボール1 バドミントン2 |

| 施設名 | 面積 (m ²) | 照明施設 (kw) | 摘要 | |
|-------|-------------------------|--------------|------|-------------|
| グラウンド | 八百津小学校 | 8,477 | 21.0 | ソフトボール 2 |
| | 和知小学校 | 7,041 | 16.0 | ソフトボール 1 女子 |
| | 錦津小学校 | 3,693 | 13.0 | ソフトボール 1 |
| | 久田見小学校 | 6,995 | — | ソフトボール 1 |
| | 福地小学校 | 9,572 | 20.0 | ソフトボール 1 |
| | 東部中学校 | 10,000 | 21.0 | ソフトボール 2 野球 |
| | 旧潮南中学校 | 3,646 | 9.4 | ソフトボール 1 |

[公共施設]

| 施設名 | 面積 (m ²) | 照明施設 (kw) | 摘要 | |
|-------------|-------------------------|--------------|------------------------------------|--|
| 武道館 | 335 | 2.0 | 剣道 柔道 | |
| 丸山グラウンド | 13,178 | 48.0 | 野球 1 ソフトボール 1 サッカー 1 | |
| 和知グラウンド | 8,466 | 18.4 | ソフトボール 2 野球 グラウンドゴルフ | |
| 旧八百津高校グラウンド | 7,250 | 48.0 | ソフトボール 1 グラウンドゴルフ | |
| 蘇水公園野球場 | 10,340 | 60.0 | 野球 記録室 | |
| 蘇水公園多目的広場 | 10,500 | 32.0 | ソフトボール 2 200mトラック 1 サッカー | |
| 蘇水公園テニスコート | 2,200 | 24.0 | テニス 3 | |
| 久田見テニスコート | 1,870 | — | テニス 2 | |
| 和知テニスコート | 1,223 | 16.0 | テニス 2 | |
| 和知ゲートボール場 | 1,093 | — | ゲートボール 1 | |
| 和知体育館 | 553 | 13.0 | バレーボール 2 卓球 バスケットボール 1 バドミントン 2 | |
| 海洋センター | 体育館 | 1,102 | 8.0 | バレーボール 2 卓球 バスケットボール 1 バドミントン 2 事務所 ミーティングルーム |
| | プール | 1,158 | 10.0 | 25m×6コース 幼児用 1 |
| | 艇庫 | 454 | 1.0 | カヌー 18 OPヨット 10 12 fヨット 2 カッター 2 ゴムボート 1 ライフジャケット 50 |

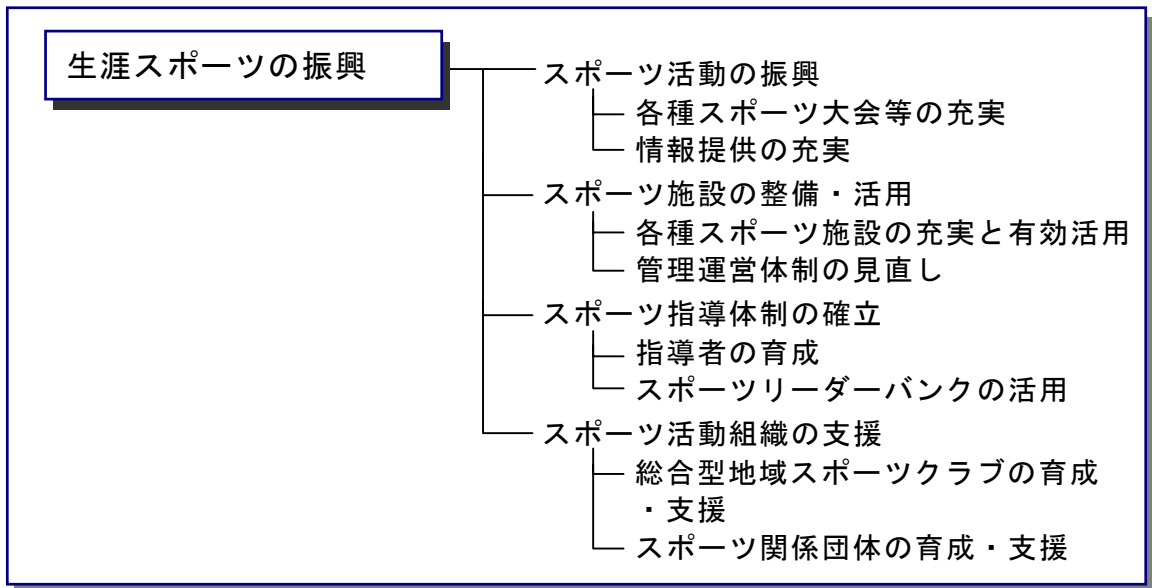
※平成 18 年度。

資料：教育委員会

基本方針

「町民 1 スポーツ」をテーマに、だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しめるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、普及啓発に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ活動の振興

①各種スポーツ大会等の充実

各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

②情報提供の充実

広報紙やケーブルテレビ、町ホームページ等を活用し、住民がその体力や運動能力、ニーズに応じた適切なスポーツ活動ができるように、各種大会や教室などスポーツに関する情報を収集し提供に努めます。

(2) スポーツ施設の整備・活用

①各種スポーツ施設の充実と有効活用

住民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、長期的見通しに立って、生涯スポーツ、競技スポーツの両面から計画的に整備充実を図り、その有効活用に努めます。

②管理運営体制の見直し

指定管理者制度の導入など、外部委託も視野に入れた管理運営体制の見直しを図ります。

(3) スポーツ指導体制の確立

①指導者の育成

指導者養成講習会等を通じて、指導者の育成と資質の向上を図ります。

②スポーツリーダーバンクの活用

スポーツリーダーバンク登録指導者の積極的な活用を図ります。

(4) スポーツ活動組織の支援

①総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」の活動の充実、自主運営等を支援します。

②スポーツ関係団体の育成・支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。

5 国際化への対応と交流活動の促進

現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

このような中、本町では、ALT（外国語指導助手）による小中学校の外国語教育の充実に努めているほか、B&G財団主催の海外体験航海、吉田茂国際交流基金による中学生の海外派遣研修、杉原千畝氏に因んだ人道の丘を中心とした「杉原ウィーク」の開催、国際交流員（CIR）による交流など国際化に対応した人材の育成や国際交流を進めています。

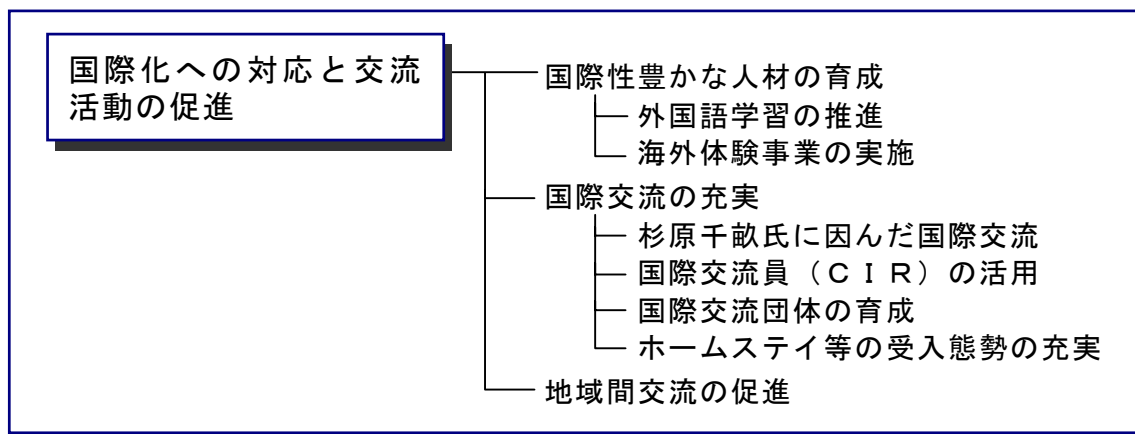
今後、国際化がさらに進む中で、国際感覚あふれる人材の育成や国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、人材育成の一層の推進をはじめ、住民主導の多様な交流活動の促進など、積極的な対応が求められます。

また、国内における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、地域間交流の促進が求められます。

基本方針

国際化時代、交流時代に対応し、国際化及び国際交流、地域間交流の展開を促進します。

施策の体系



主要施策

(1) 国際性豊かな人材の育成

①外国語学習の推進

学校教育や生涯学習の場において、ALTの活用等により、外国語学習の推進に努めます。

②海外体験事業の実施

B & G財団主催の海外体験航海、吉田茂国際交流基金による中学生の海外派遣研修を継続して実施します。

(2) 国際交流の充実

①杉原千畝氏に因んだ国際交流

「杉原ウィーク」の開催など杉原千畝氏に因んだ国際交流を図ります。

②国際交流員（C I R）の活用

国際理解の向上や文化交流の推進に向け、イスラエルからの国際交流員（C I R）の活用を図ります。

③国際交流団体の育成

住民主体の多様な交流に発展するよう、その中心となる国際交流団体等の育成に努めます。

④ホームステイ等の受入態勢の充実

外国人との交流を推進するため、ホームステイ等の受入態勢の充実を図ります。

(3) 地域間交流の促進

恵まれた自然や観光・交流施設、特色あるイベント等の本町の特性や地域資源を生かしながら、国内の自治体との交流や学校同士、団体同士の交流を促進します。

6 地域文化の振興

現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。

本町では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、中央公民館等の施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っています。町では、これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、演劇、講演など多様な文化行事を展開しています。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、住民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実等に努めていく必要があります。

また、本町には、数多くの貴重な文化財や伝統芸能が残されており、これらの文化財の保護・継承等を進めています。

さらに、国の重要文化財として指定された旧八百津発電所施設は、日本の水力発電と木曾川の筏運搬の歴史を物語る「旧八百津発電所資料館」として活用されています。

文化財や伝統芸能は、住民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に情報発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

[国・県指定文化財一覧表]

| 番号 | 指定 | 名 称 | 時代等 | 員数 | 所有者等 | 指定年月日 |
|----|----|----------------|--------|----|------|--------------------------------|
| 1 | 国 | 明鏡寺観音堂 建 | 室町時代 | 1棟 | 明鏡寺 | S52. 6.27 |
| 2 | 国 | 旧八百津発電所施設 建 | 明治44年 | 一式 | 八百津町 | H10. 5. 1 H17. 7.22 (追加) |
| 3 | 県 | 木造薬師如来並びに両脇侍 彫 | 平安時代 | 3 | 東光寺 | S33. 7.16 |
| 4 | 県 | 木造十一面観音坐像 彫 | 足利時代 | 1 | 正傳寺 | S51. 9. 3 |
| 5 | 県 | 木造聖観世音菩薩 彫 | 室町時代 | 1 | 明鏡寺 | S33. 7.16 |
| 6 | 県 | 縄文土器 工 | 縄文時代 | 1 | 大仙寺 | S33. 7.16 |
| 7 | 県 | 金銅三具足 工 | 足利時代 | 3 | 正傳寺 | S51. 9. 3 |
| 8 | 県 | 叭叭鳥 絵 | 約450年前 | 2 | 大仙寺 | S33. 7.16 |
| 9 | 県 | 達磨 絵 | 約450年前 | 1 | 大仙寺 | S33. 7.16 |
| 10 | 県 | 絹本著色阿弥陀如来迎図 絵 | 南北朝時代 | 1 | 善慧寺 | S53. 7.18 |

| 番号 | 指定 | 名 称 | 時代等 | 員数 | 所有者等 | 指定年月日 |
|----|----|------------------|------|----|---------|-------------|
| 11 | 県 | 絹本著色東陽英朝禪師像 絵 | 室町時代 | 1 | 大仙寺 | S63. 8. 23 |
| 12 | 県 | 絹本墨画 蘭石図 絵 | 室町時代 | 1 | 大仙寺 | S63. 8. 23 |
| 13 | 県 | 愚堂国師筆跡 書 | 江戸時代 | 1 | 正傳寺 | S51. 9. 3 |
| 14 | 県 | 愚堂東寔書跡 書 | 江戸時代 | 1 | 大仙寺 | S62. 8. 11 |
| 15 | 県 | 東陽英朝書跡 書 | 室町時代 | 1 | 大仙寺 | S62. 3. 10 |
| 16 | 県 | 久田見祭山車6輛 有民 | | 1 | 久田見祭保存会 | S50. 12. 10 |
| 17 | 県 | 久田見祭りの糸切りからくり 無民 | | | 久田見祭保存会 | S33. 4. 23 |
| 18 | 県 | 大船神社社叢 天 | | | 大船神社 | S49. 11. 13 |
| 19 | 県 | ハッチョウトンボ群棲地 天 | | | 八百津町 | S53. 12. 19 |

[町指定文化財一覧表]

| 番号 | 名 称 | 時代等 | 員数 | 所有者等 | 指定年月日 |
|----|-----------------|-------|-----|-------|-------------|
| 1 | 薬師堂及び棟札一式 建 | 江戸時代 | (1) | 薬師奉賛会 | S62. 8. 13 |
| 2 | 大船神社本殿並びに棟札十枚 建 | | (1) | 大船神社 | H 1. 6. 13 |
| | 小 計 | | 2件 | | |
| 3 | 猿 絵 | 室町時代 | 1 | 大仙寺 | S32. 12. 20 |
| 4 | 虎 絵 | 大和時代後 | 1 | 善慧寺 | S51. 12. 11 |
| 5 | 涅槃図 絵 | 江戸時代初 | 1 | 善慧寺 | S51. 12. 11 |
| 6 | だるま図 絵 | 江戸時代中 | 1 | 正宗寺 | S53. 8. 4 |
| 7 | 十六善神図 絵 | 不詳 | 1 | 正宗寺 | S53. 8. 4 |
| 8 | 十六善神図 絵 | 室町時代 | 1 | 明鏡寺 | S32. 12. 20 |
| 9 | 愚堂東寔賛墨画 絵 | 江戸時代初 | 1 | 大仙寺 | S58. 8. 30 |
| 10 | 愚堂東寔頂相 絵 | 江戸時代初 | 1 | 大仙寺 | S58. 8. 30 |
| | 小 計 | | 8件 | | |
| 11 | 木像十一面観音立像 彫 | 藤原時代末 | 1 | 東光寺 | S32. 12. 20 |
| 12 | 木彫千体仏(座像) 彫 | 室町時代 | 1 | 正宗寺 | S57. 7. 6 |
| | 小 計 | | 2件 | | |
| 13 | 刀剣 工 | 江戸時代 | 2 | 大船神社 | S49. 10. 1 |
| 14 | 和鏡 工 | 平安時代 | 1 | 大船神社 | S49. 10. 1 |
| 15 | 懸仏 工 | 平安時代 | 2 | 大船神社 | S49. 10. 1 |
| 16 | 香炉(チャンパ焼) 工 | 不詳 | 1 | 大仙寺 | S57. 7. 6 |
| 17 | 版木 工 | 不詳 | 1 | 大船神社 | H 4. 10. 2 |
| | 小 計 | | 5件 | | |
| 18 | 斎藤妙椿書状 書 | 室町時代 | 1 | 善慧寺 | S36. 5. 4 |
| 19 | 円海上人論旨 書 | 室町時代 | 1 | 善慧寺 | S36. 5. 4 |
| 20 | 繪旨 書 | 江戸時代 | 15 | 善慧寺 | S51. 12. 11 |
| 21 | 織田信長書状 書 | 天正8年 | 1 | 正傳寺 | S47. 1. 20 |
| 22 | 白隠禪師書 書 | 江戸時代中 | 6 | 正傳寺 | S51. 2. 24 |

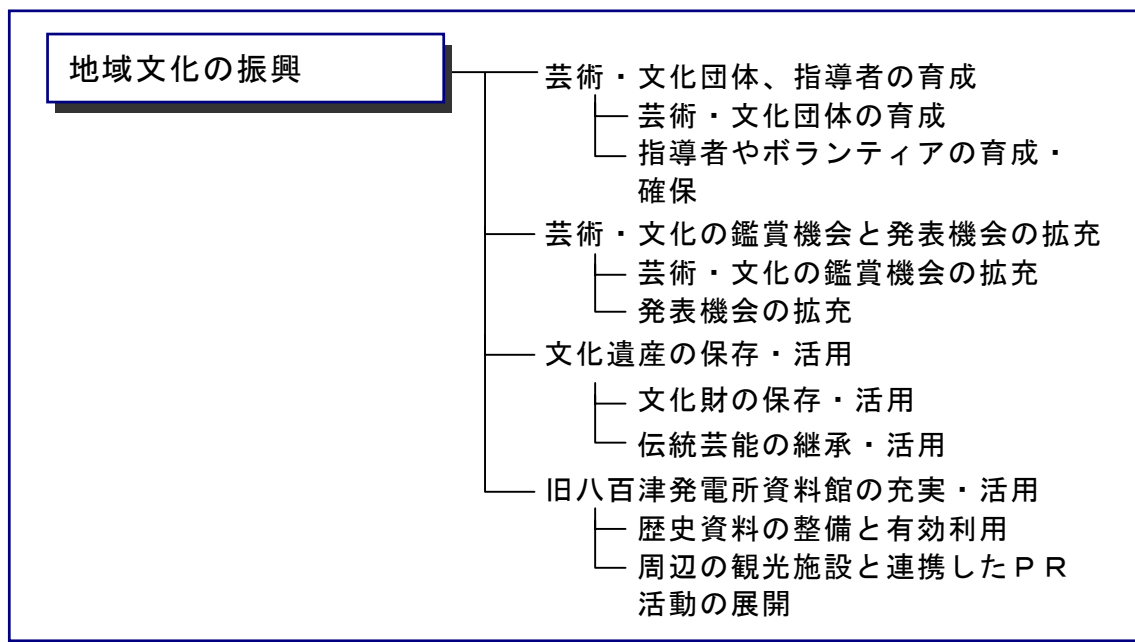
| 番号 | 名 称 | 時代等 | 員数 | 所有者等 | 指定年月日 | |
|----|-------------|-----|----------|------|---------|-----------|
| 23 | 山岡鉄舟書 | 書 | 明治初年 | 1 | 正傳寺 | S51. 2.24 |
| 24 | 一条兼良書 | 書 | 室町時代 | 1 | 善慧寺 | S51.12.11 |
| 25 | 愚堂東寔書跡 | 書 | 江戸時代 | 1 | 大仙寺 | S58.10. 1 |
| 26 | 〃 | 書 | 江戸時代 | 8 | 大仙寺 | S58.10. 1 |
| 27 | 東陽英朝書跡 | 書 | 室町時代 | 1 | 大仙寺 | S58.10. 1 |
| 28 | 蓮如上人墨書 | 書 | 室町時代後 | 2 | 法誓寺 | S62. 5. 1 |
| 29 | 雄禅宗虎禅師墨書 | 書 | | 6 | 正傳寺 | H 1. 6.13 |
| 30 | 土岐美濃守政房墨書 | 書 | 1504年 | 2 | 正傳寺 | H 1.12. 1 |
| 31 | 雪江宗深禅師墨書 | 書 | 室町時代 | 1 | 正傳寺 | H 1.12. 1 |
| 32 | 以安智察禅師墨書 | 書 | 室町時代 | 1 | 正傳寺 | H 1.12. 1 |
| 33 | 惟天景縦禅師墨書 | 書 | 室町～江戸 | 2 | 正傳寺 | H 1.12. 1 |
| | 小 計 | | | 16件 | | |
| 34 | 八百津祭山車 | 有民 | 江戸時代中 | 3 | 八百津祭保存会 | S59. 4. 2 |
| 35 | 祭典神馬用馬具 | 有民 | 江戸時代 | 1 | 須賀自治会 | S58. 8.30 |
| 36 | 絵馬（チャク） | 有民 | | 1 | 大船神社 | H 1. 6.13 |
| | 小 計 | | | 3件 | | |
| 37 | 久田見祭獅子舞及び拍子 | 無民 | | 6 | 久田見祭保存会 | S50. 6.17 |
| 38 | 杣沢に伝わる雨乞神事 | 無民 | | 1 | 杣沢自治会 | S53. 8. 4 |
| 39 | 錦織に伝わる木遣音頭 | 無民 | | 1 | 錦織綱場保存会 | S53. 8. 4 |
| 40 | 久田見祭の神馬まわし | 無民 | | 1 | 下田自治会 | S54. 1.30 |
| | 小 計 | | | 4件 | | |
| 41 | 定屋敷第1号炉址 | 史 | 縄文以前 | 1 | 古田平一郎 | S36. 5. 4 |
| 42 | 和知城址 | 史 | 江戸時代 | 1 | 八百津町 | S40. 4.10 |
| 43 | 元黒瀬湊灯台 | 史 | 文正5年 | 1 | 港町自治会長 | S52.10. 1 |
| 44 | 円山古墳 | 史 | 約1,500年前 | 1 | 交告義文 | S52.12.14 |
| | 小 計 | | | 4件 | | |
| 45 | クログネモチの木 | 天 | 江戸時代 | 1 | 八百津町 | S50. 6.17 |
| 46 | 椿の樹 | | 元和4年 | 8 | 正傳寺 | S60. 2.22 |
| 47 | 枝垂れ桜 | 天 | 目通り1.45m | 1 | 塩口自治会 | S63. 8.11 |
| | 小 計 | | | 3件 | | |
| | 合 計 | | | 47件 | | |

※平成18年4月1日現在。表中の建は建造物、絵は絵画、彫は彫刻、工は工芸品、書は書跡、有民は有形民俗、無民は無形民俗、史は史跡、天は天然記念物を示す。また、所有者等には、管理者、保持者、技芸者（団体を含む）を含む
資料：教育委員会

基本方針

住民の自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化遺産の保存・活用に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

① 芸術・文化団体の育成

各種芸術・文化団体の育成や活動支援に努めます。

② 指導者やボランティアの育成・確保

研修機会の拡充等を通じて指導者やボランティアの育成・確保を支援します。

(2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充

① 芸術・文化の鑑賞機会の拡充

文化祭の内容充実を図るとともに、文化講演会、芸術鑑賞会など魅力ある文化行事の開催を図ります。

② 発表機会の拡充

活動成果を発表する機会の拡充に努めます。

(3) 文化遺産の保存・活用

①文化財の保存・活用

民間の研究会と連携した文化財の適正な保存・活用に努めます。

②伝統芸能の継承・活用

伝統芸能などの無形文化財について、指導者や後継者の育成・支援等を通じて積極的にその継承・活用に努めます。

(4) 旧八百津発電所資料館等の充実・活用

①歴史資料の整備と有効利用

錦織綱場をはじめとした重要な歴史資料や民俗資料、考古学資料の整理に努め、有効活用を図ります。

②周辺の観光施設と連携したPR活動の展開

貴重な地域資源として、杉原千畝記念館など周辺の観光施設と一体となったPR活動を展開します。

第5章 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

1 農業の振興

現状と課題

わが国では、食の安全や健康な食生活に対する関心の高まり、農業構造改革の立ち遅れ、国際化の進展など大きな情勢の変化を踏まえ、平成17年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食の安全と消費者の信頼の確保や地産地消、食育の展開、担い手の育成と施策の集中的・重点的な実施をはじめ、新たな取り組みが進められつつあります。

本町の農家の主要作物は、米を中心に野菜の生産が行われています。平成17年の農林業センサスによると、農家総数は1,089戸、うち専業は66戸、兼業農家が1,023戸、うち「農業が主」の農家（第1種兼業農家）が12戸、「兼業が主」の農家（第2種兼業農家＋自給的農家）が1,011戸となっています。

本町はこれまで、伝統的基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進してきました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞、有害鳥獣の被害拡大などの問題が深刻化してきています。

このような状況の中で、農業を今後とも維持・発展させていくためには、生産者自らが農業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、消費者の視点を一層重視しながら、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

また、伝統的基幹産業である農業を将来にわたり維持・発展させていくため、生産者、農業関係機関・団体、行政の連携を強化し、品目横断的経営安定対策の導入に対応し、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進等による経営体制の強化をはじめ、優良農地の保全及び有効活用、用排水施設やため池、農道の整備と維持管理による農業生産基盤の充実、鳥獣被害対策の強化に努める必要があります。

さらに、農業関連廃棄物の適正な処理など環境保全に配慮した農業の促進に努めるとともに、学校給食との連携による地産地消への取り組みの推進が求められます。

[農家数・農家人口]

(単位：戸、人)

| | 農家数 | | | | | 農家人口 総数 |
|-------|-------|-----|-------|------|-------|------------|
| | 総数 | 専業 | 兼業 | | | |
| | | | 総数 | 農業が主 | 兼業が主 | |
| 昭和60年 | 1,797 | 151 | 1,646 | 74 | 1,572 | 7,972 |
| 平成2年 | 1,485 | 139 | 1,346 | 37 | 1,309 | 6,568 |
| 平成7年 | 1,328 | 154 | 1,174 | 50 | 1,124 | 5,753 |
| 平成12年 | 1,206 | 66 | 1,140 | 15 | 1,125 | 5,193 |
| 平成17年 | 1,089 | 66 | 1,023 | 12 | 1,011 | - |

※平成17年は農家人口総数未調査。

資料：農林業センサス

[経営耕地面積]

(単位：ha)

| | 総面積 | 田 | 樹園地 | 畑 | 1戸平均 耕地面積 |
|-------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 昭和60年 | 665 | 428 | 92 | 146 | 0.37 |
| 平成2年 | 562 | 356 | 71 | 135 | 0.38 |
| 平成7年 | 468 | 303 | 50 | 115 | 0.35 |
| 平成12年 | 414 | 274 | 31 | 110 | 0.34 |
| 平成17年 | 346 | - | - | - | 0.32 |

※平成17年は地目別面積未調査。

資料：農林業センサス

[農業産出額]

(単位：百万円)

| | | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 総額 | | 804 | 800 | 796 | 830 |
| 耕種 | 耕種計 | 459 | 437 | 470 | 454 |
| | 米 | 284 | 269 | 290 | 285 |
| | 麦類 | 0 | - | - | - |
| | 雑穀豆類 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | いも類 | 13 | 12 | 13 | 10 |
| | 野菜 | 105 | 100 | 96 | 99 |
| | 果実 | 24 | 22 | 21 | 23 |
| | 花き | 7 | x | x | x |
| | 工芸 | 13 | 18 | 30 | 24 |
| | 種苗 | 11 | x | x | x |
| 畜産 | 畜産計 | 340 | 356 | 318 | 362 |
| | 肉用牛 | 148 | 170 | 169 | 189 |
| | 乳用牛 | 119 | 114 | 98 | 92 |
| | 豚 | 41 | 39 | x | x |
| | 鶏 | 32 | 33 | 16 | x |
| | その他 | 0 | 0 | x | x |
| 加工農作物 | | 5 | 7 | 8 | 14 |

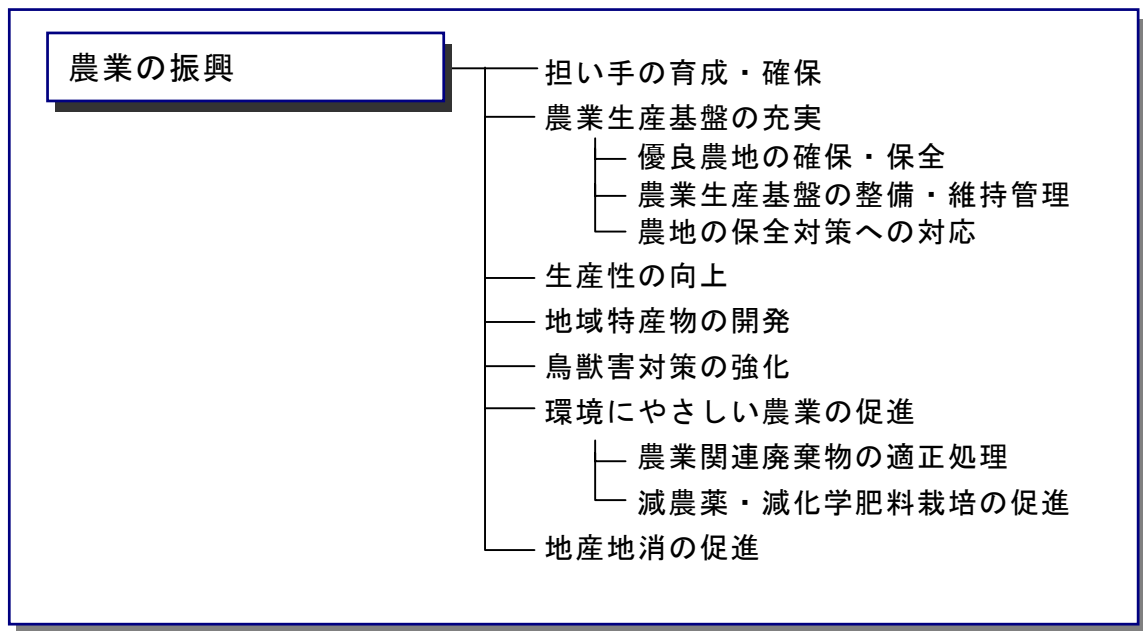
※表中の「0」は単位未満、「-」は該当なし、「x」は秘匿を表す。

資料：生産農業所得統計

基本方針

農業のもつ多面的機能の保全・活用に向け、生産者、関係機関・団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえた多面的な農業振興施策を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用や農地の集積、農作業受委託の促進等を通じ、本町の農業を支える担い手及び集落営農組織の育成、農業経営の法人化の促進に努めます。

(2) 農業生産基盤の充実

① 優良農地の確保・保全

農業振興地域整備計画に基づき、秩序ある土地利用を推進し、優良農地の確保・保全に努めます。

② 農業生産基盤の整備・維持管理

関係機関との連携のもと、農道、用排水施設、ため池など農業基盤の整備と維持管理を図ります。

③ 農地の保全対策への対応

中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策への取り組みなど農業生産基盤の適切な維持管理を支援します。

(3) 生産性の向上

関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、効率的な生産技術の導入等を促進し、各作目の生産コストの低減や生産性の向上を促進します。

(4) 地域特産物の開発

地域特性や消費者ニーズに即した農産物の導入・産地化を促進するほか、生産組合の強化とともに農畜産物の加工体制の充実を促し、加工特産品の開発を促進します。

(5) 鳥獣害対策の強化

被害の把握とともに、電気牧柵の設置や有害鳥獣の駆除など鳥獣被害対策の強化を図ります。

(6) 環境にやさしい農業の促進

① 農業関連廃棄物の適正処理

家畜排泄物や廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルを促進します。

② 減農薬・減化学肥料栽培の促進

生産性と環境に配慮した減農薬・減化学肥料栽培を促進します。

(7) 地産地消の促進

学校給食や町の施設における消費の拡大、商店、食品加工業等との連携、食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

2 林業の振興

現状と課題

森林は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など、多面的な機能をもっており、人々の生活に密接に結びついています。

本町の森林は、総面積の約8割を占めていますが、外材の輸入増加による木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中で、従事者の減少や高齢化とも相まって、生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

このような状況から、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成に努める必要があります。

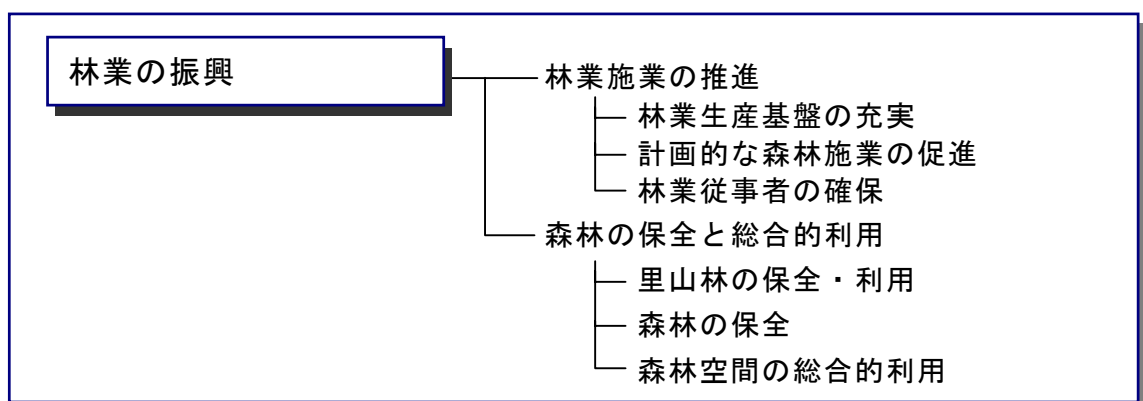
また、本町では、めい想の森においてANA・大学生協主催の「私の青空 八百津の森づくり」事業が開催されているなど、人と森の関係を見つめ直す林業体験事業が行われています。

今後も、里山等を林業体験や環境学習などの場として積極的に活用し、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

基本方針

将来にわたって適正に整備・管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、合理的、計画的な森林施業の促進、森林の保全、総合的利用に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 林業施業の推進

① 林業生産基盤の充実

森林施業の効率化、森林のもつ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備を進めます。

② 計画的な森林施業の促進

森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託の促進など、合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を促進します。

③ 林業従事者の確保

林業事業体の中心となる森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、林業従事者の確保・育成に努めます。

(2) 森林の保全と総合的利用

① 里山の保全・利用

森林づくり活動や森林環境教育、健康づくりの場として里山の活用を図り、地域住民・ボランティア団体の連携による身近な里山整備事業を推進します。

② 森林の保全

国土の保全や水源のかん養など森林のもつ多面的機能の持続的発揮に向け、住民及び関係者の意識の高揚を図りながら、森林の保全を進めます。

③ 森林空間の総合的利用

森林空間を林業体験や環境学習、レクリエーション、いこいの場として積極的に活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

3 商業の振興

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流やにぎわいを生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあります。

本町の商業活動は、役場周辺に形成された商店街を中心に地域での小売業が主であり、平成16年の商業統計調査によると、卸売業、小売業を合わせた商店数は159店、従業者数は641人、年間販売額は約76億円となっています。

本町の商業は、古くから小売業を主体に町内の購買ニーズに応じてきましたが、小規模個人経営が大部分を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商店街の環境整備をはじめ、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進する必要があります。

また、住民及び事業者との協働のもと、にぎわいのある空間づくりに向けて商店街空き店舗対策など既存商店街の再生に向けた環境整備が求められています。

【商店数、従業者数、年間販売額の推移】

(単位：店、人、万円)

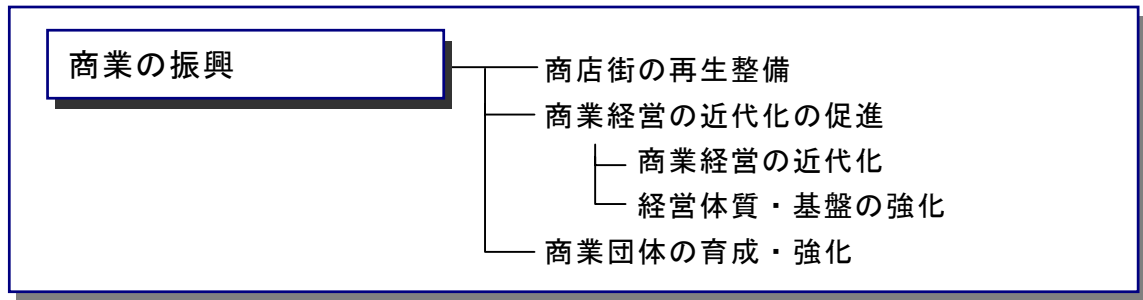
| | 商店数 | 従業者数 | 年間販売額 |
|-------|-----|------|---------|
| 平成6年 | 211 | 669 | 943,429 |
| 平成9年 | 190 | 646 | 881,316 |
| 平成11年 | 190 | 581 | 904,442 |
| 平成14年 | 177 | 618 | 782,950 |
| 平成16年 | 159 | 641 | 760,201 |

資料：商業統計調査

基本方針

にぎわいの場の再生と創造を目指し、住民及び事業者、商業団体、行政が一体となって、商店街の再生整備や商業経営の近代化を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 商店街の再生整備

住民及び事業者との協働のもと、駐車場や多目的広場、ポケットパーク、歩道の整備など商店街の環境・景観整備を促進します。

(2) 商業経営の近代化の促進

①商業経営の近代化

商工会等との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘など空き店舗対策、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開、イベント戦略の展開、農林業や工業、観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

②経営体質・基盤の強化

厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(3) 商業団体の育成・強化

商業振興の中核的役割を担う商工会等商業団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

4 工業の振興

現状と課題

工業は、地域において経済面での貢献はもとより、雇用の確保、若年層の定住促進など、重要な役割を担っています。

本町の工業は、工業団地等への誘致企業と八百津せんべい、栗きんとんなどの製菓業、こんにやくなどの食品製造業、酒、味噌、酢の醸造業といった地場産業を中心に展開されており、平成16年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は75事業所、従業者数は1,444人、製造品出荷額は約269億円となっており、主要事業は輸送機器製造、プラスチック機器製造、金属製品製造、食料品製造などとなっています。

本町ではこれまで、原・野上・和知工業団地への企業誘致に努めてきました。その結果、優良企業の進出があり、町内での雇用の場の一定の確保など企業誘致の効果が上がっています。

しかし、依然として町外への通勤者が多く、若年層を中心に町外への人口流出がみられます。

今後も、活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、工業用地の確保とともに企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業等の立地促進に努める必要があります。

また、商工会等関係団体と連携し、既存企業の体質強化を支援していくとともに、八百津せんべいや栗きんとんなどの製菓、こんにやく製品、酒、味噌、醸造酢などの地域ブランドとしての確立と商品PRを促進し、販路の拡大を図る必要があります。

【事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移】

（単位：店、人、万円）

| | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 |
|-------|------|-------|-----------|
| 平成13年 | 188 | 1,611 | 2,662,737 |
| 平成14年 | 171 | 1,575 | 2,598,105 |
| 平成15年 | 163 | 1,597 | 2,652,493 |
| 平成16年 | 75 | 1,444 | 2,694,442 |

※平成16年は従業者4人以上の事業所。

資料：工業統計調査

[産業中分類別製造品出荷額等の推移]

(単位：万円)

| | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総額 | 2,662,737 | 2,598,105 | 2,652,493 | 2,694,442 |
| 食料品 | 331,836 | 327,322 | 330,532 | 327,307 |
| 飲料・飼料 | 72,227 | 48,318 | 53,221 | 45,196 |
| 繊維 | 58,037 | 47,700 | 52,831 | 45,531 |
| 衣服 | 16,383 | 13,325 | 15,508 | 12,733 |
| 木材 | 38,894 | 38,440 | 23,780 | 21,675 |
| 家具 | 9,566 | 11,022 | 14,142 | - |
| 出版・印刷 | × | × | × | - |
| プラスチック | 492,595 | 450,906 | 532,980 | 551,660 |
| ゴム製品 | × | × | × | × |
| 皮革 | × | × | - | - |
| 窯業・土石 | 315,803 | 366,827 | 269,913 | × |
| 非鉄金属 | × | × | × | × |
| 金属製品 | 892,180 | 340,438 | 395,256 | 418,564 |
| 機械 | 109,720 | 102,314 | 94,268 | 98,535 |
| 電気機器 | 287,223 | 168,038 | 163,996 | 196,977 |
| 輸送機器 | × | 573,858 | 618,132 | 664,132 |
| その他 | 2,021 | 4,080 | 4,724 | - |

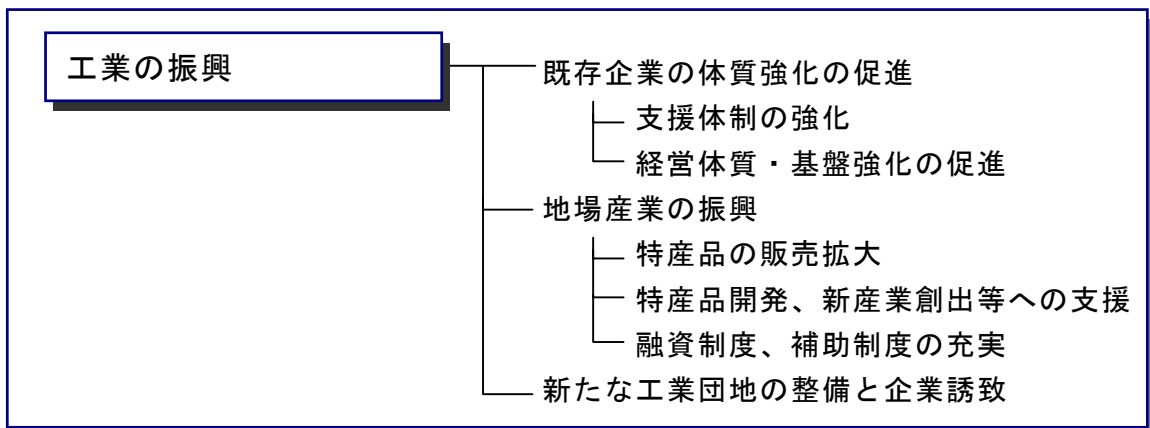
※平成16年は従業員4人以上の事業所。表中の「-」は該当なし、「×」は秘匿を表す。

資料：工業統計調査

基本方針

活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、工業団地の整備と優良企業の誘致を推進するとともに、既存企業の体質強化や特産品づくり、新産業の創出への支援を進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 既存企業の体質強化の促進

① 支援体制の強化

商工会等との連携のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進するため、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図ります。

② 経営体質・基盤強化の促進

厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 地場産業の振興

① 特産品の販売拡大

特産品の販売拡大に向け、「八百津ブランド」の確立と商品PRを促進するとともに共同事業化の検討と促進を図ります。

② 特産品開発、新産業創出等への支援

関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や組織づくりなど産業支援・研究開発体制の整備を図り、新たな特産品（八百津ブランド）の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

③ 融資制度、補助制度の充実

施設の近代化、高度化に向けた融資制度、補助制度を充実します。

(3) 新たな工業団地の整備と企業誘致

雇用の場の確保に向け、適地に工業団地を整備し、積極的な企業誘致を推進します。

5 観光・レクリエーションの振興

現状と課題

「いやし」を求める自然志向・健康志向の高まり、歴史、体験など観光目的の個性化など、観光ニーズはますます多様化、高度化する傾向にあり、観光地にはこうした変化に対応した、リピーター（繰り返し訪れる人）の増加に向けた魅力づくりが求められています。

本町は、人道の丘「杉原千畝記念館」、旧八百津発電所資料館などの特色ある施設、飛騨木曾川国定公園に指定されている雄大な木曾川の流れ、五宝滝、めい想の森やフレンドリーパークおおひらなど水と緑に親しめる空間などの地域資源を有しています。また、日本の棚田百選に選定された上代田棚田のオーナー制度による農業体験、里山づくりによる林業体験など地域特性を生かした体験・交流活動も行われています。さらに、近年、観光ボランティアが発足するなど観光客受け入れに向けた取り組みがみられます。

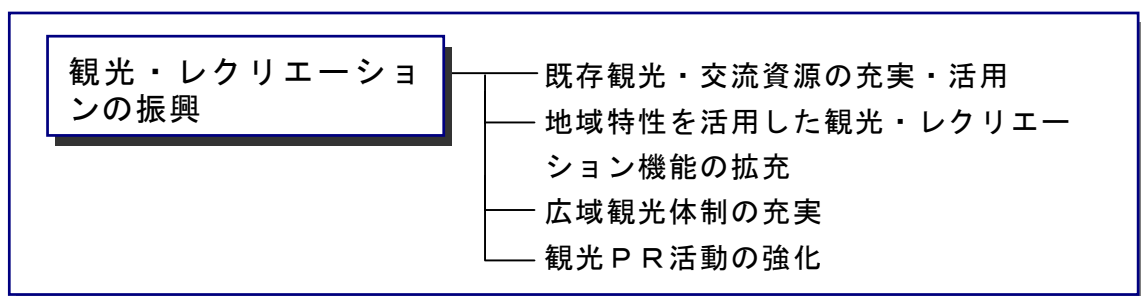
しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

観光はこれからのまちづくりや産業振興をけん引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興策と連携を図りながら、自然と歴史と地域産業が結びついたコラボレーション（連携・協働）的な観光開発に向け、観光資源の整備、観光ルートの確立、観光PR活動の強化、イベントや祭りの充実など、多面的な取り組みを推進し、交流人口の増加と地域の活性化を図る必要があります。

基本方針

地域性に即した観光・レクリエーション機能の拡充に向け、既存資源の一層の充実・活用に努めるほか、自然とのふれあい、体験できる場や機会の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 既存観光・交流資源の充実・活用

既存観光・交流資源の充実、観光・交流イベントの内容充実とともに町内における観光・交流資源のネットワーク化を図ります。

(2) 地域特性を活用した観光・レクリエーション機能の拡充

里山や棚田での農林業体験や木曾川でのマリンスポーツなど豊かな自然とふれあう地域特性を活用した観光・レクリエーション機能の充実を図ります。

(3) 広域観光体制の充実

県や周辺自治体との連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

(4) 観光PR活動の強化

観光パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスコミの活用等を通じ、観光PR・パブリシティ（マスコミ等の取材による紹介）活動の強化に努めます。

6 雇用・勤労者福祉の充実

現状と課題

産業構造の変化や技術革新など環境の急速な変化の中で、労働力人口の減少や高齢化の進行など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

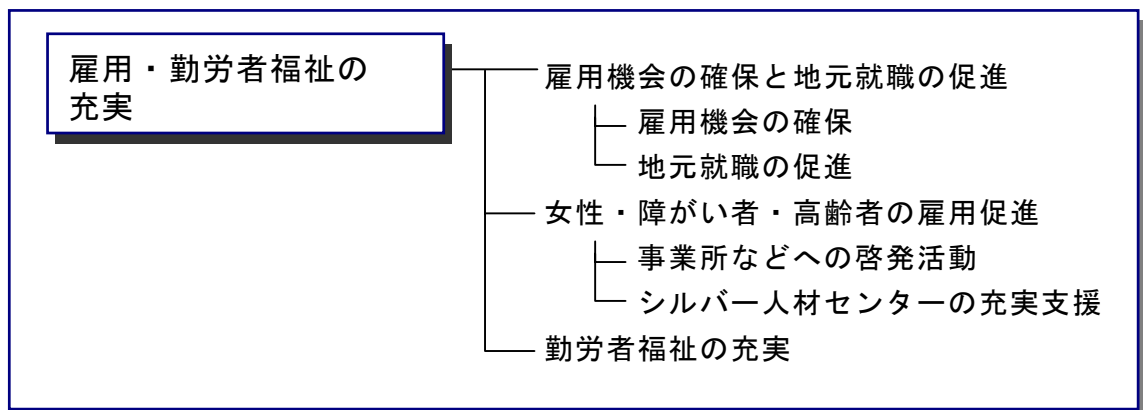
雇用をめぐる情勢が依然として厳しい状況にある中、本町においても企業誘致や産業振興、町内企業への地元雇用の要請など雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の充実、職業訓練等の各種施策を展開し、若年労働者の地元就職、女性の雇用促進、シルバー人材センター事業への支援による高齢者の就労促進に努める必要があります。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障がい者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上を図る必要があります。

基本方針

すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

①雇用機会の確保

新たな工業団地の整備と企業誘致をはじめ、各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の確保を図ります。

②地元就職の促進

ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します

(2) 女性・障がい者・高齢者の雇用促進

①事業所などへの啓発活動

男女雇用機会均等法の趣旨の普及をはじめ、女性・障がい者の雇用の促進など事業所への働きかけを図ります。

②シルバー人材センターの充実支援

高齢者の雇用促進のため、シルバー人材センターの充実支援に努めます。

(3) 勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

7 消費者対策の充実

現状と課題

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、ねずみ講（無限連鎖講）、インターネットなどによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪徳商法による被害が急増する傾向にあります。

本町においては、県生活相談センターをはじめ関係機関・団体との連携のもと、住民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現を目指して、消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及、消費者団体の育成、リサイクル運動への支援等を推進しています。

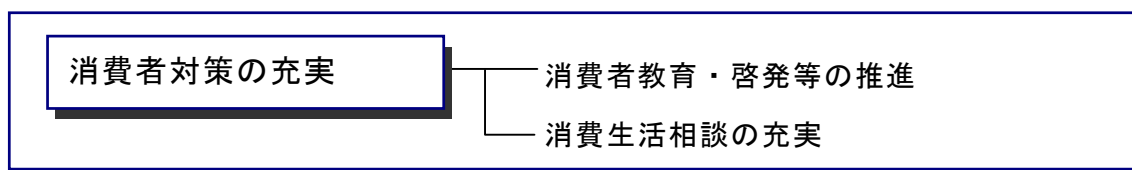
今後、商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、悪徳商法や危険な商品・サービスから自分を守り、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身が悪徳商法等を見抜く目を養い、自立した行動をすることが大切です。

このため、今後とも県等関係機関・団体と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供、相談業務を充実させていく必要があります。

基本方針

自立する消費者の育成を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者行政を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者教育・啓発等の推進

関係機関との連携のもと、時代に適応した広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布等を通じて住民や消費者団体に対して、消費生活に関する情報提供に努めます。

(2) 消費生活相談の充実

被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。また、消費生活問題へ取り組む団体の育成と活動支援を推進します。

第6章 共につくる協働と参画のまちづくり

1 人権尊重のまちづくり

現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

本町においては、「世界に発信する人権教育推進の町」として、一人ひとりの人権意識を培う教育を進めてきたことから、人権尊重の意識が浸透しつつあり、着実に成果を上げてきています。

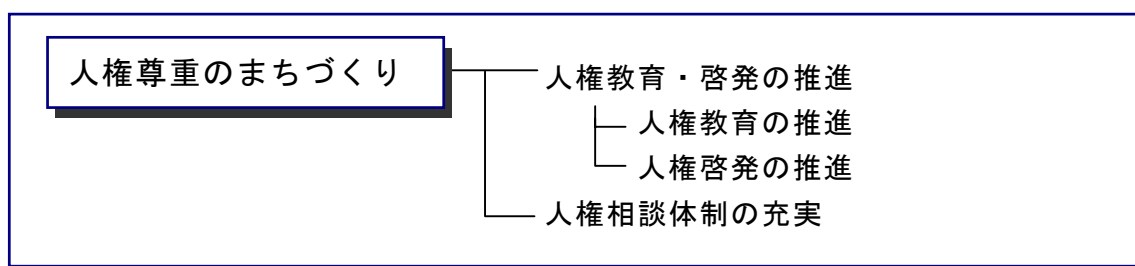
しかし、差別や人権侵害が今なお発生しているのも事実であり、また、国際化や情報化、高齢化など社会・経済情勢の変化を背景とした新たな人権問題も起こっています。

今後も、これまでの人権教育・啓発によって培われてきた成果を踏まえるとともに、住民一人ひとりの人権感覚を育むため、人権啓発や人権教育を継続的かつ効果的に推進していく必要があります。

基本方針

人権意識を高める人権教育と啓発活動を推進し、住民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、行動する、人権尊重のまちづくりに努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 人権教育・啓発の推進

①人権教育の推進

人道プランに基づき、学校における人権教育を推進します。

②人権啓発の推進

あらゆる差別や偏見の撤廃を目指して、家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会を通じた人権啓発を推進します。

(2) 人権相談体制の充実

基本的人権の尊重に基づき、関係機関と連携して人権相談体制の充実に努めます。

2 男女共同参画の推進

現状と課題

人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待がますます高まっています。

国においては、平成17年12月に第2次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立など少子化対策のほか、防災や地域おこし、観光、環境等の新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進の必要性等を示しています。

本町においては、地域を支える女性ネットワーク会議など女性団体の活動支援、委員会等への女性の参画、女性の学習機会の提供など女性の社会参画の促進に努めています。

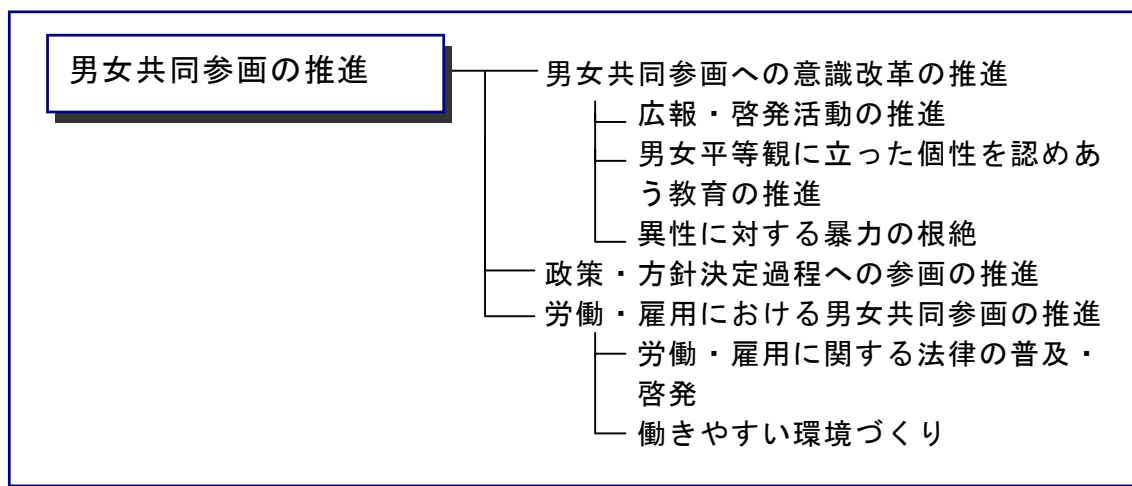
しかし、現実的には実質的な男女共同の保証の確立は定着したとはいえず、依然として、人々の意識の中では性別による固定的な役割分担が残っており、男女平等が実現しているとは言い難い状況にあります。

このため、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の形成に向け、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

施策の体系



主要施策

(1) 男女共同参画への意識改革の推進

① 広報・啓発活動の推進

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、県や関係機関と連携し、広報・啓発活動を推進します。

② 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進

学校教育、家庭教育、生涯学習など様々な場を通じて、男女平等の理念に基づく教育・啓発を推進します。

③ 異性に対する暴力の根絶

DV（配偶者等からの暴力）など異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進します。

(2) 政策・方針決定過程への参画の推進

各種委員会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大に努めるとともに、学習活動等を促進し、女性の能力向上を支援します。

(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進

① 労働・雇用に関する法律の普及・啓発

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。

② 働きやすい環境づくり

仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策等の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

3 コミュニティ活動の推進

現状と課題

住民の連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動は、地域の福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成、地域文化の醸成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

本町では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、消防団・自治会、公民館活動等が今なお活発に行われています。

しかし、近年は、少子化や核家族化、若年層の流出、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されています。

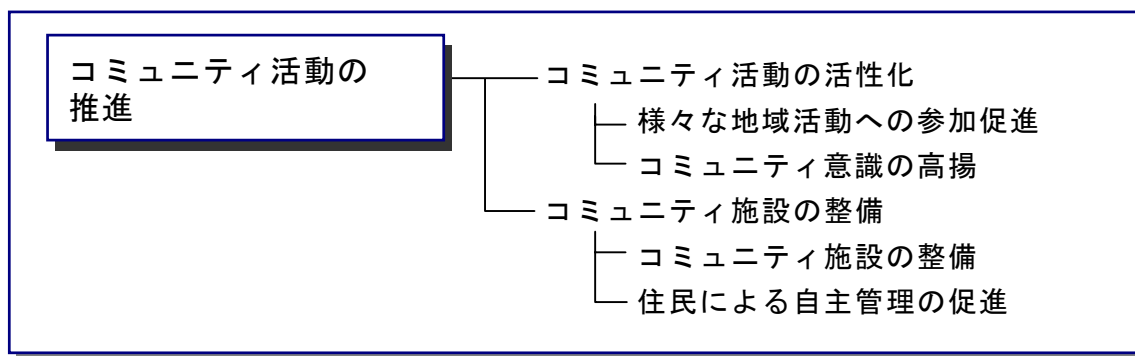
住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、生活基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくり、個性豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

基本方針

住民自治の地域づくり、地域主導のまちづくりに向け、自律的なコミュニティ活動が展開できる仕組みづくりを進めます。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティ活動の活性化

① 様々な地域活動への参加促進

ともに支えあい安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動、地域の文化活動などへの参加を促進します。

② コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発によりコミュニティ意識の高揚を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備

① コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所や公民館等の施設整備・充実を図ります。

② 住民による自主管理の促進

地域住民による身近なコミュニティ施設の自主管理を促進します。

4 協働のまちづくりの推進

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いますます多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権推進法により地方の創意工夫によって自ら考え自ら地域づくりを行なうことが求められ、さらなる地方分権の推進と地域分権が進められようとしています。

そのため、住民と行政とが一体感を持って個性的で自立したまちを創造し、持続的に経営していくために、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

本町では、広報紙や町ホームページ等を通じた広報活動を推進するとともに、各種アンケート調査の実施など広聴活動を行っています。

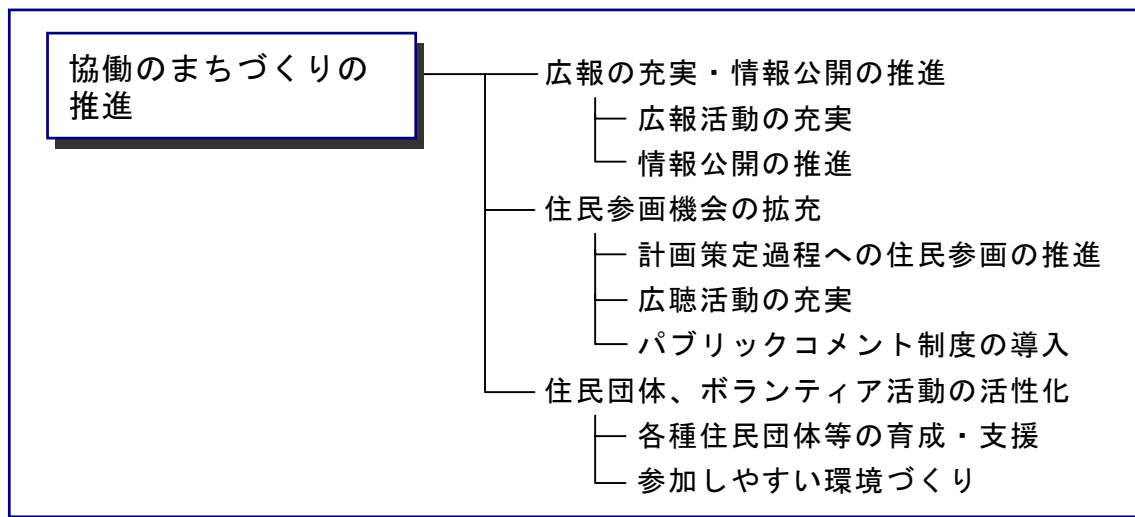
また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく各種行政情報の公開に努めており、さらに各種行政計画の策定などにおいても審議会や委員会を設置するなどして、住民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層進めていくことが必要です。

基本方針

すべての分野において住民の参画を促進し、新たな時代の協働のまちづくりを進めるため、住民と行政との協働体制の確立に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 広報の充実・情報公開の推進

① 広報活動の充実

広報紙、町ホームページの充実を図るとともに、ケーブルテレビを活用した行政情報の提供など広報活動の充実を図ります。

② 情報公開の推進

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町政運営の透明性の確保を図るため、円滑な情報公開を推進します。

(2) 住民参画機会の拡充

① 計画策定過程への住民参画の推進

各種行政計画の策定過程での委員等の一般公募など計画策定への住民参画を推進します。

② 広聴活動の充実

地区懇談会の開催、夢ポストや町ホームページでのメールによる意見聴取、各種計画策定時のアンケート調査の実施など広聴活動の充実を図ります。

③ パブリックコメント制度の導入

政策を計画決定する過程で、原案を公表し、住民の意見を求め、それに考慮して決定するパブリックコメント制度の導入を推進します。

(3) 住民団体、ボランティア活動の活性化

① 各種住民団体等の育成・支援

各種住民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、新たな住民団体やボランティア、NPO（民間非営利組織）の創設・活動を支援します。

② 参加しやすい環境づくり

ボランティア活動やNPO活動が広く理解され、誰もが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図るとともに、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

5 時代に対応した自治体経営の推進

現状と課題

本格的な地方分権時代の中で、自治体には、住民参画を基本に自らの責任と判断で自らの地域を持続的に経営していく能力が強く求められ、自治体の力量、職員一人ひとりの力量がその地域の将来を決める時代を迎えました。

本町は、合併協議の破綻を受け、単独での行政運営を行うこととなりましたが、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに増大・多様化していくことが予想されるとともに、一方では、三位一体改革の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

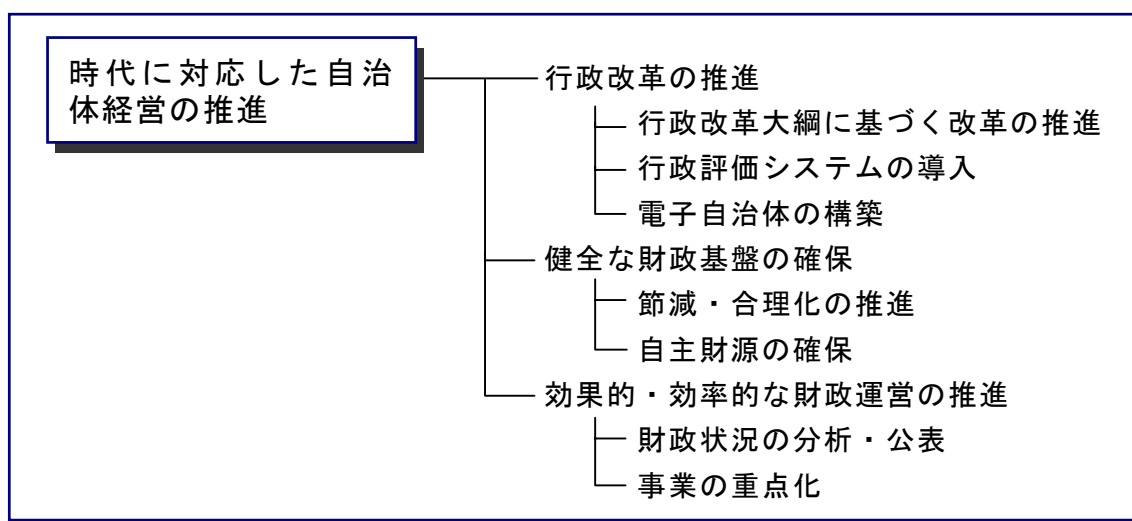
このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、真に自立した自治体経営を進めていくためには、行政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。

従って、今後は、時代変化に対応した新たな行政システムの構築に向けて平成17年度に策定した行政改革大綱に基づき、さらなる行政改革を計画的かつ積極的に推進していくことが必要です。

基本方針

地方分権時代にふさわしい自立した自治体経営を進めるため、さらなる行政改革を計画的に進めていくとともに、極めて厳しい財政状況を踏まえ、効果的・効率的な財政運営を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 行政改革の推進

①行政改革大綱に基づく改革の推進

行政組織・機構の改革をはじめ、事務・事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、人材育成基本方針の推進による職員の能力開発の推進、行政ニーズに応じた弾力的な人員配置など、さらなる行政改革を計画的に進め、変革の時代に適合した行政システムの構築による自立した自治体経営の実現を目指します。

②行政評価システムの導入

評価結果に基づき施策・事務事業の見直しを行う行政評価システムを導入し、目標管理型の行政運営体制の確立を図ります。

③電子自治体の構築

効率的なサービスの提供に向けた電子自治体の構築を進めます。

(2) 健全な財政基盤の確保

①節減・合理化の推進

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しと、施策の「選択と集中」を行い、その節減とともに合理化を推進します。

②自主財源の確保

課税対象の的確な把握や収納率の向上対策、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、産業振興による税の確保など自主財源の確保・充実を図ります。

(3) 効果的・効率的な財政運営の推進

①財政状況の分析・公表

連結バランスシート（貸借対照表）、行政コスト計算書（損益計算書）を作成し、財政状況を住民にわかりやすく公表します。

②事業の重点化

事業効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化を図ります。

6 広域行政の推進

現状と課題

広域交通網の整備に伴い、生活圏や経済圏が拡大されており、こうした生活圏や経済圏の拡大に対応したまちづくりを進めるためには、様々な分野において広域的な機能分担と連携を図ることが重要となっています。

また、住民の地方自治体へのニーズも高度化しており、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められます。

このような状況に対応するためには、施策や事業を広域的な視点から連携・調整し、効率的な行政を進めていくことが必要です。

本町は、2市2郡（美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）で構成される可茂広域行政事務組合に属し、広域市町村圏計画策定のもと、圏域の総合的發展に向けた取り組みを推進してきました。

今後は、関係市町村の密接な相互協力を深め、さらに広域的な行政需要に対応した効率的な事業運営を図ることが必要となっています。

【事務の共同処理状況】

| 名 称 | 共同処理事務 | 構 成 団 体 | 管理者の属する団体 | 設立年月日 |
|--------------|-----------------|--|-----------|------------|
| 可茂衛生施設利用組合 | し尿、塵芥、火葬場、不燃物処理 | 美濃加茂市、可児市、加茂郡・可児郡の全町村 | 可児市 | S35. 1. 10 |
| 可茂消防事務組合 | 消 防 | 美濃加茂市、可児市、加茂郡・可児郡の全町村 | 美濃加茂市 | S45. 4. 1 |
| 可茂公設地方卸売市場組合 | 市 場 | 美濃加茂市、可児市、加茂郡・可児郡の全町村 | 可児市 | S52. 7. 11 |
| 可茂広域行政事務組合 | 市町村圏計画の策定等 | 美濃加茂市、可児市、加茂郡・可児郡の全町村、可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合 | 美濃加茂市 | H 7. 4. 1 |
| 中濃地域農業共済事務組合 | 農 業 共 済 | 郡上市、美濃市、関市、可児市、美濃加茂市、加茂郡・可児郡の全町村 | 関市 | H 9. 4. 1 |

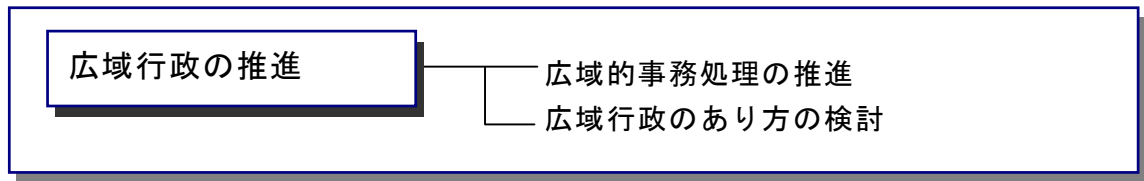
※平成 18 年 4 月 1 日現在。

資料：経営管理課

基本方針

住民ニーズの多様化・高度化に対応した、広域での効率的・効果的な公共サービスの提供に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 広域的事務処理の推進

行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応するため、周辺自治体と連携した広域的事務処理を推進します。

(2) 広域行政のあり方の検討

広域連合制度の導入や市町村合併についての調査・研究を推進します。